

名勝無鄰庵庭園保存活用計画

令和4年3月

京都市

名勝無鄰庵庭園保存活用計画の策定に当たって

明治・大正期の元勲である山県有朋が築造した邸宅で、山県の京都別邸として使われてきた無鄰庵。園内には芝生が植わる平坦な小丘が広がるとともに、琵琶湖疏水からの豊富な水により自然の溪流のような川と池が配置されています。その構成は、後に岡崎・南禅寺界限に形成される近代庭園群の先駆けとなりました。

また、園内には木造の母屋や茶室のほか、煉瓦造の洋館があります。この洋館で、山県有朋と伊藤博文、桂太郎、小村寿太郎による「無鄰庵会議」が開催され、日露戦争につながる方針が決定されており、歴史の舞台になった場所でもあります。

山県の後、財団法人無鄰庵保存会による所有を経て、無鄰庵は昭和16年（1941）に京都市に寄付され、明治27年（1894）の築造着手から130年近くの歴史を刻みながら現在に至っています。

一方、建築群の老朽化や庭園の本格修理など課題もある中、京都の歴史文化に触れることができる、大切な文化財たる無鄰庵の適正な保存活用を図り、次世代へ継承するため、「名勝無鄰庵庭園保存活用計画」を策定しました。

本計画では、無鄰庵の歴史と現状を整理し、本質的価値や構成要素を明示するとともに、建物の本格修理事業を見据え、庭園の保存と活用の考え方及び具体的な取組などをお示します。

そして、計画に記載されている様々な施策を実施し、同時に、この庭園を取り巻く状況を広く周知することにより、市民や来園者の皆様が無鄰庵の魅力を実感していただけるよう努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たって、京都市文化財公開施設保存活用検討委員会の皆様や文化庁、京都府など多くの方々に御指導を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

令和4年3月

京都市長 門川 大作

例 言

- 1 本報告書は、京都府京都市左京区に所在する名勝無鄰庵庭園の保存活用計画（以下「本計画」とする）である。
- 2 本計画の策定事業は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課が主体となり、令和2年（2020）6月1日から令和4年（2022）3月31日にかけて実施した。
- 3 本計画の策定に当たり、京都市文化財公開施設保存活用検討委員会から意見を聴取した（詳細は本計画の「第1章 計画策定の経緯と目的、第2節 委員会の設置・経緯」を参照）。また、文化庁文化財第二課及び京都府教育庁指導部文化財保護課の指導と助言を受けた。
- 4 本計画の策定に当たっては、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年（2019）3月4日、文化庁）及び「史跡等保存活用計画―標準となる構成／作成の留意点―」（「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」，平成27年（2015）3月，文化庁文化財部記念物課）を参考に内容を検討した。
- 5 本計画の「第2章 無鄰庵の概要、第3節 成り立ち、第4項 無鄰庵の歴史」には、本業務とは別に今江秀史（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）が実施した「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」（京都市文化市民局，2015年）及び「山県有朋と無隣庵保存会における無隣庵の築造と継承の意志の解明」（『京都市文化財保護課研究紀要 創刊号』，2018年）の成果を使用した。
- 6 本計画の策定に係る事務は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において行い、名勝無鄰庵庭園の保存活用計画策定業務を株式会社中根庭園研究所に委託し、取りまとめにあたった。
事務局 山口 壮八（文化市民局文化芸術都市推進室 文化財担当部長）
伊藤 勲（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 文化遺産普及・活用担当課長）
（令和3年3月まで）
吉田 暢宏（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 文化遺産普及・活用担当課長）
（令和3年4月から）
中村 有希（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 係長）
堀 大輔（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 係長）
今江 秀史（文化市民局元離宮二条城事務所 主任（同局文化芸術都市推進室文化財保護課兼務））
西森 正晃（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 主任）
成瀬 陽一（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 主任）
委託業者 中根 史郎（株式会社中根庭園研究所 代表取締役所長）
中根 行宏（株式会社中根庭園研究所 取締役）
大崎 樹雲（株式会社中根庭園研究所）

- 7 一般的に「むりんあん」の表記は、文化財名称としては、官報告示に基づいて「名勝無鄰庵庭園」と記載し、京都市の施設名称としては、「京都市無鄰菴等条例」に基づいて「無鄰菴」と記載している。また、本計画における表記は、用語凡例のとおりとする。
- 8 図の出典及び所蔵は、その図を掲載している頁に記載する。記載のないものは本事業で作成したものである。
- 9 本計画内の資料の提供は、公益財団法人山縣有朋記念館、国際日本文化研究センター、宗教法人南禅寺、指定管理者（植彌加藤造園株式会社）の御協力を得た。
- 10 本計画では、歴史調査の調査結果に基づき、無鄰庵の築造の年代を明治 27 ～ 30 年（1894 ～ 1897）頃としている。ただし、引用等においては、成立の年代が異なっている場合があるが、そのまま記載している。

用語凡例

—50 音順—

母屋：無鄰庵の西側に位置する木造一部 2 階建ての建物。

恩賜稚松の記：明治 34 年（1901）に山県有朋が無鄰庵内に建立した「御賜稚松乃記」と題する石碑。

管理人住居：無鄰庵の西端に位置する木造平屋建ての建物。

棗^{たくだし}駝師：庭師のこと。

茶室：無鄰庵の南側に位置する木造平屋建ての建物。

琵琶湖疏水：琵琶湖の水を京都に供給するため、明治 23 年（1890）に竣工した。疏水の水は、無鄰庵の池泉用水として引き込まれている。

無鄰庵：本計画における「むりんあん」の表記は、「無鄰庵」と記載する。ただし、第一・二・三と呼称する場合に限っては、「無隣庵」と記載する。

山県有朋：本計画においては、左記のとおり新字体により表記する。

洋館：無鄰庵の西南側に位置する煉瓦造 2 階建ての建物。

※原則、固有名詞についての漢字表記は、その資料名・組織名等の表記に準じる。

名勝無鄰庵庭園保存活用計画

目次

第1章	計画策定の経緯と目的	1
第1節	計画策定の経緯と目的	1
第2節	委員会の設置・経緯	2
第3節	本市の計画との関係	5
第4節	関連法令	11
第5節	計画の実施	17
第2章	無鄰庵の概要	18
第1節	基本事項	18
第2節	指定・所有の状況	20
第3節	成り立ち	21
第3章	本質的価値	70
第1節	本質的価値の明示	70
第2節	構成要素の大別	74
第3節	区域区分	78
第4節	本質的価値を構成する諸要素の特定	88
第4章	現状・課題	94
第1節	保存	94
第2節	活用	97
第3節	整備	103
第4節	運営体制	104
第5章	基本方針	105
第1節	保存基本方針	105
第2節	活用基本方針	106
第3節	整備基本方針	107
第4節	運営体制基本方針	107
第6章	保存（保存管理）	108
第1節	方向性	108
第2節	方法	108
第3節	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準	109

第7章	活用	114
第1節	方向性	114
第2節	方法	114
第8章	整備	115
第1節	方向性	115
第2節	方法	115
第9章	運営体制	117
第1節	方向性	117
第2節	方法	117
第10章	実施すべき施策	118
第1節	保存	118
第2節	活用	119
第3節	整備	119
第4節	運営体制	120
第11章	経過観察	121
第1節	方向性	121
第2節	方法	121
資料編		
資料1	図	資-1
資料2	写真	資-4
資料3	絵図	資-25

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯と目的

第1項 計画策定の経緯

元来無鄰庵は、明治27～30年（1894～1897）頃にかけて築造された、明治の元勲・山県有朋の京都の邸宅であった。その庭園は、京都における近代庭園の先駆けとして知られる。昭和16年（1941）には、山県家及び財団法人無鄰庵保存会（以下「保存会」とする）から京都市へ寄贈され、昭和26年（1951）には国の名勝指定を受けた。

無鄰庵は、東側を南禅寺境内、北側を京都市動物園、南側を京都市国際交流会館に囲まれた、好立地を誇っている。またその歴史・文化的由緒のある土地は、風光明媚な景勝地でもあり、京都岡崎・南禅寺地域を語るうえで欠かせない名所として、市民をはじめ、観光客など数多くの来園者を迎えてきた。

その無鄰庵において、平成19年度より、プロポーザル方式による恒常維持管理の実施業者選定を通じて、景観の改善を図る試みを始めた。また同年度から平成21年度にかけては、老朽化が著しい庭園、建物の修繕や建造物価値判断調査、他都市の公有文化財施設の管理運営状況調査等を含む計画的整備事業が実施された。平成21、22年度にかけては、「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を全4回開催し、無鄰庵の将来へのあり方について検討が行われた。平成23年度には、大学との連携により『京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第一冊岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』（京都市文化市民局、京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター）を刊行した。そして無鄰庵は、平成27年（2015）に庭園築造120周年の節目を迎え、「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」が作成された¹。また同年、岡崎地域は、国の「重要文化的景観」（京都岡崎の文化的景観）に選定された。さらに、平成28年度には、史跡岩倉具視幽棲旧宅とともに指定管理者制度が導入された。

こうした中で、この度、無鄰庵では、建築群が築後120年を経て著しく老朽化し、耐震補強を含めた本格的な修理が計画されることとなった。また、庭園についても作庭されて以後、現在に至るまで本格修理を実施された記録がないことも憂慮されている。

一方、国においては、これまで受け継がれてきた文化財としての価値を次の世代に着実に継承するためには、適切な保存を行うとともに、市民に文化財の価値や魅力を適切に伝え、文化財の重要性を理解いただくために計画的な公開・活用を行い、文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財保護行政の推進力の強化を図ることが重要であるとの考えが示された。そのうえで、平成30年（2018）6月には、文化財保護法が改正された（平成31年（2019）4月施行）。

本市においても、この改正文化財保護法に位置付けられた「文化財保存活用地域計画」を策定し、令和3年（2021）7月に文化庁長官からの認定を受けた。

このような経緯から、無鄰庵の庭園と建築の適正な保存活用を図り次世代へ継承すること、そして更に多くの来園者が訪れ、京都の歴史文化の一つである庭園に触れることができる場の創造を目指して、本計画を策定するものである。

¹ 京都市文化市民局「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」、2015年。

第2項 計画策定の目的

- 1) 無鄰庵の歴史及び現状を整理し、本質的価値²と構成要素を明示する。そして、それらを今後も適正に保存活用を図り、次世代へ継承する。
- 2) 建造物の本格的な修理事業を進めるに当たり、それに伴う庭園の保存及び活用の考え方や具体的な取組の内容とその個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針を作成する。
- 3) 本計画の作成を通じて、庭園の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等を明確にすることで迅速な修理や活用を図る。
- 4) 本計画の期間は、認定後、令和14年(2032)6月末日までを予定し、必要に応じて適宜、改定を行う。

第3項 計画の対象範囲

本計画は、名勝指定範囲(3,394.38㎡)の範囲を対象とする。

第2節 委員会の設置・経緯

本計画策定に当たっては、「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」第8条に基づき、令和2年(2020)3月30日に京都市規則第96号を公布のうえ、令和2年(2020)4月1日に施行し、「京都市文化財公開施設保存活用検討委員会」(以下「委員会」とする)を設置した。

なお、委員会の開催のため、「京都市執行機関の附属機関の設置に関する条例」の改正を行い、「京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会」を「京都市文化財公開施設保存活用検討委員会」に名称変更した。

本計画の策定に当たっては、令和2年度から3年度にかけ、委員会を計4回開催して検討を行い、所定の手続を行った。

なお、委員会の委員等は、次のとおりである。

² 本質的価値：史跡等の本質的価値とは、「史跡等の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は既に指定説明文において明示されている(文化庁文化財部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』,2015年,p.27より抜粋)。

表 1-2-1 京都市文化財公開施設保存活用検討委員会名簿

氏 名	役 職 等	備考
石田 潤一郎	武庫川女子大学客員教授 京都工芸繊維大学名誉教授	委員長
仲 隆裕	瓜生山学園 京都芸術大学教授	副委員長
板谷 直子	立命館大学客員研究員	
大島 祥子	一級建築士事務所スーク創生事務所代表	
玉城 玲子	向日市文化資料館長	
青木 達司	文化庁文化財第二課名勝部門 文化財調査官	オブザーバー
吹田 直子	京都府教育庁指導部文化財保護課主査（令和3年3月まで）	オブザーバー
中居 和志	京都府教育庁指導部文化財保護課副主査（令和3年4月から）	オブザーバー
事務局	京都市（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）	

委員会は、次のとおり開催した。

表 1-2-2 京都市文化財公開施設保存活用検討委員会の開催状況

年度	委員会	日時・場所	議事
令和2年度	第1回	令和2年（2020）10月12日（月） 無鄰庵	・現地視察 ・名勝無鄰庵庭園保存活用計画（案） 第1～3章
	第2回	令和3年（2021）3月12日（金） 京都市景観・まちづくりセンター	・名勝無鄰庵庭園保存活用計画（案） 第3～5章
令和3年度	第3回	令和3年（2021）10月28日（木） 京都市景観・まちづくりセンター	・名勝無鄰庵庭園保存活用計画（案） 第3章第3節～第11章
	第4回	令和3年（2021）12月23日（木） 京都市景観・まちづくりセンター	・名勝無鄰庵庭園保存活用計画（案） 全体総括一計画書（素案）の検討―

委員会の組織に関する細目を定めた市規則は次のとおりである。

委員会の組織に関する細目を定めた市規則

(○)京都市文化財公開施設保存活用検討委員会規則

平成26年4月1日

規則第1号

京都市文化財公開施設保存活用検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市文化財公開施設保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第96号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第3節 本市の計画との関係

本節では、本市で策定した上位計画・関連計画のうち、無鄰庵の保存活用に関する事項について概説するものである。

第1項 上位計画

本計画は、京都市における最上位の都市理念である「世界文化自由都市宣言」の下、市政の基本方針である「京都市基本構想」、その部門別計画である「京都市基本計画」及び地域別基本計画である「各区基本計画」に依拠している。

1) 世界文化自由都市宣言 昭和53年(1978)

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ること静かに決意して、これを誓うものである。

2) 京都市基本構想 平成13年(2001)～令和7年(2025)

基本構想の「第1章 京都市民の生き方」のうち「第2節 京都市民の姿勢」では、琵琶湖疏水を、明治時代の近代化政策に全国で先駆け取り組んだ京都の歴史的事業の一つとして、後世に引き継ぐべきものとしている。無鄰庵は、その琵琶湖疏水の水を引き入れ築かれた庭を持ち、近代京都の歴史を今に伝えるものとして、疏水とともに後世に引き継ぐべき対象と位置付けることができる。

わたしたち京都市民は、琵琶湖疏水の開削をはじめ、日本最初の小学校の設置や市電の敷設など「京都策」と呼ばれる近代化政策に全国に先駆けて取り組んできた。しかし、同時に、そういう近代化とは別な生き方をもさまざまなかたちで維持してきた重層的な都市文化をもっているこ

とは、自信をもって認めてよい。京都は、戦災による破滅的な被害を免れた数少ない大都市のひとつである。だからこそ、現代社会の価値観とは異なったものの感じ方や考え方が今もまちの懷に息づいている。わたしたちには、そういう歴史を断ち切るのではなくて引き継いでいこうという強い意欲がある。³

3) 京都市基本計画 第3期 令和3年(2021)～令和7年(2025)

京都市基本計画の「政策分野5 文化」では、文化財の保護、活用と伝承について記述している。無鄰庵は、既に国の名勝指定を受けているが、大学との連携、地域住民の協力などを得て、更に調査を行い、文化財保護に不可欠な専門能力を有する技術者や保存・活用策の提案、その実施に携わるボランティアを育成することが期待される。

3 日本の宝である京都文化遺産の継承⁴

(1) 京都文化遺産の価値を未来に伝える取組の推進

京都文化遺産の所有者や技術保持者はもとより、多くの市民や大学、企業、行政等の関係者が、京都文化遺産に関する貴重な調査・研究の成果を情報共有するとともに、気軽に交流できるしくみや場を設ける。この場を活用して、関係者が有するさまざまな技術の向上や豊かな市民の暮らしにつなげていくことでその価値を未来に伝えていく。

(2) 文化財の多様な価値を生かした「保存と活用の好循環」の創出

社会状況に応じて、文化財が有する多様な価値を最大限生かせるよう、文化財の調査・研究や文化財の指定・修理、防災・防犯の対策を行う「保存」と、多くの人に文化財の価値を知り体感してもらう「活用」とをバランスよく行う。これにより、文化財に対する理解や、保存のための財源や担い手の確保、伝統技術の継承等にもつなげる、「保存と活用の好循環」を創出していく。

(3) 文化遺産を大切にしまちづくりの推進

文化遺産とその周辺環境の一体的な保全など、文化財保護政策と景観まちづくり政策との融合を図り、地域との連携を深めながら、京都の奥深い歴史を伝える有形無形の文化遺産を大切にしまちづくりを進める。

4) 左京区基本計画(第3期) 令和3年(2021)～令和7年(2025)

無鄰庵が位置する左京区のマスタープランである左京区基本計画(第3期)では、「まちづくりの目標と取組 目標2 歴史・文化・学問のまちづくり」において、無鄰庵を含めた同区の文化財について、保存や活用を進めていくことを掲げている⁵。

³ 『京都市基本構想』, p. 7 より抜粋。

⁴ 『はばたけ未来へ! 京プラン2025(京都市基本計画)』, p. 48 より抜粋。

⁵ 詳細は『左京区基本計画(第3期)』を参照。

第2項 関連計画

無鄰庵は、京都市における文化の分野別計画に当たる「第2期 京都文化芸術都市創生計画」、「京都市歴史的風致維持向上計画（2期）」、「京都市景観計画」において、次のように位置付けている。

1) 第2期 京都文化芸術都市創生計画 平成29年（2017）～令和9年（2027）

創生計画の「本市の文化芸術を支える主な拠点等の現状と今後の方向性」では、「無鄰庵は、文化財であるため、保存・維持・継承が求められる中、指定管理者による公開事業としては、一定の収益が求められるため、保存・維持・継承と活用とのバランスが重要であること、文化財の適切な維持管理はもちろんのこと、施設が有している機能をいかした積極的な活用を推進していくことに加え、安定的な運営をするための運営体制の強化、近隣施設との連携、類似施設とのネットワークの構築等、文化財の保存・維持と活用とのバランスを考えた運営を行うこと。」⁶を方向付けている。

現状⁷

無鄰庵は、明治27年から29年に造営された明治・大正時代の元老山県有朋の別荘であり、庭園と母屋・洋館・茶室の三つの建造物によって構成されています。特に、庭園は施主山県有朋の指示に基づいて、7代目小川治兵衛により作庭され、昭和26年6月には、近代の名園として、国の名勝に指定されました。

本市による管理は、昭和16年に財団法人無鄰庵保存会から寄付を受けたことから始まり、同年7月から公開を開始しており、平成4年からは、日露戦争開戦直前の外交方針を決めた「無鄰庵会議」が行われた洋館の一般公開を行っています。平成28年4月からは、民間活力の導入による一層の施設の活用、活性化を図るため、指定管理者制度を導入しました。造営後、約120年が経過しており、庭園・建造物の老朽化が著しく、中長期的な検討が必要な状況にあります。

2) 京都市歴史的風致維持向上計画（2期） 令和3年（2021）～令和12年（2030）

京都市歴史的風致維持向上計画の「第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致」のうち「一文化・芸術のまち京都一、（3）京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致、（ウ）庭園を受け継ぐ」として、無鄰庵を「左京区の無鄰庵は明治27～28年（1894～1895）ごろ、山縣有朋の別邸として造られたもので、庭園（名勝）は、山縣の指示のもと、七代目小川治兵衛（屋号「植治」）によって造られた。昭和16年（1941）に財団法人無鄰庵保存会から京都市に寄贈され、昭和26年（1951）に国の名勝に指定された。東山を借景にした開放的な芝生空間と軽快な水の流れを有する。」として、南禅寺界隈を「七代目小川治兵衛による庭園を持つ数多くの邸宅が群をなし、また南禅寺をはじめ、庭園を持つ寺社が多く存在するこの界わいは、日本の庭園技術の粋が集まる場であると言えよう。」としており、無鄰庵の存在する南禅寺界隈は維持向上すべき歴史的風致として位置付けられている。

また「第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」のうち「（1）歴史的建造物の積極的な継承・活用に関する事業、①歴史的建造物への技術的・財政的支援」では、「名

⁶ 『第2期 京都文化芸術都市創生計画』、p.33より抜粋。

⁷ 『第2期 京都文化芸術都市創生計画』、p.33より抜粋。

勝無鄰庵庭園の整備」を掲げている。ここでは、本庭園が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由として、「無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、山縣有朋が七代目小川治兵衛とともに造りあげた広大な庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。当該施設の整備を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。」と位置付けられている⁸。

3) 京都市景観計画 令和3年(2021)

京都市景観計画の「第2章 自然・歴史的景観の保全に関する計画」のうち「第2 都市の風致の維持【風致地区】、2 都市の風致の維持に関する地区別方針、(5) 東山風致地区、イ 良好な景観の形成に関する方針」では、「(ア) 地区の風致特性及び維持すべき風致の内容」として「岡崎公園一帯の和風建築による落ち着いたきのある環境や無鄰庵等から東山の借景」を掲げている。風致地区第4種地域に位置する無鄰庵は、「趣のある建築物等が重要な要素となって、良好な自然景観を有する地域」を形成する重要な要素であるといえる。

岡崎公園一帯の和風建築による落ち着いたきのある環境や無鄰庵等から東山の借景⁹

岡崎公園一帯は、わが国でも有数の文化施設が集積した地域である。歴史的に大規模施設と農地の土地利用が繰り返される中で、現在は大規模な街区が継承され、街区内の緑や街路樹、背景となる東山とが一体となった広がりある空間が形成されている。神宮道及び仁王門通沿道は、岡崎公園の諸施設とも関連して、近代的デザインで3階建て以上の堅牢建築物が多く建つ。一方、山ろく部の住宅では縁豊かな日本瓦ぶき和風建築による落ち着いたきのある環境を形成している。

ここでは、平安神宮や庭園群からの借景空間の保全や南禅寺北西に広がる邸宅群の景観の保全、総門に至る門前、仁王門通、神宮道、岡崎道や疏水沿線等の沿道景観の整備、無鄰庵等から東山の借景を望む視線の方向となる南禅寺参道における高さの抑制、意匠・形態等に重点を置く。

また「(イ) 建築物等における修景の重点」の「岡崎・南禅寺特別修景地域」では、「岡崎公園一帯や蹴上一帯では、和風要素の取り入れ、又は岡崎公園一帯における歴史の文脈を考慮したうえでの近代的・都市的景観の創出、蹴上一帯における京都の近代化に寄与した諸施設のデザインの継承による修景」を図ることとされている。

【岡崎・南禅寺特別修景地域】¹⁰

永観堂から南禅寺の周辺では、東山の借景空間の保全を図るため、建築物は和風外観の度合いを高め、京都らしい雰囲気を持する。また、岡崎公園一帯や蹴上一帯では、和風要素の取り入れ、又は岡崎公園一帯における歴史の文脈を考慮したうえでの近代的・都市的景観の創出、蹴上一帯における京都の近代化に寄与した諸施設のデザインの継承による修景を図り、道路側に植栽、生垣、和風門、和風塀のいずれかを設ける。

南禅寺参道沿いでは、趣のある参道景観を保全するため、連続感のある和風塀と既存樹木の保全を図り、建築物は、原則として日本瓦ぶき和風外観とし、軒の連続性に配慮する。

⁸ 詳細は『歴史的風致維持向上計画(2期)』を参照。

⁹ 『京都市景観計画』, p. 36 より抜粋。

¹⁰ 『京都市景観計画』, p. 39 より抜粋。

第3項 文化財保護法における本計画の位置付け

平成30年（2018）6月、国において文化財保護法が改正された。この改正は、全国的な過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものである。この改正法の施行を踏まえて、平成31年（2019）4月には国によって「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」が策定された。

この文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び国指定文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁による認定等が制度化された。

本市においても、京都府が令和2年（2020）に策定した文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱である「京都府文化財保存活用大綱」を勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を策定する「京都市文化財保存活用地域計画」を策定し、国の認定を受けている。本計画は、それら文化財保護法における上位計画に位置付けられ、保存・活用のための主体的・計画的な取組を推進するものである。

1) 京都市文化財保存活用地域計画 令和3年度

平成31年（2019）3月に京都市文化財保護審議会から出された「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」の答申を受けて、改正文化財保護法（平成31年4月施行）に位置付けられた「文化財保存活用地域計画」を策定し、令和3年（2021）7月に文化庁長官からの認定を受けた。

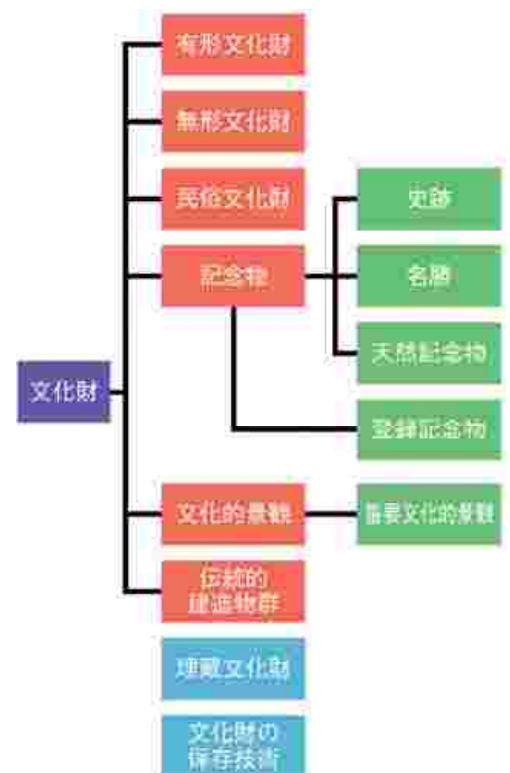


図1-3-1 文化財保護法における名勝の位置付け

（出典：文化庁文化財部記念物課『記念物の保護のしくみ』，2012年より作成）

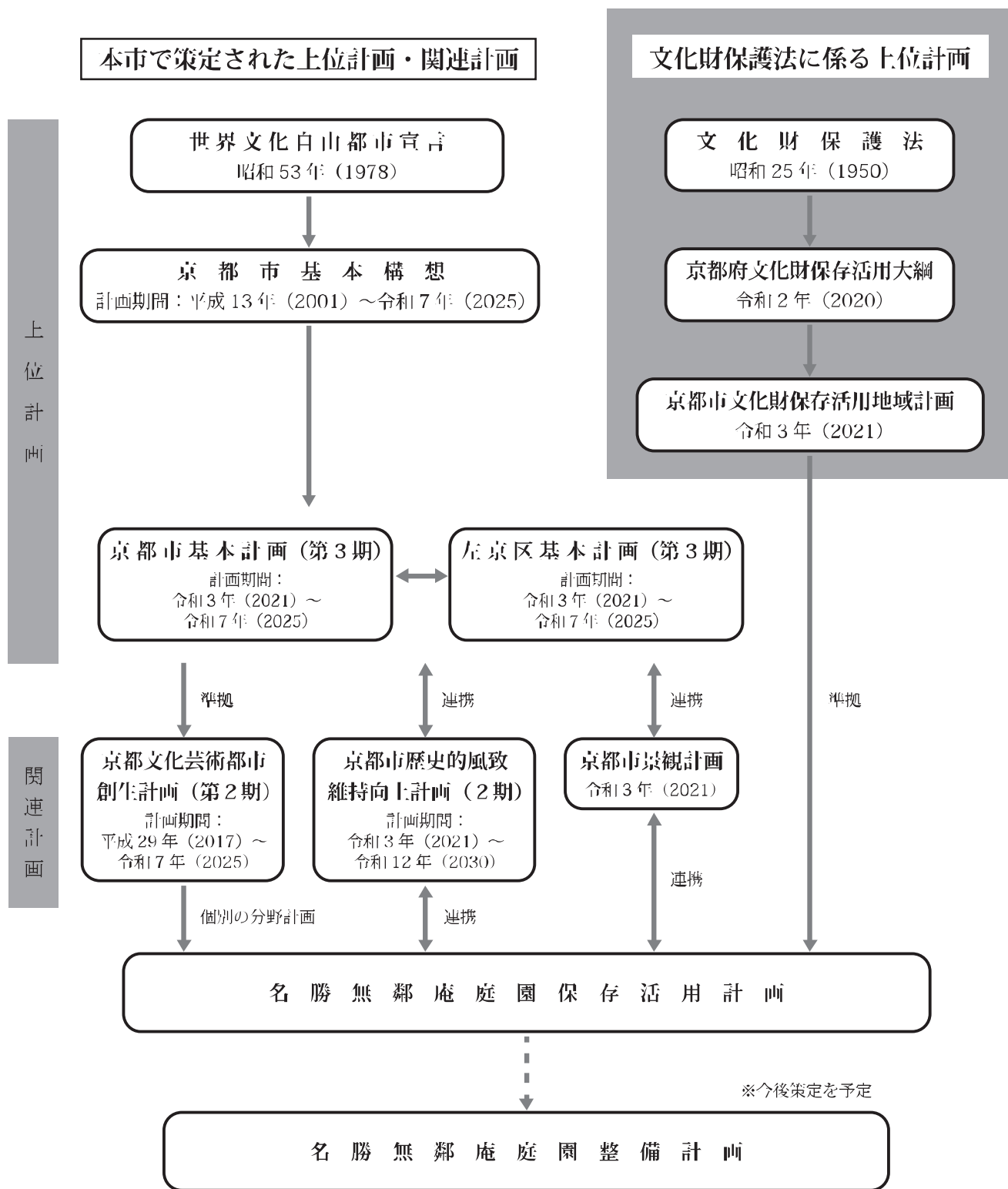


図 1-3-2 上位計画・関連計画における名勝無鄰庵庭園保存活用計画の位置付け

第4節 関連法令

第1項 保存・活用に係る法令

無鄰庵では、名勝の構成要素となる建造物等の本格修理工事等を行う予定であり、敷地内への新築等は、ほぼ想定されないため、既存の土地・建物に対する関係法令等を記載する。

1) 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

無鄰庵は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）に定める指定基準のうち、「一 公園，庭園」に合致するものとして、文化財保護法第109条に基づき、昭和26年（1951）6月9日付けで名勝の指定を受けている。

また、所在地である岡崎・南禅寺一帯は、同法第134条に基づき、「京都岡崎の文化的景観」として重要文化的景観に選定されており、無鄰庵はその重要な構成要素に特定されている。

1. 文化財保護法による規制

ア 名勝の現状変更を行う場合、文化庁長官へ現状変更許可申請書の提出が必要。

同法第125条第1項の定めにより、名勝指定地内で現状変更を行う場合は、予め文化庁長官の許可を受ける必要がある。その具体については第6章第3節で詳述するので、ここでは省略する。

イ アの申請を行う場合は、文化的景観の重要構成要素の現状変更については、文化庁長官への届出は運用上省略できる。

ウ 周知の埋蔵文化財包蔵地内における掘削工事について、京都市教育委員会への届出は運用上省略できる。

※イ、ウについては、同法第94条第1項に基づく通知（工事発注者が民間の場合は同法第93条第1項に基づく届出）を京都市教育委員会に対して行う必要があるが、アによる現状変更の許可手続において、より厳格な取扱いがされるため、これらの通知又は届出については運用上省略されることとなっている。

2) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

京都市では、都市計画法第18条の2に基づき、京都市都市計画マスタープランに定められた将来の土地利用の方針を踏まえ、より詳細な「京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）」（平成13年（2001）1月施行）が定められている。無鄰庵を含む周辺地域は「用途地域・高度地区・風致地区」といった複数の地域地区に含まれており、次表のような制限が設けられている。

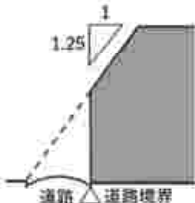
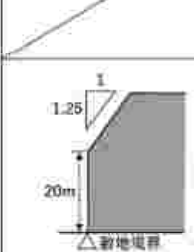
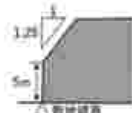
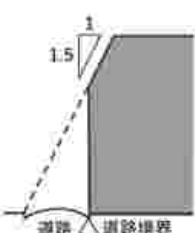
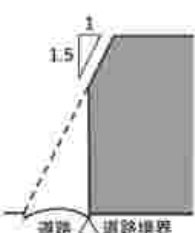
表 1-4-1 無鄰庵における京都市都市計画による制限

	無鄰庵	無鄰庵周辺地区
用途地域	第2種住居地域	第2種中高層住居専用地域
高度地区	12 m第2種高度地区	15 m第1種高度地区
風致地区	第4種地域 ＜建築物の高さ12m以下＞	第3種地域＜建築物の高さ10m以下＞ 第5種地域＜建築物の高さ15m以下＞
容積率	200%	200%
建蔽率	40%（風致地区による）	40%（風致地区による）



図 1-4-1 用途地域・高度地区指定図

（出典：京都市都市計画局，令和2年8月現在）

		建蔽率・容積率 (%)	斜 線 制 限		
			前 面 道 路	隣 地	北 側
住 居 系	第1種 低層住居専用地域	30-50 40-60 50-80 60-100			 本市では制限なし (日影規制の 指定があるため)
	第2種 低層住居専用地域	50-80 60-100			
	第1種 中高層住居専用地域	50-150 60-200 60-300			
	第2種 中高層住居専用地域				
	第1種住居地域	60-200 60-300			
	第2種住居地域				
商 業 系	近隣商業地域	80-200 80-400			
	商 業 地 域	80-300 80-400 80-500 80-600 80-700			
工 業 系	甲 工 業 地 域	60-200 60-300 60-400			
	工 業 地 域	60-200 60-300 60-400			
	工業専用地域	60-200			
市街化調整区域		60-100 60-200	住居系と同じ		

注1) 建蔽率については、一定の条件に当てはまる場合、制限が緩和されます。

注2) 前面道路が12m未満の場合の容積率は、下表の数値以下かつ当該地域に関する都市計画において定められた数値以下となります。

住居系用途地域	その他の用途地域及び市街化調整区域
道路幅員のメートルの数値×4/10	道路幅員のメートルの数値×6/10

注3) 建築物を道路境界線から後退させた場合は、道路斜線制限の緩和があります。

注4) 北側斜線制限については、上記表に記載の建築基準法第56条第1項第3号によるほか、本市では高度地区による制限を定めています。

注5) 本市では田園住居地域を定めていません。

図1-4-2 用途地域の規模・形態の制限 (出典:「京都市都市計画制限のあらまし」京都市都市計画局, 令和3年4月)

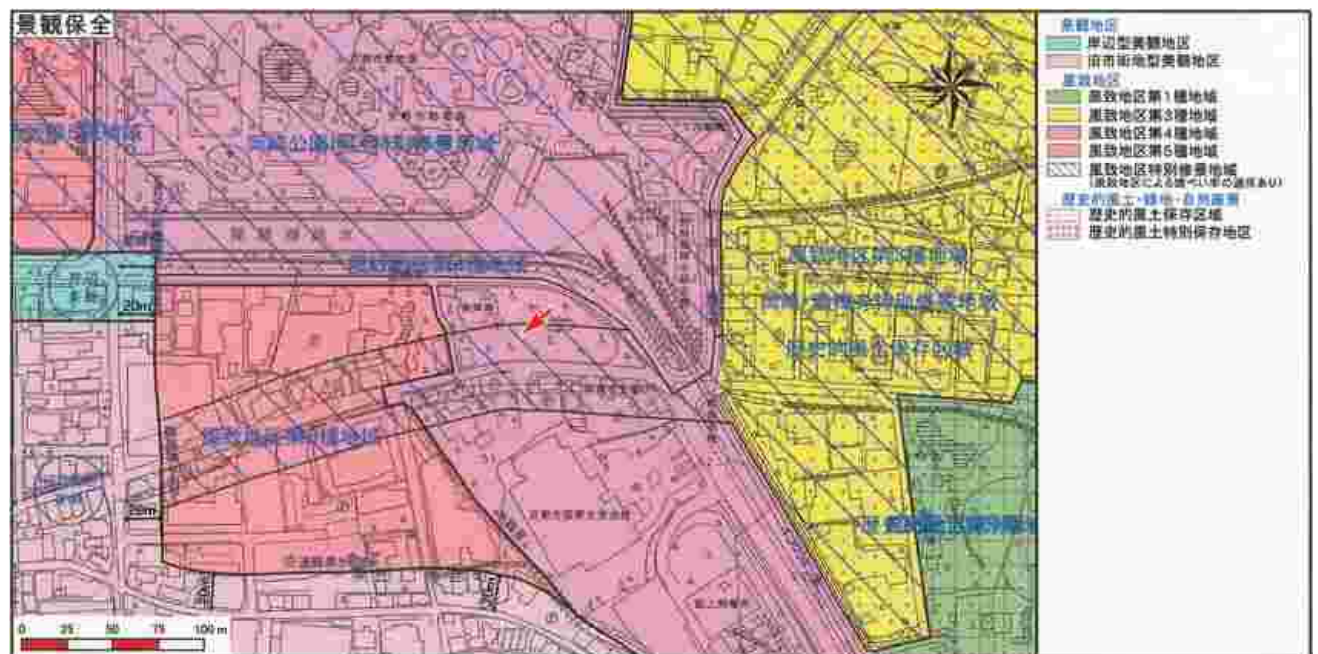


図1-4-3 風致地区・景観地区指定図

(出典:京都市都市計画局, 令和2年8月現在)

3) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

建築基準法では、既存の建築物に増築や用途変更などの建築行為を行おうとする場合には、現行の建築基準法が定める規定に適合させる必要がある。しかし、同法第 3 条第 1 項第 1 号において「文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物」は、同法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しないことから、文化財保護法第 109 条の規定により名勝の指定を受けている無鄰庵は、同法の適用除外となる。

なお、京都市では、同法第 3 条第 1 項第 1 号に該当しないものであっても、同法第 3 条第 1 項第 3 号の規定を活用することにより、法の施行日である昭和 25 年（1950）11 月 23 日以前に建築された建築物のうち、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた歴史的な価値を有する建築物については、法の下では困難であった建築行為を可能とする制度を創設している（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 67 号））。

4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）

通称「歴史まちづくり法」。同法第 5 条に基づき、京都市は、「京都市歴史的風致維持向上計画」をとりまとめて申請を行い、平成 21 年（2009）11 月 19 日より認定を受けている。無鄰庵は、「歴史的風致維持向上計画」で選定されている 4 つの重点区域のうち、「歴史的市街地地区」に該当している。

本法律は、第 2 条第 2 項第 1 号イにある「文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域」である重点区域に当たり、無鄰庵が影響を受ける法律というより、本法律が適用される区域となるための要素の一つに無鄰庵が含まれている。

1. 歴史まちづくり法による規制

無鄰庵を含む周辺地区に適用されている。同法第 33 条において「土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない」とあり、該当する際は、届出が必要になる。

第 2 項 保存・活用に係る条例

1) 京都市眺望景観創生条例（平成 19 年 3 月 23 日制定条例第 30 号）

京都市眺望景観創生条例の第 6 条で定められる「眺望景観保全地域」であり、無鄰庵を含む周辺地区は、「近景デザイン保全区域」（南禅寺・平安神宮・疏水）、「遠景デザイン保全区域」（慈照寺（銀閣寺）・船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」・大文字山からの市街地）に含まれている。

1. 京都市眺望景観創生条例による規制

ア 建築物等の外観の変更を伴わない建築等は届出は不要。

本条例第11条に「近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内において、建築物等の建築等をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。」とあるが、同条例第22条において、文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物は、適用除外となる。



図1-4-4 眺望景観保全地域指定図

(出典：京都市都市計画局、令和2年8月現在)

2) 京都市火災予防条例（昭和37年3月1日制定条例第33号）

京都市火災予防条例の昭和48年（1973）の改正時に、第6章の2において、「文化財の防火管理」が加えられ、防火に関しての対策管理が次のとおり定められている。

1. 喫煙・たき火等の制限（同条例第54条の4）。
2. 防火管理署を定めるとともに、消防計画の作成や消防訓練の実施など防火管理上必要な業務を行うことを義務付けされている（同条例第54条の5）。
3. 公衆の出入りする指定建造物等の管理（同条例第54条の8）。

3) 京都市屋外広告物等に関する条例（昭和31年11月1日制定条例第28号）

京都市屋外広告物等に関する条例における「広告物」とは、屋外広告物条例第2条第1項に定める「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」のことである。

1. 京都市屋外広告物等に関する条例による規制

無鄰庵を含む周辺地区において、敷地外から確認できる広告物に対して適用される。無鄰庵においては、本条例第5条及び第6条において、「文化財保護法第27条第1項又は第78条第1項の規定により重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定された建築物等」、「文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物で、市長が京都市美観風致審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて指定するもの」に関しては、「屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない」とされているため、基本的に無鄰庵において、敷地外から確認できる広告物は許可されない（「屋外広告物禁止地域」）。

なお、無鄰庵の周辺地区は、屋外広告物規制区域の指定による「屋外広告物第2種地域」となっており、審議会の意見を聴いて別に定める基準（広告物の種別による）に適合させる必要はあるが、本条例第6条第2項及び第9条において例外が定義されており、更に次表の条件であれば、基準（高さ、色彩など）に適合させる必要はあるが、許可が不要である。

表 1-4-2 屋外広告物の許可制度において許可が不要となる屋外広告物の基準

（出典：『京の景観ガイドライン・広告物編』、京都市都市計画局、令和2年）を一部改変）

屋外広告物の種別等		
自家用屋外広告物（※1）	ポスター、のれん等の簡易的な屋外広告物（※3）	合計面積（※4）が2㎡以下のもの
	その他の屋外広告物	
管理用屋外広告物（※2）	面積が0.3㎡以下のもの	

※1「自家用屋外広告物」とは、次に掲げる屋外広告物のこと。

- ・自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの。
- ・自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱う商品若しくは提供する役務を表示するもの。
- ・建築物の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの。

※2「管理用屋外広告物」とは、建築物その他の工作物又は土地の管理を行うために、当該建築物等に表示し、又は当該土地の区域内において表示する屋外広告物（「管理物件」、「立入禁止」等の看板が該当する。）のこと。

※3「ポスター、のれん等の簡易な屋外広告物」とは、ポスター、貼り紙、貼り札、のぼり、のれん、小旗、幕、軒先テント、立て看板、ちょうちんその他これらに類する屋外広告物のこと。

※4区画内の合計面積をいい、既存のものを含む。また、区画内に複数の店舗がある場合は、すべての店舗が表示するものの合計面積となる。

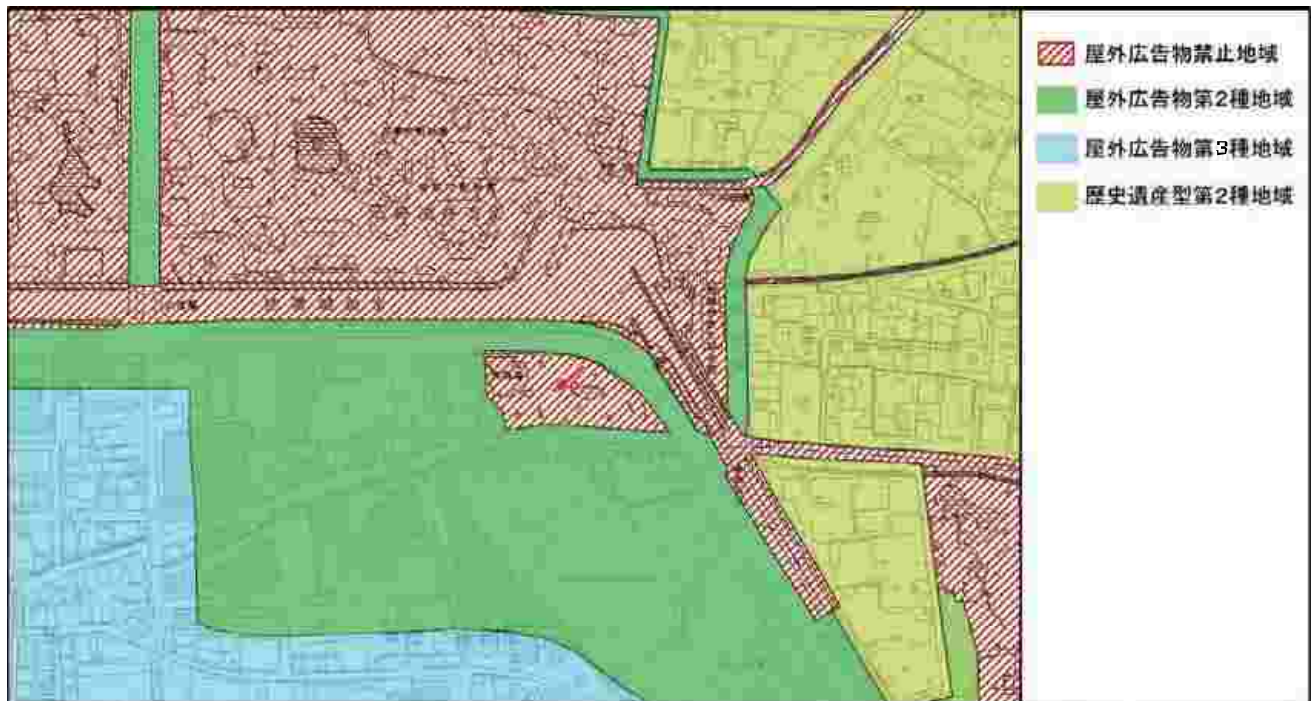


図 1-4-5 屋外広告物規制区域図

(出典：京都市都市計画局，令和2年8月現在)

4) 京都市無鄰菴等条例（昭和16年7月1日条例第19号）

本条例は、「市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡及び名勝を公開し、一般の観賞等の用に供するための施設を設置する」ものであり、「無鄰菴」、「岩倉具視幽棲旧宅」及び「旧三井家下鴨別邸」に適用される。

主に、上記施設の一般公開に関して規定しており、供用時間や入園料（上限額）等を定めている。

5) 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年3月31日 条例第59号）

平成15年（2003）9月に施行された改正地方自治法によって、これまで、公の施設の管理運営の委託先は、地方公共団体の出資法人や公共的な団体などに限定されていたが、株式会社等の民間事業者も含めた幅広い団体が、公の施設の管理運営を行うことが可能になった条例。平成28年度より、史跡岩倉具視幽棲旧宅と共に指定管理者制度を導入することとなった。

第5節 計画の実施

本計画は令和4年（2022）4月1日以降、文化庁より認定を受けた以降に実施する。

第2章 無鄰庵の概要

第1節 基本事項

第1項 無鄰庵の範囲

無鄰庵は、京都市左京区南禅寺草川町31番地に所在する。

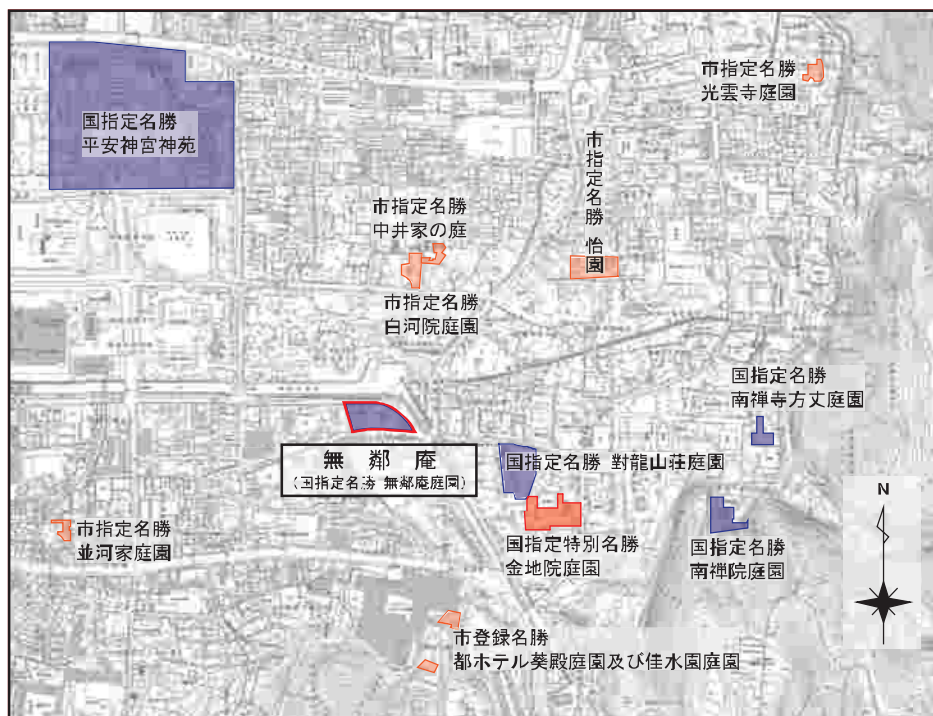


図 2-1-1 名勝無鄰庵庭園 位置図

(出典：京都市資料を基に作図)



図 2-1-2 無鄰庵庭園 名勝指定範囲図

(出典：京都市資料を基に作図)

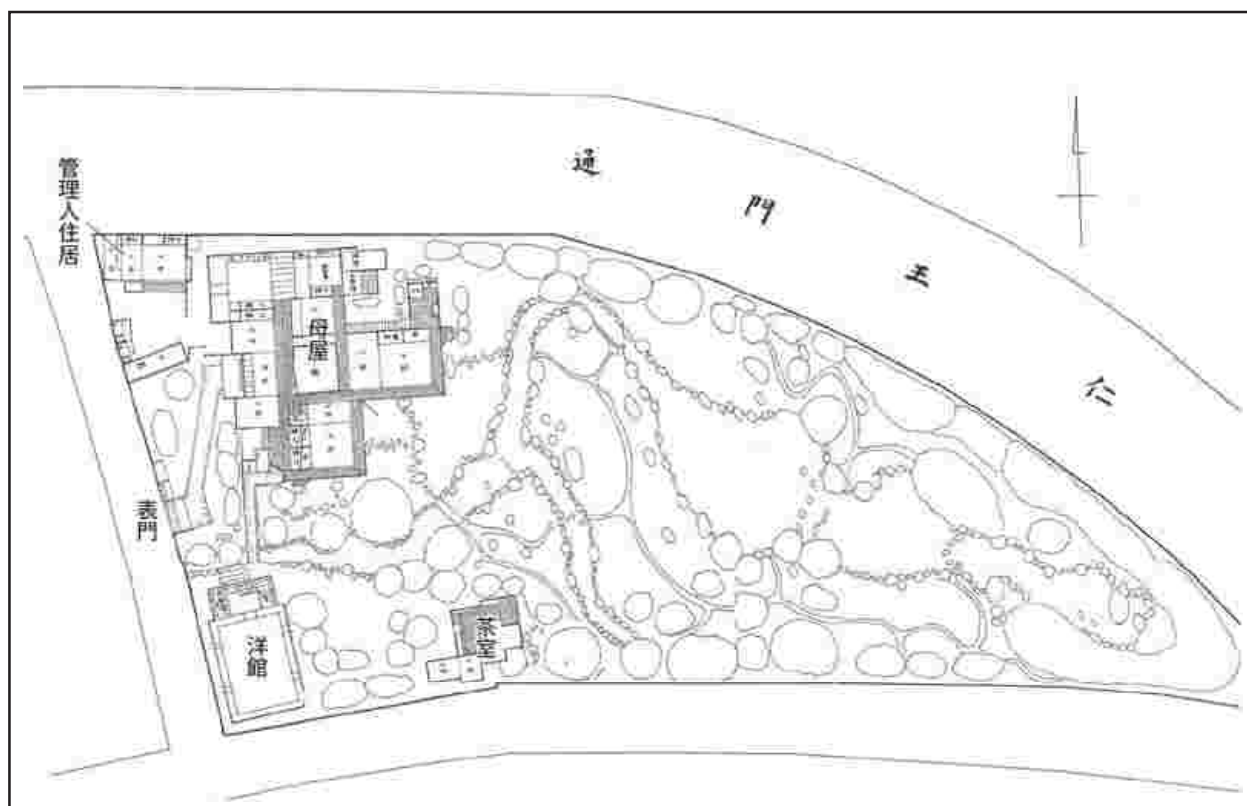


図 2-1-3 名勝無鄰庵庭園 配置図

(京都市文化財保護課所蔵「無鄰庵平面図 縮尺貳百分之壹」, 1947 年を一部加工)

第2節 指定・所有の状況

第1項 指定の状況

昭和26年（1951）6月9日に無鄰庵庭園は名勝指定された。

無鄰庵庭園 名勝指定資料

名 称：無鄰庵庭園

所 在 地：京都府京都市左京区南禅寺草川町

指定年月日及び告示番号：昭和26年（1951）6月9日

文化財保護委員会告示第19号

（但し昭和28年（1953）4月4日付）

指定地域：左京区南禅寺草川町30-3、30-6、31

指定地の面積と内訳：約3,394.38㎡

指定理由：

- 1) 指定基準 名勝の部 第1（庭園、公園）
- 2) 説明

無鄰庵は、明治27、8年（1894、1895）頃山県有朋の別邸として築造されたものである。東部に三段より成る滝を落とし、溪流を作り、沢渡をおき、やがて溪流を広くして池の趣を現わし、再び水流となし、池の流れと合して西に導く。水は常に浅くゆたかに波を打って美しく流れ、二、三箇所に落水を作っている。

水辺の芝生は広い水面と共に明るい近代的庭景を与えるのに役立っている。樹林を越えて東山の諸峯は借景となる。

明治時代における優秀な庭園である。



図2-2-1 官報告示

（出典：京都市文化市民局「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」，2015年より作成）

第2項 所有の状況

名勝指定範囲は、京都市南禅寺草川町の3筆であり、京都市が所有・管理している。

第3節 成り立ち

第1項 自然的環境

1) 地形¹

京都市の地形は、北部に、丹波高地の一部を構成する北山山地が広がっており、南部に、京都盆地を中心に市街地が広がり、その東側に山科盆地が位置している。

市街地には、桂川、宇治川、鴨川が流れ、これらは南部で合流し、淀川となって大阪湾に流れ込んでいる。

このように京都盆地を流れる川と盆地を取り巻く山々が特徴的な京都の地形は、古来「山紫水明」と称され、人々に親しまれてきた。

無鄰庵がある岡崎地域は京都盆地の北東に位置する。吉田山・黒谷から栗田山の間に広がる白川の扇状地であって、東は東山が連なり、西には鴨川が流れる。白川は流路を変えながらいくつかの舌状扇状地を形成している。白川が扇状地を形成してきた背景には、砂礫の供給地である「比叡平」の性質が深く関係している。「比叡平」とは、東山の内、比叡山から大文字山にかけての区間の名称であるが、この区間は花崗岩帯で風化が進みやすく、その結果、多くの砂礫が河川に流れて厚い扇状地が形成されてきた。

岡崎一帯は、白川の左岸地域（南禅寺界限）のチャートや泥岩に由来する極めて小規模であるが急傾斜の扇状地が連なる複合扇状地と、白川右岸地域（岡崎公園界限）の比叡平からの花崗岩に由来する砂礫が堆積した厚みのある扇状地の、この両者の扇状地同士が連結して鴨川方面へと傾くひとつの傾斜地を構成している土地である。

2) 水系²

白川の左岸地域（南禅寺界限）は、鹿ヶ谷から流れる桜谷川のほか、その南側の熊野若王子神社、最勝院、日向大神宮、將軍塚などのある各谷からの小河川が流れる。無鄰庵は、白川左岸地域にある南禅寺境内の東側山奥にある駒ヶ滝を源流として白川に合流する、草川が流れていた地に築造された。

現在の水系は、明治23年（1890）に竣工した琵琶湖疏水から引水されている。取水の系統は2つあり、1つは明治28年（1895）に取水され、取水口は円山公園や第4回内国勧業博覧会場、平安神宮神苑と同様に、インクライン上端の蹴上船溜にあり、鑄鉄管で庭園の滝口に引き込まれている。もう1つは明治36年（1903）頃に引水され、関西電力発電所取入口付近の取水口から動物園へ送られている配管から分岐して、茶室付近へ引き込まれていた。この系統は現在は使用されていない。

庭園内を流れ、池尻から排出された水は瓢亭の庭園などを経て旧白川へ流入する。個人が庭園での利用を主な目的として疏水の水を利用した初期のものであり、後の南禅寺界限における邸宅・別邸造営の嚆矢となった。

¹ 『京都市歴史的風致維持向上計画（2期）』p. 1-1 及び京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課『京都岡崎の文化的景観調査報告書』、京都市、2013年、p. 12-15 から作成。

² 『京都岡崎の文化的景観調査報告書』p. 163-164 及び京都市文化市民局「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」、2015年、p. 46 から作成。

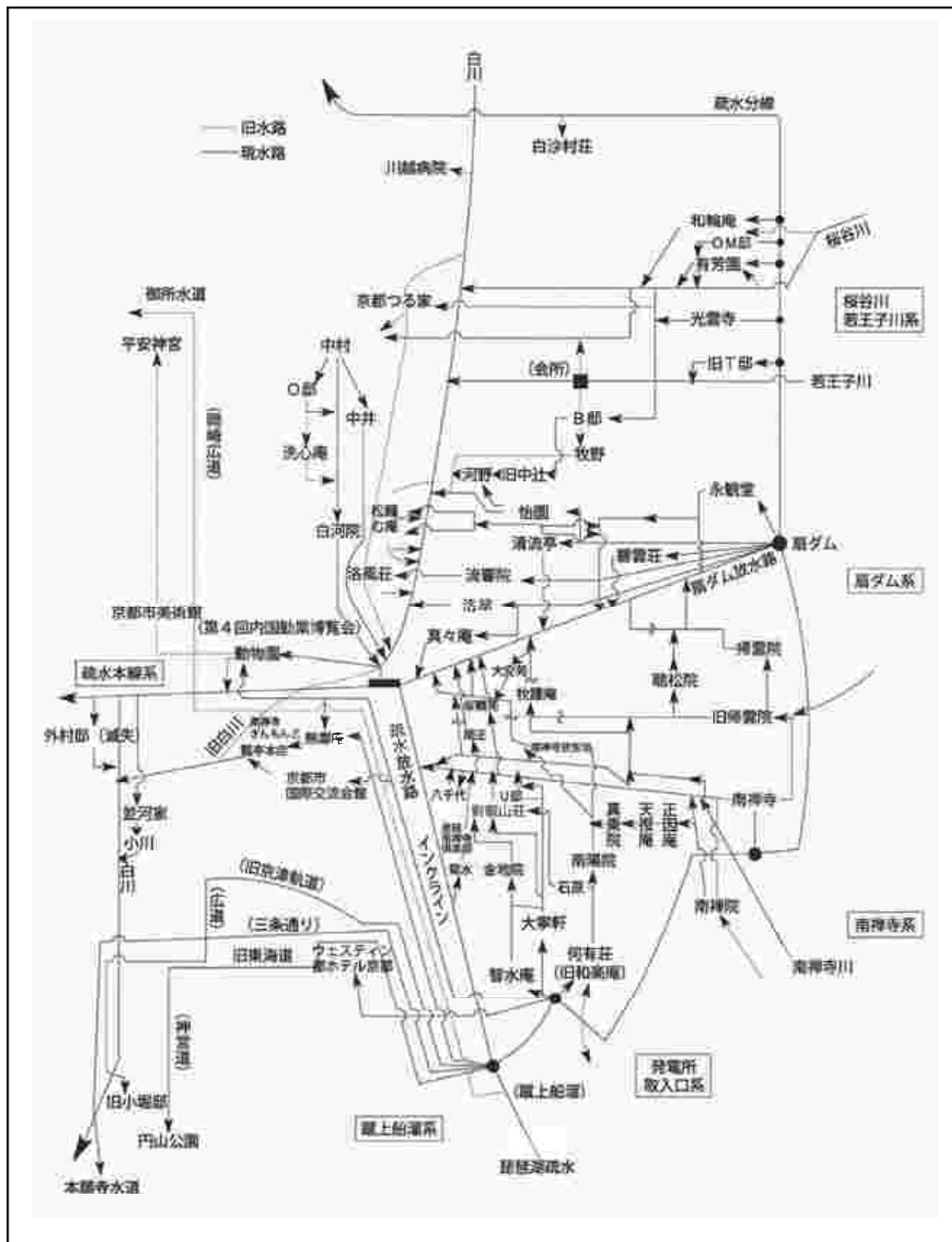


図 2-3-1 南禅寺界隈疏水園池群の水系（水路網模式図）

(出典：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課ほか編、『京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第一冊岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』，2012年，p. 42)

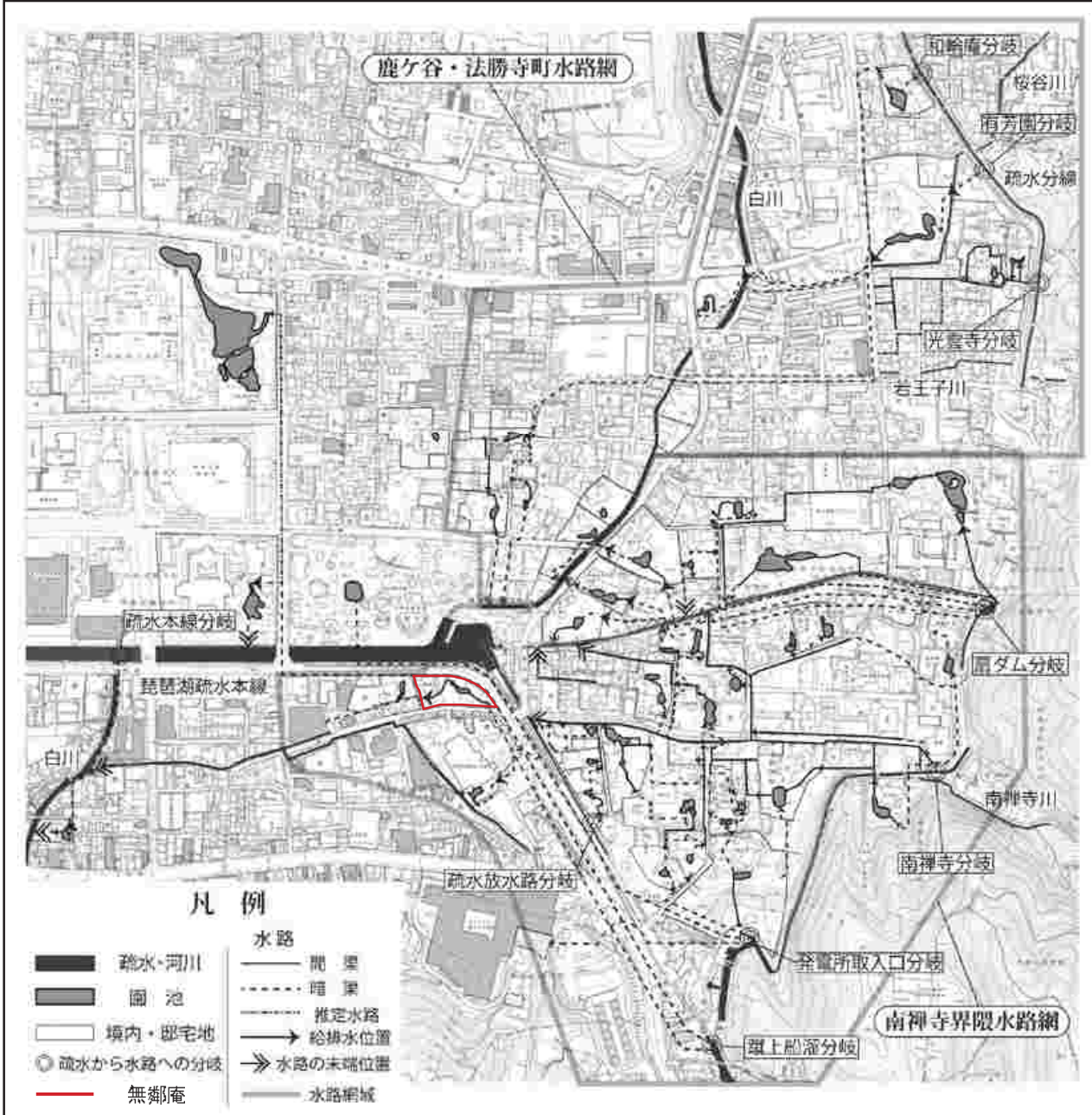


図 2-3-2 南禅寺界限疏水園池群の水系（水路網図）

(出典：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課ほか編、『京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第一冊 岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』，2012 年，p. 42 に加筆)

3) 植生³

東山の植生は、約12～7万年前の最終氷期初期から、平安時代前期にかけての幾度かの変遷を経て、平安時代中期から長期にわたりアカマツ林として維持されてきた。それは、東山の土壌が肥沃化することなく極端にやせた状態に保たれてきたことによる。近代に入ると、明治時代の禁伐主義の後、戦後の燃料革命や木材需要の低下などにより、人の手が入らなくなったこと、また同時に起きたマツノザイセンチュウの流行により、マツ枯れが進んだことで、ヒノキやスギが

³『京都岡崎の文化的景観調査報告書』p.15-17 及び 165-167 から作成。

植林され、また潜在自然植生であるシイ林への遷移が進んでいる。

岡崎・南禅寺界限庭園群の特徴は、東山の自然景観を背景に、疏水の水による躍動的な流れのデザインが展開されていることに集約される。庭園内の植栽にアカマツが多用されているのは、アカマツ林が優占する東山の林相との連続性を意図していたからにほかならない。

無鄰庵庭園は、そのスタイルを確立した最初の作品であり、東山と庭との連続性・関係性を意図して、当時の東山で最も優勢に生育していたアカマツが導入されている。無鄰庵庭園の施工を手掛けた7代目小川治兵衛は以降、南禅寺界限の邸宅・別邸群の庭に悉くアカマツを植栽していき、作風のひとつとして捉えられるまでに到達させた。

第2項 社会的環境⁴

1) 位置の概要

無鄰庵が所在する左京区は、京都市11区の一つであり、京都市の東北部に位置し、東側は滋賀県（大津市・高島市）と接している。昭和4年（1929）に上京区から分区して誕生し、現在区域の面積は、246.88k㎡で、南北に長く、地理的な特色からみると、市街地を中心とする南部、市街地と自然が共存する中部、純農村的な北部の3つに分けることができる。左京区の人口は令和2年（2020）現在で約16万6千人とされ、京都市の中では、伏見区・右京区に次いで人口が多い区となっているが、人口は減少傾向となっている。その左京区内にある南禅寺草川町は、左京区の南東に位置し、重要文化的景観（京都岡崎の文化的景観）の構成要素に指定されている。無鄰庵は、左京区内の東西の通りの一つである仁王門通に沿って北側の境界が形成され、仁王門通と白川通が合流している交差点で敷地東端になり、西側、南側は共に一般車道で敷地境界となっている。

2) 土地の利用概要

土地周辺での発掘調査等の成果によれば、弥生時代から古墳時代の遺構・遺物が検出されている地域である。無鄰庵内において、その時代の痕跡は確認できていないが、平安時代中期には、藤原氏の別荘地である白河別業の一部に含まれていたと考えられており、白河別業は、藤原氏から白河天皇に献上され、法勝寺の寺域の一部となっている（白河街区跡）。その後、鎌倉時代から南禅寺の寺領の一部となっていたが、明治政府による明治4年（1871）の上知令によって、民間に払い下げされた。払い下げ後は、京都地方法務局管登記簿によると、敷地の西寄りの一部は、明治26年（1893）12月に岡本甚助より久原庄三郎が購入し、同29年（1896）12月に山県有朋の所有となっている。その他の敷地は、長らく京都市の所有になっており、山県有朋の所有になるのは、明治35年（1902）である。そして、昭和16年（1941）に、山県家・財団より京都市に

⁴ 京都市左京区役所区民部総務課『左京区基本計画（第2期）』及び京都市都市計画局都市景観部景観政策課『京都市風致維持向上計画』及び京都市統計ポータル（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/>）及び京都市編『史料京都の歴史 左京区 第8巻』、平凡社、1985年及び京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課『京都岡崎の文化的景観調査報告書』、2013年及び矢ヶ崎善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究』、1998年及び堀内明博「白河街区における地割とその歴史的変遷」『日本古代都市史研究』、思文閣出版、2009年及び上村和直「院政と白河」角田文衛総監修『平安京提要』、角川出版、1994年及び円勝寺発掘調査団「円勝寺の発掘調査（上・下）」『佛教藝術』、毎日新聞社、1971・1972年及び公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所『白河街区跡・法勝寺跡・岡崎遺跡』、2014年から作成。

譲渡され現在に至っている。

3) 産業の概要

無鄰庵が属する左京区南部の南禅寺草川町周辺の市街地化は、明治23年（1890）に完成した琵琶湖疏水の開発に伴って、急速に進んだとされている。明治16年（1883）に北垣国道知事が提出した、琵琶湖疏水の起工趣意書には、製造機械・運輸・田畑の灌漑・精米水車・防火・井泉（上水）・衛生（下水）の7つの項目が挙げられている。この際に、現在南禅寺邸宅・別邸地になっている界限は、工場予定地として候補に挙がっていたが、疏水の水力発電利用への切り替えにより工場地利用が白紙化している。一方、疏水沿いは水力や水力発電による電力を利用するために、紡績・金属・機械・食品・製材・瓦製造業等の工場が小規模から大規模なものまで構えられ、工業地となる。その後、昭和5年（1930）に岡崎公園周辺が風致地区に指定されると、徐々に工場が撤退していくこととなった。

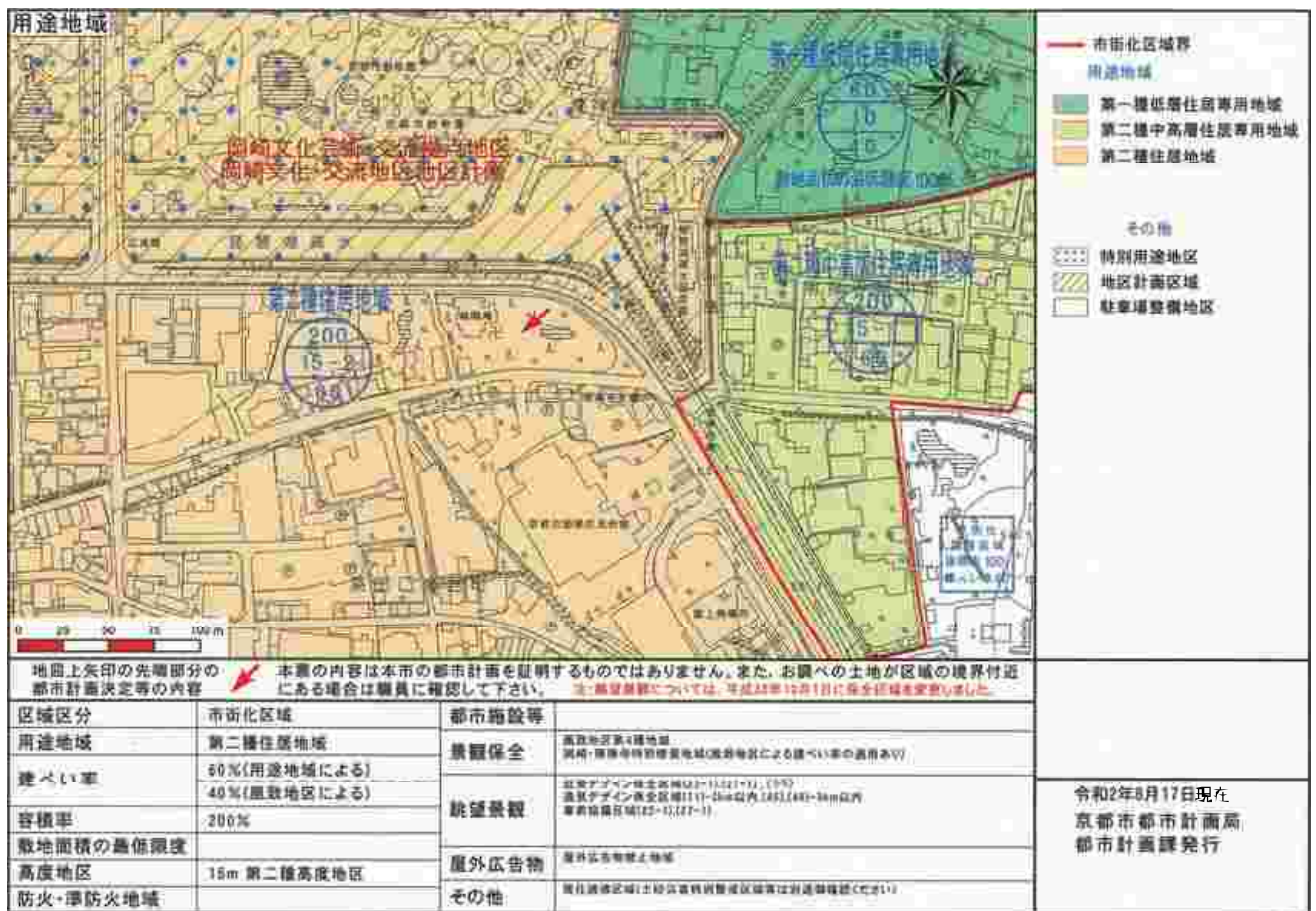


図 2-3-3 名勝無鄰庵庭園周辺の用途地域

(出典：京都市都市計画局，令和2年8月現在)

4) 交通の概要

無鄰庵の北側に接する仁王門通は、南東側で蹴上において三条通と合流する。三条通は、平安時代より、近江国（現滋賀県）に抜ける街道として、東海道・中山道の一部として利用され、現在も滋賀方面に抜ける府道143号として交通量が多い道路である。現在、無鄰庵に至るまでの交通網は、鉄道（地下鉄）・京都市営バスが主な手段になっている。JR京都駅から無鄰庵までは、鉄道の場合、市営地下鉄烏丸線を利用し、烏丸御池駅で市営地下鉄東西線に乗り換え、蹴上駅で下車し、徒歩10分で合計25分程度、また、東海道本線の場合、山科駅で市営地下鉄東西線に乗り換え、蹴上駅で下車し、徒歩10分で合計26分程度、バスを利用した場合、市営バスで岡崎公園行に乗れば、岡崎公園より徒歩10分で、合計35分程度で到着することができる。また、無鄰庵一帯は、寺社や文化施設も多いため、岡崎公園内に市営駐車場が設置され、また私営の有料駐車場も多く設置されている。

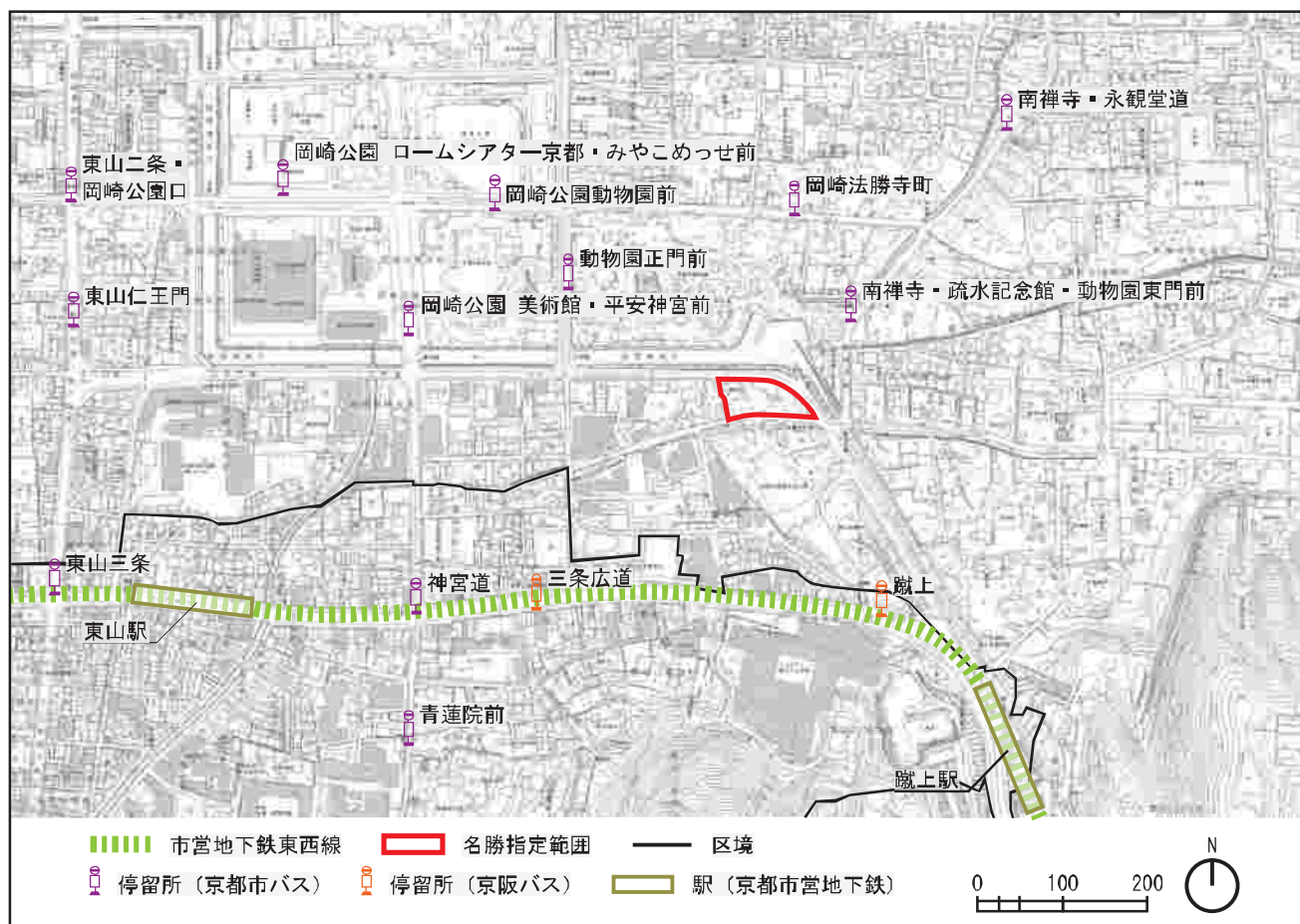


図 2-3-4 名勝無鄰庵庭園周辺の公共交通機関

第3項 歴史的環境

無鄰庵を含む周辺一帯は、平安後期から鎌倉時代の白河院政期の中心であったことから埋蔵文化財包蔵地「白河街区跡」として周知されている。

さらに、近世中期以降、東山山麓は自然の景勝や寺社境内と結びついた風光明媚な名所として賑わい、南禅寺、禅林寺をはじめとする寺社旧跡が現存しており、それらは文化財に指定又は登録されている。その他、明治中期以降、岡崎は内国勧業博覧会の開催と琵琶湖疏水の引水により近代化が進み、園池に琵琶湖疏水を取水した平安神宮、南禅寺界隈の邸宅・別邸をはじめとする近代の建造物が現存しており、文化財に指定又は登録されているものも多い。

ここでは無鄰庵がある岡崎地域の歴史概略と、周辺の文化財について記述する。

1) 岡崎地域の歴史概略⁵

1. 平安時代初期まで

無鄰庵がある岡崎地域は、京都盆地の東北部にあたり、東は東山山系、西は鴨川、北は神楽岡（吉田山）によって、それぞれ限られている。平地部の東部は東山と神楽岡の間を南流してくる白川によって形成された扇状地、西部は鴨川左岸の沖積地となっている。「岡崎」という地名は、神楽岡（吉田山）の崎に位置し、その山際が迫っていることに由来する。

岡崎には弥生時代～古墳時代の埋蔵文化財包蔵地がある（「岡崎遺跡」）。その遺構の一つである古墳時代後期の古墳⁶は「鶴塚」と呼ばれ、昭和30年（1955）まで残存していた。

延暦13年（794）に平安京遷都がなされると、東山一帯は景勝の地として坂上田村麻呂の粟田別業⁷や、藤原関雄の東山山荘⁸、藤原基経の山荘栗田院⁹、藤原道兼の栗田殿¹⁰、藤原頼通が伝領した藤原家累代の別業白河殿¹¹などの貴族の別業が営まれた。仁寿3年（853）には藤原関雄の東山山荘を買得して禅林寺（永観堂）が創始されている。

また都から東へ向かう官道（東海道・東山道・北陸道）が栗田口を通過して山科盆地に抜ける道として設定されたことは、岡崎の地に大きな影響を与え、流通・往来の中心に接する地域としての性格を帯びることになった。この特徴は現在においても続いている。

2. 平安時代中期以降

摂関家を中心に開発が進められた岡崎（白河）の地であったが、承保元年（1074）、藤原師実によって別業が白河天皇に献上された頃から新たな展開を迎える。白河天皇は、その地に法勝寺を建立し、承暦元年（1077）には落慶供養がなされ、6年後には金堂前面の園池内中島に八角九重塔が完成した。

法勝寺の建立以降、白河南殿、白河北殿や、のちに法勝寺と合わせ六勝寺と総称される尊勝寺、

⁵ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課『京都岡崎の文化的景観調査報告書』、京都市、2013年、p. 19-28, 38-41, 48-51, 56-61, 86-91から作成。

⁶ 財団法人京都市埋蔵文化財研究所『平成3年度京都市埋蔵文化財調査概要』1995年。

⁷ 『日本後紀』弘仁2年（811）5月23日条。

⁸ 『日本文徳天皇実録』仁寿3年（853）2月14日条。

⁹ 『日本三代実録』元慶3年（879）5月4日条。

¹⁰ 『栄花物語』巻5。

¹¹ 「法勝寺金堂造営記」〈『続群書類従27上 釈家部』〉。

最勝寺、成勝寺、延勝寺、円勝寺といった院御所・寺院が相次いで建立されていき、また平安京と同じような条坊制の街区が整備されていくことで、白河は都市的景観を備える場へと変貌していった。

3. 平安時代末期～室町時代

平安時代末期以降、六勝寺とそれを支えた白河街区の御所や寺院は、度重なる戦火や災害によって次第に姿を消していく。保元元年（1156）に起こった保元の乱では、白河界限はその主な舞台となり、白河北殿などが焼失する。その後元暦2年（1185）7月9日に起こった地震は、京都や白河にきわめて甚大な被害をもたらした^{12, 13}。暦応5年（1342）3月20日の大火災では、法勝寺の八角九重塔や阿弥陀堂とともに創建以来の金堂も焼け落ちてしまい¹⁴、その後再建されることはなかった。応仁の乱では、最勝寺・成勝寺・延勝寺などが廃絶したと伝える（尊勝寺の廃絶も同じ頃か）。かろうじて法勝寺と円勝寺は16世紀半ばの永禄4年（1561）まで存続していた¹⁵。

鎌倉時代末期までには「京・白河」と総称される市街地が形成されていたが¹⁶、南北朝期から室町時代にかけて次第に衰退・荒廃し、14世紀後半になると生活痕跡は消失する¹⁷。自然災害や政治情勢の変化によって、白河街区の中心部は耕作地へと変化していくとともに、その周縁部に集落が形成されていき、平地部については農村化が進んだ。後の岡崎村と聖護院村である。戦国期の16世紀初頭には近郊農村連合ともいえるべき「東山十郷」—岡崎・聖護院・栗田口・南禅寺門前・鹿谷・若王子・白川（北白川）・浄土寺・田中・吉田の十郷—が成立していた¹⁸。

一方、白河周辺の山麓には、承安5年（1175）創建とされる黒谷（金戒光明寺）や、正応4年（1291）に後嵯峨天皇造営の禅林寺殿を亀山法皇が寺院とした禅林禅寺（南禅寺）などの寺院が建立され

¹² 古代中世地震史料研究会によるwebページ「[古代・中世] 地震・噴火史料データベース β版」では25件の史料が掲載されている。<https://historical.seismology.jp/eshiryodb/>（2010年12月11日閲覧）。

¹³ たとえば「玉葉」（元暦2年（1185）7月9日条）には「又白川邊御願等、或有顛倒之所、或築垣許破壊、法勝寺九重塔心柱雖不倒、瓦已下皆震剥、如無成云々」、「吉記」（元暦2年 7月9日条）では「白河中、延暦〔法勝敷〕寺、金堂廻廊、鐘樓、阿彌陀堂、同御所、行堂廊、中門、車宿、門々、〔但法華堂 | 不顛〕、三面築垣寺、此外九重塔過半破損、尊勝寺、講堂、五大堂、四面築垣、西門、此外東塔九輪折落、最勝寺、葉師堂、三面築垣、圓勝寺、築垣并中御塔九輪破損、寶莊 殿院、北廊築垣等、得長壽院、廿三間已以顛」（〔 〕は原注、〔 〕は割注）とある。

¹⁴ 『中院一品記』3月20日付。

¹⁵ 「別本賦引付三」（桑山浩然編『室町幕府引付史料集成』上巻、近藤出版社、1980年）。

¹⁶ たとえば、建武3年（1336）正月、関東から攻め上ってきた足利尊氏の軍勢と官軍との戦闘で、京都の町が焼けた時のありさまを、『祇園執事日記』は「正月十六日より、いくさはしまるあいた、きやう・しらかは、やけうす」と表現する。また、同年、武士たちが京都で実施した兵糧の徴発を『太平記』17は、国々ノ運送道絶テ、洛中ノ士卒兵糧ニ疲レタリ。暫ハ馬ヲ売ウリ、物具ヲ沽ウリ、口中ノ食ヲ継ケルガ、後ニハ京・白川ノ在家、寺々へ打入テ、衣装ヲ剥取、食物ヲ奪ヒクフ。と伝える。白河には京中とかわらぬ密度の市街地が形成されていたとみてよい。

¹⁷ 堀内明博『日本古代都市史研究—古代王権の展開と変容』、思文閣出版、2009年。

¹⁸ 永正2年（1505）の室町幕府奉行人奉書に「東山十郷々人等中」とある（『室町幕府文書集成』室町幕府奉行人奉書篇、2408号、1986年）。十郷の構成について、田中克行「村の『半済』と戦乱・徳政一揆—戦国期京都近郊村落の連帯と武力動員」（『史学雑誌』102-6、1993年、p.1099～1134）は、聖護院・岡崎・南禅寺・栗田口・鹿ヶ谷・浄土寺・白川・田中・吉田の九郷を挙げ、十郷ではなく、九郷であった可能性を示すが、それは天文15年（1546）の東山十郷内地下人申状（『徳政賦引付』、『室町幕府引付史料集成』下巻）に、「東山十郷内〔栗田口 岡崎 聖護院 鹿谷 同若子〕とある鹿ヶ谷の若王子を、「同」と表記されていることから「鹿谷」郷から完全に独立していないとみただからであった。しかし、「鹿谷」は郷名であると同時に広域地名でもあるので、若王子を十郷の一つとみなすことができると思われる。また同じ天文15年と推定される関係史料に「東山栗田口・同岡崎・聖護院・鹿谷・若王子地下人等」（『室町幕府文書集成』室町幕府奉行人奉書篇3640号、1986年）とあり、「鹿谷」と「若王子」はそれぞれ一つの独立した郷であると解したほうがよい。

ていく。その後、南禅寺塔頭群の形成にともない、東山麓の白川より東側一帯が寺院で埋め尽くされていく。

また、六勝寺が荒廃していくなか、その遺跡をこの地にあつて継承したのが青蓮院であった。青蓮院の殿舎は古くは比叡山上に所在したが、平安時代末期以降はその活動拠点を栗田口の「三条白川坊」とも「栗田御所」とも呼ばれた殿舎に移す。青蓮院に仕える脇門跡・院家の僧侶の僧院のうち実乗院、石泉院・定法院が白川（現在の岡崎）に殿舎を構えていたことは、それらの僧院の名が今も町名として残るところからも明らかである。

ちなみに「並河靖之七宝記念館」としてその邸宅と庭園が今に残る並河家は青蓮院宮に仕えた家であり、かつてこの地区に広がっていた脇門跡・院家の殿舎の面影を今に伝えるものといえる。

4. 江戸時代

江戸時代の鴨川東部は、二条付近の頂妙寺周辺の町人地が幕府直轄地として京都町奉行による支配地（上古京下一条組〔枝町〕川東十一町組）とされた。また、蹴上付近まで洛中から連続して町場景観が続いていた東海道沿い（三条通）の地域についても、町奉行支配（雑色荻野家方）とされた。

一方、院政期に白河と呼ばれていた地域は、江戸時代には岡崎村や聖護院村となっていた。当時の岡崎は藁葺きの家屋の周囲に田畑が広がり、その背景には疎林の東山が横たわる景観であった¹⁹。

一方、集落部分については在地住民のほか、「凡て岡崎は中古以来隠人逸士の棲家多し²⁰」と評されたように、文人たちの隠棲地として展開した。東山周辺の景観を求めて江戸時代を通じて、岡崎・南禅寺・聖護院周辺の地に多くの文人がやってくる状況が、『京都の歴史 第7巻²¹』は「まさしく鴨東の文化村である」と解説している。しかし、文人の多くは借家人だったと思われる、明治維新後にその活動をみることはできない。

5. 幕末期

幕末に至り京都は、文久2年（1862）12月に京都守護職となった会津藩松平容保が黒谷に本陣を構え、文久3年（1863）3月の14代将軍家茂の上洛する頃より、にわかに政治の重要地として再浮上する。諸藩が京都に人員を派遣し、なかでも京都警護の任にあたった藩は多くの兵を引き連れて上洛した。そのため、諸大名の京屋敷が相次いで造営されていく。

岡崎は十分な空閑地が展開するのみならず、御所や二条城、また市街地中心部にも近く、そして東海道筋にも近接した場所として、軍事的側面においても重要な地点であり、各藩がこぞって新たに京屋敷を構えていった。『京都坊目誌』には聖護院村に南部・阿波・越前・彦根の各藩が²²、岡崎村には「諸藩」が文久～慶応年間に「藩邸」を構えたことが示されている²³。

¹⁹ 上杉和央「都市郊外の景観史—岡崎地区の履歴と記憶—」、野口祐子研究代表『明治時代以降の京都イメージにおける都市と自然の調和に関する学際的研究』、京都府立大学文学部、2011年、p.5～36。

²⁰ 『京都坊目誌』内「上京第廿七学区（岡崎町）之部、字宮ノ脇町」『新修京都叢書』19、臨川書店、1968年）、p.424。

²¹ 京都市編『京都の歴史 第7巻 維新の激動』、学芸書林、1974年、p.331。

²² 『京都坊目誌』内「上京第廿七学区（聖護院町）之部、聖護院町」『新修京都叢書』19、臨川書店、1968年）、p.330。

²³ 『京都坊目誌』内「上京第廿七学区（岡崎町）之部、岡崎町」『新修京都叢書』19、臨川書店、1968年）、p.381。

しかし、明治維新を迎え、東京が政治の中心地として再設定されると、京都の持つ政治的重要性は著しく低下した。岡崎村は、各藩の京屋敷が撤去されて再び農村化していく²⁴。

6. 明治時代前半

明治維新を迎えた岡崎一帯は、近世以上に広大な農村と化した。東の南禅寺境内では、幕府の庇護を失うことで本寺と塔頭が衰退した。明治4年(1871)の寺社領上知令で現境内地を除く寺領が上知され、翌5年(1872)の無檀無住寺院の廃止処分の太政官布告、明治11年(1878)の合寺令等により、塔頭25院のうち17院が順次統廃合された²⁵。南禅寺境内地及び塔頭の多くがこうして空地化していった。

一面の農村風景へと戻った岡崎の景観は、明治23年(1890)の琵琶湖疏水の建設により、再び大きく変貌を遂げる²⁶。疏水の建設は、土地形状の改変を伴うものであることに加え、沿線の土地利用に大きな変化をもたらした。

疏水本線のルートは、蹴上から鴨川へと一直線に通すのではなく、矩形に2度曲折し、夷川に船溜を設けて鴨川へ落とす形とされた。分線沿いでは、後に別荘地等として開発されていく南禅寺北側の鹿ヶ谷に至る一帯が、疏水分線と白川の落差を利用した水車動力による工場予定地として計画された²⁷。現在邸宅や別邸が点在し、疏水沿いも哲学の道として良好な景観を保つこの地も、当初は工場地として開発される計画であった。

明治25年(1892)には、平安遷都千百年記念祭(以下「記念祭」とする)と第4回内国勸業博覧会(以下「内国博」とする)を岡崎で開催することが決定された。記念祭は翌年5月に平安遷都千百年記念祭協賛会において模造大極殿の建築を正式決定し、その敷地を博覧会場隣接地とすることとなり²⁸、建設中の明治27年(1894)7月、大極殿を拝殿として背後に本殿を加えて平安神宮とし、官幣大社に列することとなった。こうして、明治28年(1895)、岡崎を会場に記念祭及び内国博が開催された。

以降、この地では京都博覧会協会主催の博覧会が継続的に開催され、祝祭空間としての性格を帯びることになる。御苑で開催されてきた同協会主催の博覧会は、明治30年(1897)以降、会場を岡崎に移して毎年開催されていった²⁹。

7. 明治時代後半～昭和戦前期

記念祭及び内国博の開催前後より、岡崎一帯は、東西に概ね3つの領域に区分しうる土地利用が進められていく。東から、東山裾の南禅寺旧境内地、博覧会場跡地、疏水本線沿いの博覧会場

²⁴ 『京都坊目誌』には、「一時大建築ありしが。明治之を廃し。皆民有に帰し。再び耕地を見る」(聖護院町)、「諸侯争て藩邸を設け。耕地僅かに其間に連る。明治初年藩邸を廃し。再び耕耘の地と為る」(岡崎町)と説明されている。

²⁵ 南禅寺における寺領上知及び塔頭寺院の統廃合については、櫻井景雄『南禅寺史』下、法蔵館、1977年に詳しい。

²⁶ 琵琶湖疏水の建設目的、路線決定過程については、織田直文、玉置伸吾「第一琵琶湖疏水開発における立案要因」「第一琵琶湖疏水開発における認可要因」「第一琵琶湖疏水開発における調整要因」『日本建築学会計画系論文報告集』426、429、451、1991年、1992年、1993年及び小野芳朗、西寺秀、中嶋節子「琵琶湖疏水建設に関わる鴨東線路と土地取得の実態」『日本建築学会計画系論文集』676、2012年に詳しい。

²⁷ 「琵琶湖疏水線路インクライン以西至鴨川平面図」(琵琶湖疏水記念館蔵)。

²⁸ 模造大極殿の敷地変更と建設過程については、『平安神宮百年史』、平安神宮、1997年に詳しい。

²⁹ 岡崎で開催された博覧会については、『京都の歴史 第8巻 古都の近代』、京都市史編さん所、1980年に詳しい。

跡地南から西にかけての領域、の3領域である。

東山裾の南禅寺旧境内一帯では、旧境内地及び塔頭跡地が民間へと払い下げられ、そこに疏水の水を利用した邸宅・別邸が建設されていった³⁰。明治27年(1894)より造営された山県有朋邸宅無鄰庵が口火を切って以降、まずは蹴上船溜から疏水本線周辺に、疏水の水を防火用水の名目で引いて園池とする邸宅・別邸が徐々に造営されていった。

疏水の水力発電利用への切替えにより工場地利用が白紙化した南禅寺旧境内北半部では、大正から昭和初期にかけて小川治兵衛らの作庭による疏水引水庭園が次々と造られ、一大邸宅・別邸群が形成される。邸宅・別邸群は南禅寺境内の風致保存に大きく貢献し、多くの茶会が開かれるなど、社交や文化的営為の舞台ともなり、近代京都の文化的成熟度を象徴的に示す場となった。

博覧会場跡地には、岡崎公園が設けられ、文教施設群が建設されていく³¹。まず、明治32年(1899)に武徳殿が設けられ、その後も京都市紀念動物園、府立図書館、京都商品陳列所、市勸業館、岡崎公会堂などが設けられた。昭和8年(1933)には大札記念京都美術館(現在の京都市京セラ美術館本館)が建てられた。あわせて周辺道路や市電軌道の整備も進められ、岡崎公園は、近代京都の都市文化を象徴する場となっていく。

疏水本線沿い、特に岡崎公園の南から西にかけての領域では、疏水を利用した産業施設が多数集積していく。舟運の利便性も手伝って疏水本線沿いでは積極的に水車利用がなされ、いわば、水車動力による工場誘致予定地が南禅寺旧境内から疏水本線沿い及び夷川船溜周辺へと移動したといえる。こうして、東山裾が風致保存を意識した地区、疏水本線周辺が工場誘致地区として大きく性格付けされていった。

昭和5年(1930)に岡崎公園周辺が風致地区に指定されると、岡崎公園の南側から徐々に工場が撤退していく。跡地は藤井家等により宅地開発がなされた³²。藤井有鄰館はこの過程を象徴するものといえる。

こうして岡崎の地は、京都の近代化と都市文化が象徴的に凝縮された場となっていく。

8. 戦後から現在へ

第二次世界大戦後、岡崎公園の諸施設や別邸の中には、進駐軍により接收されたものがある³³が、無鄰庵が住宅として接收されたという記録³⁴は残っていない。市勸業館、商品陳列所、公会堂は軍施設として利用され、動物園では残存していた法勝寺八角塔基壇が削平された。接收は、昭和27年(1952)まで続いた。

岡崎公園内の建物は、その後も時代の要請に合わせて順次更新されながら、広い空地を残し、美しい街路樹と東山への眺望を活かした空間が保たれており、景勝の文化ゾーンとしての岡崎の

³⁰ 南禅寺旧境内における邸宅・別邸建設については、尼崎博正編『植治の庭 小川治兵衛の世界』、淡交社、1990年、尼崎博正『七代目小川治兵衛』、ミネルヴァ書房、2012年、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課ほか編、『京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第一冊岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』、2012年を参照。

³¹ 岡崎公園における文教施設群の建設については、前掲『平安神宮 百年史』にまとめられている。

³² 岡崎公園南の住宅地開発については、片木篤、藤谷陽悦、角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』、鹿島出版会、2000年及び本報告書第5章第4節参照。

³³ 岡崎一帯における進駐軍による接收については、『京都の歴史 第9巻 世界の京都』、京都市史編さん所、1980年に詳しい。

³⁴ 京都府庁文章「連合軍接收住宅に関する書類綴」及び「連合軍接收住宅関係書類」等(京都府立京都学・歴彩館所蔵)

イメージは今日も継承されている。

一方、疏水自体に関しては、昭和20年代に舟運が廃されるなど、親水利用が終焉を迎えていった。疏水縁の岸边には、遊歩道が整備され、夷川船溜近辺に集積していた大小の工場も、住宅地化が進んだ。水車もすべて撤去され、現在では疏水から引水された水路が一部暗渠化されて当時の面影を伝えている。地域における疏水の水面は、利用される場から眺められる場へと役割を変え、今日に至っている。

南禅寺邸宅・別邸群では、所有者が徐々に変化し、料亭や結婚式場など、住宅以外の用途に用いられる物件も増えてきた。とはいえ、邸宅・別邸群がつくり出す緑と水の豊かな空間は今日も維持されている。比類無き空間的な質と疏水利用園池という歴史的特性を有する邸宅・別邸群、京都の都市文化を象徴的に示す場としての岡崎公園、疏水の恩恵を受けて集積した工場地から転じた住宅地。岡崎の地では今日も、疏水を軸にした土地利用が、東から西へとグラデーションを描くように展開されている。

2) 周辺の文化財

1. 指定文化財及び登録文化財

無鄰庵周辺の文化財は、東山山麓の史跡南禅寺境内に関連して塔頭の金地院庭園（特別名勝）、南禅寺方丈庭園（名勝）、南禅院庭園（名勝）のほか、南禅寺方丈（国宝）、金地院本堂（重要文化財）などの文化財や、北東には禅林寺（府指定有形文化財）の諸堂が位置する。さらには、史跡琵琶湖疏水を引水した園池をもつ、7代目小川治兵衛により作庭された南禅寺界隈の邸宅・別邸群として、對龍山荘庭園（名勝）、怡園（市指定名勝）、白河院庭園（市指定名勝）、野村碧雲荘（重要文化財）、清流亭（重要文化財）などの文化財が南北にかけて連なっている。

一方、岡崎公園の周辺には、平安神宮神苑（名勝）、平安神宮大極殿（重要文化財）、旧武徳殿（重要文化財）、さらには京都市美術館本館（国登録有形文化財）などの近代の文化財がある。また、南西にかけては栗田神社（市指定有形文化財）、尊勝院本堂（市指定有形文化財）、青蓮院旧仮御所（史跡）、良正院本堂（重要文化財）などの文化財が分布している。

このように、名勝無鄰庵庭園を含む岡崎・南禅寺界隈には文化財が集積している状況がみてとれる。

2. 埋蔵文化財

無鄰庵は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「白河街区跡」内にある。また、無鄰庵の周辺一帯には、東山山麓の景勝地に営まれた、「南禅寺旧境内」や「禅林寺境内」をはじめとする埋蔵文化財包蔵地がある。

3. 文化的景観

無鄰庵が位置する岡崎一帯は、「京都岡崎の文化的景観」として、全国でもまだ例の少ない都市型の文化的景観として国の重要文化的景観に平成27年（2015）10月7日付けで選定された。琵琶湖疏水や白川がもたらした多彩な水利用空間と、文教施設群が建ち並ぶ大規模な土地利用による景観を次の世代へ継承するための、保存と活用が図られている。無鄰庵は、京都岡崎の文化的景観を形成する重要な構成要素の一つとして特定されている。

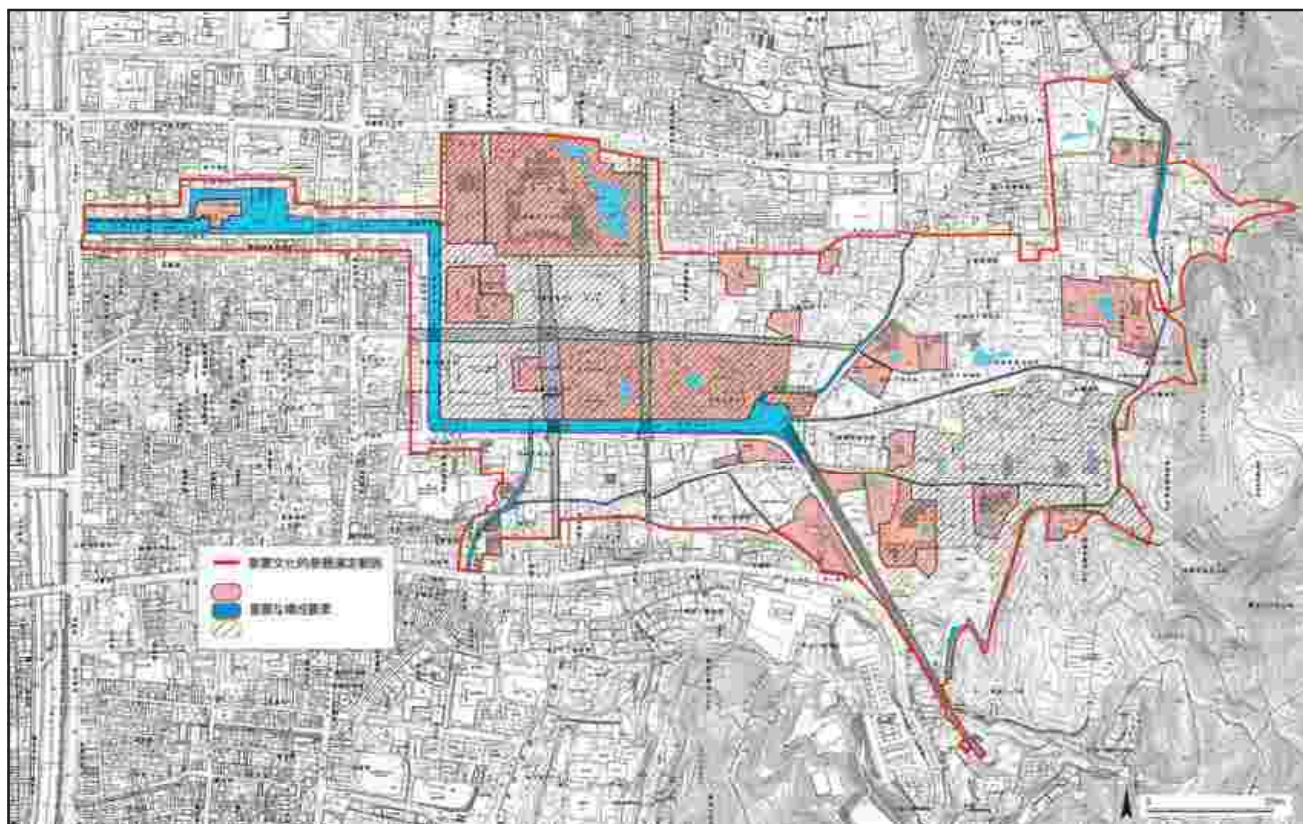


図 2-3-5 京都岡崎の文化的景観 重要な構成要素の位置図

(出典：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課「京都岡崎の文化的景観」)

表 2-3-1 史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区及び埋蔵文化財包蔵地一覧

遺跡番号	名称	時代	種別	所在地	備考
413	金戒光明寺境内	平安末期	寺院跡	黒谷町	黒谷町知恩院・清浄華院百万遍知恩寺とともに浄土宗4本山の一つ。承安5年(1175)法然上人が開創した念仏道場が始まりとされる。
414	東光寺跡	平安前期	寺院跡	岡崎東天王町	陽成天皇の母藤原高子の御願寺として元慶年間(877～885)に創建。
417	白河街区跡	平安後期 ～鎌倉	寺院跡・ 邸宅跡	吉田(下阿達町・橋町・ 近衛町・下大路町)・聖護 院(川原町・西町・中町・ 東町・山王町・円頓美町・ 東寺領町・蓮華蔵町)・岡 崎(真如堂前町・西福ノ 川町・東福ノ川町・入江 町・北御所町・天王町・ 東天王町・徳成町・最勝 寺町・南御所町・法勝寺 町・成勝寺町・円勝寺町)・ 黒谷町・東丸太町・東竹 屋町・秋築町・難波町・ 杉本町・古水町・石原町・ 大菊町・新車屋町・新東 洞院町・頭町・正住寺町・ 北門前町・讃州寺町・菊 鉢町・和国町・福本町・ 東門前町・南禅寺草川町	白河殿と六勝寺を中心として、現在の岡崎付近一帯に平安時代後期(院政期)に開けた地域の総称で、寺院や邸宅が数多く建てられた。北は近衛通、南は仁王門通、東は白川、西は鴨川付近を境界にして区域を限る。白河の地は、条坊制に区画された平安京の外京と考えられている。発掘調査では、六勝寺や白河殿に関する建物や、園池跡などが検出され、更に下層からは岡崎遺跡(弥生～古墳)の遺構や遺物が検出されている。六勝寺とは、特に格の高い寺院の総称で、法勝寺・尊勝寺・最勝寺・円勝寺・成勝寺・延勝寺をさす。その他の主要なものとして、白河南殿・白河北殿・得長寿院・宝莊嚴院(長承元年)・善勝寺(応徳4年)・聖護院(寛治4年)・熊野神社(康和5年)・蓮華蔵院(永久2年)・三条白川房(保安4年)・証菩提院(大治4年)・歎喜光院(永治元年)・金剛証院(康治元年)・白河押小路殿(康治元年)・福勝院(仁平元年)等がある。白河殿や六勝寺の復原は、発掘調査の進展によりかなり進んでいるが、不明な点も多い。
417-1	法勝寺跡		寺院跡	岡崎(法勝寺町・南御所町・天王町)	六勝寺の中でも国王の氏寺とよばれた筆頭寺院。白河天皇御願寺。承暦元年(1077)落慶供養。発掘調査で金堂跡・金堂に取り付く翼廊・池汀跡などを検出。
417-2	尊勝寺跡		寺院跡	岡崎(最勝寺町・西天王町)	六勝寺の一寺院。堀河天皇御願寺。康和4年(1102)落慶供養。推定地内の発掘で主要な堂塔を断片的ではあるが多く発見している。多種類の軒先瓦も出土している。
417-3	最勝寺跡		寺院跡	岡崎最勝寺町	六勝寺の一寺院。鳥羽天皇御願寺。元永元年(1118)落慶供養。推定地の北で築地跡が検出されている。
417-4	円勝寺跡		寺院跡	岡崎(円勝寺町・成勝寺町)	六勝寺の一寺院。中宮待賢門院(藤原璋子)御願寺。大治3年(1128)落慶供養。
417-5	成勝寺跡		寺院跡	岡崎(円勝寺町・成勝寺町)	六勝寺の一寺院。崇徳天皇御願寺。保延5年(1139)落慶供養。
417-6	延勝寺跡		寺院跡	岡崎(円勝寺町・成勝寺町)・北門前町	六勝寺の一寺院。近衛天皇御願寺。久安5年(1149)落慶供養。庭園跡や基壇地業跡が検出されている。
417-7	白河南殿跡		邸宅跡	聖護院蓮華蔵町・岡崎徳成町・秋築町・石原町・古永町・杉本町	白河法皇造宮の院御所。嘉保2年(1095)造宮。最近までの調査で4箇所の建物跡が検出されている。
417-8	白河北殿跡		邸宅跡	聖護院(蓮華蔵町・川原町)・東竹屋町・東丸太町	鳥羽上皇の院御所。元永元年(1118)造宮。
417-9	得長寿院跡		邸宅跡	岡崎徳成町・聖護院蓮華蔵町	鳥羽上皇御願寺。長承元年(1132)落慶供養。平忠盛造進。
417- 附属	六勝寺跡		寺院跡		
418	岡崎遺跡	弥生～ 古墳	集落跡	岡崎(天王町・北御所町・ 入江町・円頓美町・法勝 寺町・南御所町・西天王 町・最勝寺町・徳成町・ 成勝寺町・円勝寺町)・北 門前町	六勝寺跡を中心に広がる弥生から古墳時代まで継続する遺跡。方形周溝墓・竪穴住居跡・旧河川跡が多数検出されており、遺物の出土も多く、旧河川跡からは、流倒木などの植物遺体も出土。また、旧石器時代の動物の足跡も確認された。
419	秘塚・鶴塚跡	古墳	古墳 (全壊)	岡崎最勝寺町	岡崎グラウンドにあったが、移葬に伴って昭和30年(1955)に発掘調査。その後の調査で鶴塚の下層から古墳時代後期の古墳2基を発見した。地下駐車場の建設に伴い消滅。

遺跡番号	名称	時代	種別	所在地	備考
429	権林寺境内	平安	寺院跡	永観堂町・若王子町	貞観10年(868)空海の弟子真紹が創建。寺は現在の永観堂(永観は中興の祖)に引きつがれる。
443	南禅寺旧境内		寺院跡	南禅寺福地町・南禅寺下河原町・永観堂町・西小物座町	
523	知恩院境内	鎌倉	寺院跡	林下町・円山町・栗田口花頂山町	浄土宗総本山。浄土宗開祖の法然上人が坊舎を構えたのに始まり、同上人の入寂(建暦2(1212)の地でもある。
562-1	栗田口1号窯跡	近世	窯	本木之本町・定法寺町・中之町・夷町	
562-2	栗田口2号窯跡				
562-3	栗田口3号窯跡				

(出典：京都市資料、京都市遺跡地図提供システムより作成)

表 2-3-2 名勝無鄰庵庭園周辺の主な指定文化財及び登録文化財一覧

指定者	種別	名称		指定番号、 遺跡番号等	所有者	告示日	備考	
国	国宝	南禅寺	方丈	00145		明治35年7月31日	昭和28年11月14日付け国宝指定	
	重要文化財 (建造物)	旧武徳殿		02327	京都市	平成8年7月9日		
		金地院	本堂	00103	宗教法人金地院	明治33年4月7日		
			茶室	00957		昭和11年4月20日		
		東照宮（金地院内）	本殿・石の間・拝殿	01369		昭和31年6月28日		
		清流亭	主屋 客付 立礼席	02556	大松株式会社	平成22年6月29日		
		南禅寺	三門	00069	宗教法人南禅寺	明治32年4月5日		
			勤使門	01368		昭和31年6月28日		
		野村雪隠荘	花隠亭 旧館（北泉居） 待月軒 大玄關及び能舞台 大黒堂 大書院 台所蔵 器蔵 中書院 西門及び事務所 東門 不老門 洋室及び書斎 羅月及び蘆葉舟 龍頭軒 露（田舎家） 廊下蔵	02495	野村ホールディングス株式会社、野村殖産株式会社	平成18年12月19日		
		平安神宮	應天門 蒼龍楼 大極殿 東西歩廊 白虎楼	02566	宗教法人平安神宮	平成22年12月24日		
		良正院	本堂	02182	宗教法人良正院	昭和61年5月24日		
		登録有形文化財 (建造物)	小川家住宅主屋		26－0210	個人	平成28年8月24日	
	関西美術院			26－0507	宗教法人石山寺	平成28年11月29日		
	旧並河曙之邸		主屋	26－0091	公益財団法人並河曙之有線七宝記念財団	平成13年10月29日		
			工房	26－0092				
			窯場	26－0093				
	京都市美術館		本館 正門（北） 正門（南） 北門 東門 北案内版 南案内板			京都市	令和2年8月17日	
	順正南禅寺本店（順正書院）		書院	26－0035	個人	平成11年7月19日		
			石門	26－0036				
	西川家住宅土蔵			26－0446	個人	平成26年4月25日		
	パピリオンコート（旧山中合名会社美術館）		洋館	26－0158	株式会社京都山中商会	平成15年12月25日		
			和館	26－0159				
			門	26－0160				

名勝無鄰庵庭園保存活用計画

指定者	種別	名称		指定番号、 遺跡番号等	所有者	告示日	備考
国	登録有形文化財 (建造物)	藤井育成会有鄰館	第二館	26－0059	公益財団法人藤井育成会	平成12年3月2日	
			取蔵庫	26－0060			
		平安神宮	透櫓及び後門	26－0116	宗教法人平安神宮	平成14年9月3日	
			東神庫	26－0117			
			西神庫	26－0118			
			内廻廊	26－0119			
			南歩廊	26－0120			
			神楽殿	26－0121			
			額殿	26－0122			
			東門及び西外廻廊	26－0123			
			西門及び西外廻廊	26－0124			
			神門翼廊	26－0125			
			斎館	26－0126			
			東祭器庫	26－0127			
			西祭器庫	26－0128			
			大鳥居	26－0129			
	史跡	聖護院旧仮皇居		A308	宗教法人聖護院	昭和10年12月24日	
		青蓮院旧仮御所		A502	宗教法人青蓮院	昭和17年3月7日	
		南禅寺境内		A321	宗教法人南禅寺ほか	平成17年1月28日	
		琵琶湖疏水	(水路閣)	A310	京都市	平成8年6月19日	
			(蹴上インクライン)	A504			
	特別名勝	金地院庭園		A311	宗教法人金地院	昭和18年2月19日	昭和29年3月20日付け特別指定
	名勝	對龍山荘庭園		A318	株式会社シーブイ シービジネス	昭和63年12月24日	
		南禅院庭園		A302	宗教法人南禅院	大正12年3月7日	
		南禅寺方丈庭園		A312	宗教法人南禅寺	昭和26年6月9日	
		平安神宮神苑		A317	宗教法人平安神宮	昭和50年12月10日	
		無鄰庵庭園		A314	京都市	昭和26年6月9日	
府	指定有形文化財 (建造物) (府)	金戒光明寺	三門		宗教法人金戒光明寺	昭和60年5月15日	
		禅林寺	御南		宗教法人禅林寺	平成17年3月18日	
			中門				
		知恩院	龍門		宗教法人知恩院	昭和62年4月15日	
	登録有形文化財 (建造物) (府)	良正院	鎮守堂		宗教法人良正院	昭和62年4月15日	
市	指定有形文化財 (建造物)	栗田神社 3棟	本殿 幣殿 附 棟札 2枚・ 棟札享 2枚 拝殿		宗教法人栗田神社	平成8年4月1日	指定建 56
		光雲寺 2棟	仏殿 鐘楼		宗教法人光雲寺	平成9年4月1日	指定建 59
		尊勝院本堂 1棟			宗教法人尊勝院	平成8年4月1日	指定建 57
		天授庵 2棟	客殿 附 玄関1棟・ 棟札1枚 表門		宗教法人天授庵	昭和62年5月1日	指定建 43
		満願寺 6棟	本堂 鐘楼 手水舎 表門 文子天満宮本殿 文子天満宮拝殿		宗教法人満願寺	平成7年3月30日	指定建 55
	登録有形文化財 (建造物)	日向大神宮 2棟	内宮本殿 附御門 1棟・東西板垣 外宮本殿 附御門 1棟・東西板垣		宗教法人日向大神宮	昭和62年5月1日	登録建 12
		藤井育成会有鄰館第一館 1棟		公益財団法人藤井育成会	昭和60年6月1日	登録建 9	
	文化財環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区		D607		昭和62年5月1日	
	史跡	三条通白川橋東入五軒町 (三条白川橋) 道標 1基		C513		昭和62年5月1日	登録史 9
	名勝	怡園		C441	会社所有	平成27年3月31日	指定名 32
		光雲寺庭園		C329	宗教法人光雲寺	平成9年4月1日	指定名 23
		白河院庭園		C431	日本私立学校振興・ 共済事業団	平成15年4月1日	指定名 25
		中井家の庭		C439	個人	平成26年3月31日	指定名 31
		並河家庭園		C561	公益財団法人並河靖 之有縁七宝記念財団	平成15年4月1日	指定名 26
		都ホテル菱庭園及び佳水園庭園		C518	会社所有	平成6年4月1日	登録名 3
	天然記念物	青蓮院のクスノキ		C522	宗教法人青蓮院	平成10年4月1日	登録天 10
		「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地		C336	京都市水道局	昭和59年6月1日	登録天 1

(出典：国指定文化財データベース，京都府・京都市資料，京都市遺跡地図提供システム，京都市景観情報共有システムより作成)

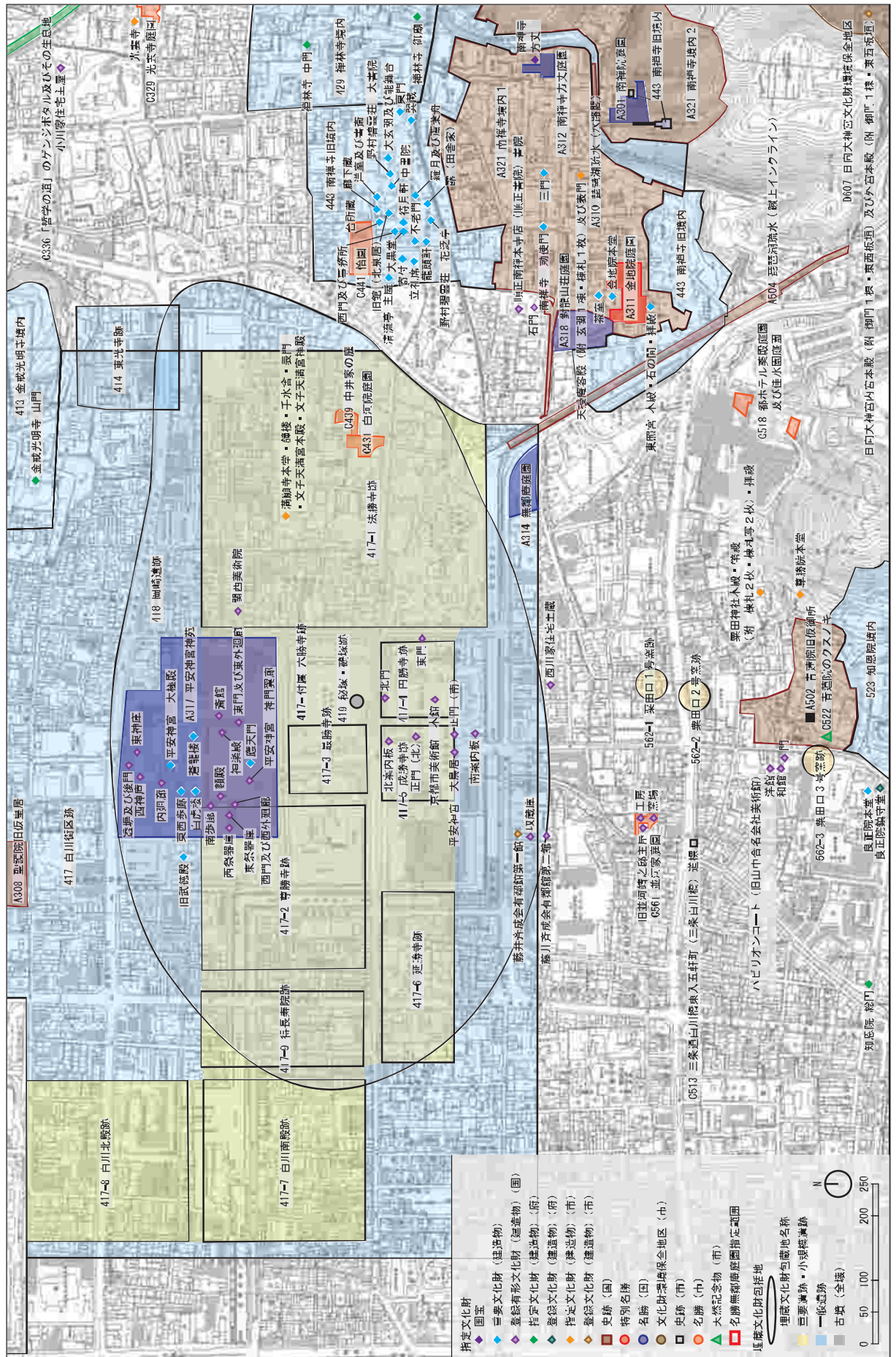


図 2-3-6 名勝無鄰庵庭園周辺の文化財

(出典：京都市資料を基に作成)

第4項 無鄰庵の歴史

無鄰庵庭園に係る歴史の概要³⁵

1) 築造期（明治27～29年（1894～1896））

1. 無鄰庵築造前夜

山県有朋は天保9年（1838）閏4月22日、長州萩城下川島村（現在の山口県萩市川島）の下級武士の家に生まれ³⁶、文久3年（1863）奇兵隊に入隊して討幕運動に参加し、明治元年（1868）以降は明治政府において陸軍卿、内務大臣などを歴任し、2度にわたり内閣を組閣、更に枢密院議長を務め、大正11年（1922）2月1日に亡くなるまで元老として政界に影響を与えた³⁷。

山県は、無鄰庵と名付けた邸宅を生涯に3箇所築造した。一つ目は、慶応3年（1867）、山県の故郷である、長州（現在の山口県下関市吉田の清水山山麓）に結んだ草庵。二つ目は京都木屋町二条下るに営まれた邸宅。そして、今の無鄰庵は、京都における二番目の邸宅となる。これらの草庵と2つの邸宅は、成立の早い順に、第一、二、三無隣庵と呼ばれる³⁸。つまり、名勝無鄰庵庭園は、第三無隣庵に該当する。

以下、『国史大辞典』³⁹の記述に即して、明治初年から無鄰庵の築造が始まった明治27年（1894）頃までの山県の足跡を概説する。

山県は、明治2年（1869）の華族制度の成立を受け、伯爵を授けられた。同年、かねてより外遊を希望していた山県は、長州藩主から欧州視察を命ぜられ、その外遊先にて西洋の文明の高さに触れ、衝撃を受ける。帰国後は、兵部小輔、同大輔、陸軍大輔、陸軍卿、近衛都督を歴任し、参議をも務めた。その後、いくつかの要職を経て、明治14年（1881）、伊藤博文に代わって参事院議長、次いで明治16年（1883）内務卿（後の内務大臣）に就任した。その後、明治21～22年（1888～1889）に再び渡欧し、立憲制の準備に当たって地方制度の視察を行った。帰国の直後、総辞職した黒田清隆内閣の後を受けて、明治22年（1889）12月に総理大臣に任じられ、同24年（1891）に辞職した。これが第一次山県内閣である。

続く第二次伊藤内閣の下で法相を務めた山県は、枢密院議長に転じた後、明治27年（1894）の日清戦争の勃発により、第一軍司令官として朝鮮半島に渡ったが、病により召還された。帰国後、監軍の地位につき、同28年（1895）には陸相を兼任した。この時、日清戦争での功労が認められ、侯爵を授かっている。

無鄰庵の築造が始まった明治27年（1894）頃の山県は、内政あるいは海外の軍務などに多忙を極めていた。

2. 無鄰庵の成立の時代背景

無鄰庵の築造が始まった明治27年（1894）は、日本が産業革命の只中にあった頃で、日清戦争が始まった年でもあった。また同時期の京都では、京都と当時京都府第二の都市であった舞鶴

³⁵ 京都市文化市民局「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」、2015年及び今江秀史「山県有朋と無隣庵保存会における無鄰庵の築造と継承の意志の解明」『京都市文化財保護課研究紀要 創刊号』、2018年を基に作成。

³⁶ 宗教法人 東行庵「山縣有朋と東行庵」、2020年、p.1。

³⁷ 佐藤信「山縣有朋とその館」『日本研究』第51集、国際日本文化研究センター、2015年、p.63。

³⁸ 矢ヶ崎善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究』、1998年、p.34。

³⁹ 国史大辞典編集委員会 編『国史大辞典』第14巻、吉川弘文館、1993年、p.117-118。

をつなぐ京鶴鉄道の議案が通過し、翌年の第四回内国勸業博覧会と平安遷都千百年記念祭・平安神宮創建の準備が行われている最中であり、それらの準備は、戦時下も予定どおり進められていた⁴⁰。

明治28年(1895)に日清戦争が日本の勝利に終わり、京都は博覧会や戦勝祝賀会の高揚の中にあつたが、政府は早くも次の戦争の準備に取り掛かっており、露仏独の三国干渉による対外的な緊張状態にあつた。このような激動の時代の渦中で政府の重責を担っていた人物によって、無鄰庵は明治30年(1897)頃に完成している。

一方、無鄰庵の築造の立地的足場となった琵琶湖疏水の成立を見逃すことができない。琵琶湖疏水は、天皇東幸後の「京都策」二期目の中心的な施策として建設された。明治16年(1883)11月に北垣国道知事が提出した琵琶湖疏水の「起工趣意書」では、建設の当初の目的は交通、運輸が第一で、灌漑、水車、飲料、清掃、消火などが視野に入れられていた。その中でも水車の動力による製造業の近代化は、京都の経済基盤強化に不可欠であり、期待も大きかった⁴¹。

現在、邸宅や別邸が点在し、疏水沿いも哲学の道として良好な景観を保つ南禅寺周辺の地も、当初は工場地として開発される計画であつた。この計画は、明治23年(1890)の疏水竣工を前に土木技師田邊朔郎らがアメリカにおける水力利用を視察し、疏水の利用目的に水力発電が加えられたことにより変更された。水車動力による機械運転の必要性が薄まったため、南禅寺北側の工場地開発は白紙に戻されたのである。このことが、後の南禅寺旧境内地の邸宅や別邸開発の前提条件となっていく⁴²。

そして、水力発電所の建設が決定される直前の明治22年(1889)3月、北垣知事の決裁をうけた「疏水及び編入地域を中心とする市街画定案」が立案された。その中で、前年の明治21年(1888)6月に市域へ編入された鴨川以東の栗田口、南禅寺、吉田、岡崎、浄土寺、鹿ヶ谷などの地域が疏水竣工後に大きく発展していくことへの期待が次のように表明されている。

琵琶湖疏水竣工ノ後ハ漸ク熱鬧ノ市區ニ變移スヘキ時運ニ向ヒ、加ルニ高等中學校ヲ始メ盛大ナル二三ノ製造場ヲモ建築中ニテ・・・⁴³

それとともに、南禅寺山門より永観堂、若王子を経て銀閣寺門前までの地域が、「東山ニ於テ最良ノ風景ヲ有スルの勝地ニシテ・・・」とされていることから、開発計画だけでなく、東山の風致景観が強く意識されていたことが分かる。明治23年(1890)の北垣知事談話は、更に明確である。

名勝地保存のことは市の經濟に關する甚だ大なり凡そ内外人の四時京都に輻輳するや其來意を問ば過半は神社佛閣名勝舊蹟あるに由て・・・名勝地は京都固有の財源なり・・・名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大關係あり・・・⁴⁴

⁴⁰ 京都市『京都の歴史8 古都の近代』、学芸書林、1975年、p.85,88。

⁴¹ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課『京都岡崎の文化的景観調査報告書』、京都市、2013年、p.161。

⁴² 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、前掲書、p.24。

⁴³ 京都市電気局庶務課『琵琶湖疏水及水力使用事業』、1940年。

⁴⁴ 『日出新聞』、1890年2月14日。

そして明治 33 年（1900）に至り、初代京都市長の内貴甚三郎は、市会で百万人都市を想定した地域別開発構想を提案する。その中で「東方ハ風致保存ノ必要アリ」と位置付けられ、「名勝旧蹟ノ保存ハ京都トシテ決シテ放棄スベカラザル事業ナリ」との意向が表明された^{45, 46}。

このようにして、東山一帯の風致保存をしようとする意識が高まる中、工業地化を免れた南禅寺界限において、邸宅・別邸が築造されていくことへとつながるのである。

3. 第二無隣庵の築造から第三無隣庵の完成まで

以下、矢ヶ崎善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究』に依拠して、第二無隣庵の築造から譲渡、その後の第三無隣庵の土地取得について概説する⁴⁷。

山県による最初の京都別邸である第二無隣庵は、第一次内閣を辞職した明治 24 年（1891）に、京都木屋町二条の角倉別邸跡に築造された。その普請内容は明確ではない。翌年、山県は同邸宅の管理人であった下村一貫を通じ、隣接地の借入を京都府に出願するが、京都府は認可しなかった。明治 25 年（1892）11 月、1 年 4 箇月あまりの短期間をもって木屋町二条の地は手放された。

矢ヶ崎は、明治 25 年（1892）6 月 17 日から 2 週間ほど、第二無隣庵に山県が滞在したことを伝える「日出新聞」の記事を引用し、その滞在中に第 5 代京都府知事を務めた中井弘や実業家の久原庄三郎と第二無隣庵で会合し、南禅寺近傍を散策したことを指摘し、次のように述べる。

売却直前の第二無隣庵で、山縣と久原や中井との間で何が話し合われていたのか、今それを知る資料はない。しかし、山縣の有力者との同行が報道され、その後に山縣が第二次無隣庵を売却し東山南禅寺の近傍に第三次無隣庵を造営する事実を勘案すると、山縣の第二次無隣庵売却と南禅寺近傍での第三次無隣庵の建設に、久原や中井が何らかの関わりをもっていたとする仮定も成立しよう。⁴⁸

無隣庵の築造が始まった時期は、『続江湖快心録』の著者である黒田天外（譲）が明治 33 年（1900）に山県に聞いたところでは、同 27 年（1894）である⁴⁹。同書によると、同年山県は日清戦争に出征していたことから、久原庄三郎（1840-1908）に庭の築造を託していたが、翌 28 年（1895）病により召還された閑暇を契機として、無隣庵の敷地拡張を企図することになった。同年には、無隣庵への鉄管の敷設と引水の工事が京都市水利事務所によって行われた。無隣庵の拡張工事は明治 29 年（1896）まで続き、翌年一応の完成に至った。

厳密に無隣庵の土地所有の経緯を辿れば、「山縣は一部については明治 29 年まで、大部分は同 35 年まで、久原庄三郎あるいは京都市の所有地で別邸を造営、庭園をつくり完成させ、後に譲ってもらっていたことになる」⁵⁰。なお、『京都坊目誌』によると⁵¹、無隣庵の敷地は、近世には

⁴⁵ 京都市会議事録、明治 33 年（1900）。

⁴⁶ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、前掲書、p. 162。

⁴⁷ 矢ヶ崎善太郎、前掲書、p. 34-45。

⁴⁸ 矢ヶ崎善太郎、前掲書、p. 42。

⁴⁹ 黒田天外『続江湖快心録』、1907 年、p. 6。

⁵⁰ 矢ヶ崎善太郎、前掲書、p. 17。

⁵¹ 『新修京都叢書第 19 京都坊目誌 3』、林泉書店、1968 年、p. 543。

瓢亭と並んで著名であった丹後屋⁵²の跡地であるとされている。また『新撰花洛名勝図会』には、現在の位置に移設される前の南禅寺の惣門と丹後屋、瓢亭が東西に並立した情景が描かれている⁵³。

2) 山県有朋利用期（明治30年～大正11年（1897～1922））

無鄰庵築造時の山県は、椿山荘（東京都文京区）を自宅とし、新々亭（東京都文京区）を東京別邸、小湊庵（神奈川県大磯町）を湘南別邸とし、また農場として那須山縣農場を所有していた。無鄰庵もこれらの邸宅に伴う京都の別邸の位置付けとなった。また、実業家で数寄者・高橋義雄（箒庵, 1861-1937）は、「是れ（無鄰庵）が公の大規模なる庭園の処女作である」⁵⁴と述べているが、明治10年（1877）の西南戦争後に造営された椿山荘には、本格的な庭が設けられている⁵⁵。

明治36年（1903）4月には、無鄰庵の洋館において、山県と伊藤博文、桂太郎、小村寿太郎による会議（無鄰庵会議）が行われ、日露開戦につながる方針が決定された。その出来事について、桂太郎は自叙伝において次のように述懐している⁵⁶。

当時、西京の山縣侯別邸に、藤侯、外相、予と会談の事を藤侯に謀りしに、候之に同意し、二十一日午後、三人相前後して、西京山縣侯の邸に至り、前述の主意に於て謀議せしに、事の止む可らざるを認め、此基礎の上に、露国と談判を開始する事を決議せり。

京都市土木局庶務課が編纂した『無鄰庵』によると、「畏くも明治三十一年十月二十四日には、皇太子殿下の行啓を忝うし、また大正十一年十一月十二日には、皇后陛下の御立寄の光榮に浴してゐる」と記述されている⁵⁷。

大正10年の松風嘉定を発起人として結成された洛陶会が主催した東山大茶会では、無鄰庵が煎茶席として用いられた⁵⁸。

1. 無鄰庵における黒田天外の体験

明治33年（1900）に山県と談話をした黒田天外（譲）は、『続江湖快心録』に当時の無鄰庵の様子を記している。その当時の状況について読み下し、資料及び現状との照合を行う。

庭下駄を穿ち、「シ」＋「多」＋「虎」々と清韵を鳴し去る清流を過れば、左方は樅の木二三十本、針様の葉疎々として流れを挟み林をなし、前には大佛の石垣かとも思はれ而も皴劈面白き巨石は屹然として峙だちぬ。（黒田天外、前掲書）

⁵² 京都市『史料京都の歴史 第8巻 左京区』, p. 161。

⁵³ 木村明啓編「南禅寺総門外松林茶店」『新撰花洛名勝図会 第2巻』, 林芳兵衛, 1864年。

⁵⁴ 高橋義雄『山公遺烈』, 慶文堂書店, 1925年, p. 277。

⁵⁵ 古稀庵記録保存調査団・鈴木博之『山縣有朋旧邸小田原古稀庵調査報告書』, 千代田火災海上保険, 1982年。

⁵⁶ 徳富猪一郎 編『公卿山県有朋傳 下巻』, 1933年, p. 542-543。

⁵⁷ 京都市土木局庶務課『無鄰庵』, 京都市役所, 1941年, p. 3。

⁵⁸ 矢ヶ崎善太郎, 前掲書, p. 117-119。

母屋の座敷より東方を向き、その北側に20～30本のモミが林立し、大佛（殿）の石垣の石と見紛うほど大きく、趣のある皺をもった巨石が据えられていた。当該箇所は、現在の〈⑤池—e 芝地周辺・西側〉である。座敷東側のモミの群植は、本数の減はあるとみられるが現存する。ここでの「大佛殿」とは、豊臣秀吉が建立した方広寺であり⁵⁹、現存する同寺の石垣⁶⁰が想起されているとみられる。

この巨石について山県は、「それで此石は親ら醍醐の山へ行て切出さしたのであるが、豊公が庭を作る時に切出そうとして、遣ひ残りになつた石がそこここに磊々してゐて、中には其刃跡が残つてあるものがある、妙ぢやないか喃。」と言つたという⁶¹。

同伴について高橋義雄は、「此の大石は無鄰庵庭前の主人公とも見るべきもので、之を此庭前に拉致するに就て一場の物語りがある、初め山縣公の無鄰庵を築造せらるゝや、一日豊太閤の経営に係る大佛殿の石垣を見て、其大石は何処から運ばれた物かと問ひ質された処が、是は其当時醍醐の山奥より引かれた者で、山科の谷間には今でも其取残しの大石があると言ふ事を聞かれて公は俄に興味を催し、実地検分の上遂に此石に着目せられたが、固より非常の大石なれば牛二十四頭を以て牽き来るに、道路がメリ込て運搬非常に困難を感じしも、今日と違ひ其頃は道路に障害物が少かつたので、首尾克く庭前に引入る事ができたさうである」と述べており⁶²、山県の言述が脚色されている。

左方の小徑を繞り、杉樹の蔭を過ぎて巨石の裏手に出れば、こゝは鬼芝を細かく蒔こみたるやゝ平坦の小丘にして、左方は杉樹轟々とし、右方は清流の上にしてやゝ廣く池の如くひろがれるが、其底はいと淺くして尚ほ川の趣致を失はず、打杭ありて一段をなし水落て淙然たり。（黒田天外、前掲書）

周囲に杉が植わる巨石付近の園路を東奥に進むと、芝生が細かく刈り込まれた平坦な小丘に至る。その北東側には杉がそびえ立ち、南西側にはやや池のように幅の広がった流れが広がる。流れ底はとても浅く、打杭によって落差が一段築かれていた。当該箇所は、現在の〈⑤池—e 芝地周辺・東側〉⁶³であり、現状との大きな違いはみられない。

川に沿ひ斑入笹の茂れる小徑を横ぎりし時、取次の人は後ろを顧りみ日く、アゝ、侯爵が見江ました、左様ならばと、流れを渡り前方に向ひ辭し去る。（黒田天外、前掲書）

流れに沿ってある園路の傍らには、斑入りの笹が植わっていた。当該箇所は、現在の〈⑤池—e 芝地周辺・北東側〉であり、現状との大きな違いはみられない。

再び斑入笹の茂れる小徑を過ぎ、川べりに出で前方を見れば、杉樹楓樹など錯出掩映して稍暗き處、白玉簾の如き大瀑懸り、突然偃蹇せる怪石巨巖に觸れて三段となり、其聲轟々淙々とし、兩岸の樹木

⁵⁹ 大仏殿は、文禄2年（1593）に上棟、同4年（1595）にほぼ完成した。

⁶⁰ 国の史跡「方広寺大仏殿跡及び石塁・石塔」（京都市東山区茶屋町）。

⁶¹ 黒田天外、前掲書、p. 6。

⁶² 高橋義雄、前掲書、p. 280。

⁶³ 〈⑤池—e 芝地周辺・東側〉については、78頁の表3-3-1及び図3-3-1を参照すること。以下、〈丸数字〉も同様とする。

小草また氣勢を生ずる如く覺へぬ。(黒田天外, 前掲書)

前述の斑入りの笹が植わった箇所から南進し、(沢飛び石の打たれた)流れに至り東側を見ると、杉や紅葉が林立する暗がりの中に、玉簾の白滝のような滝が、突如として高く聳え、(それは)特徴的な巨石によって3段に組まれており、大きな音を立てて激しく流れていた。

当該箇所は、現在の〈⑤池—h 滝口周辺〉である。山県は、この滝に関して「…此前東京から連て来た藁駝師は、あの石の畔に一つと前へ向て枝の垂れ走つてゐる松を栽るとよいといふたが、どうも此地には夫に適當したよい松がないからいかん、それで其藁駝師は、ここに坐つて三日考へておつたか、夫まで瀧壺がなかつたのをこしらへることと、外一二注意して、もう外には何にも申上ることがないと云ふて帰りおつた」という逸話を述べている⁶⁴。

この東京の藁駝師とは、山県が好んで使った「(岩本)勝五郎」という庭師であつたとみられる⁶⁵。

歎賞之を久ふし川を渡りしが、前岸は緑樹葱々とし、其奥に八九輪ほどの石塔を安んず。こゝを過て岸邊は青氈の如き芝艸いと淨く、楓樹並に岩石の配置また面白し。(黒田天外, 前掲書)

黒田がつくづく感心しながら流れを渡ると、前方南側の岸边には樹木が生い茂り、八・九重の石塔が据えられていた。(その辺りを過ぎて)岸边に至ると、青い毛氈のように清らかな芝地があり、紅葉が並び立つ中に景石が据えられていた。当該箇所は、現在の〈⑤池—g イロハモミジ周辺〉である。ここで言及されている八・九重の石塔は、現存しない。また、紅葉林と景石との関係性に関心が置かれている。

2. 黒田天外が聞き書きした山県有朋の言述

山県と談話をした黒田天外は、自身の体験談に加えて、山県の言述についても記録している。その言述について読み下し、資料及び現状との照合を行う。

侯曰く、この石の据へ方などなかゝ、苦しんだじや。と、眞に然らむ。(黒田天外, 前掲書)

(〈⑤池—g イロハモミジ周辺〉の)景石の据え方は、とても困難であつた。

侯は一の平面石の苔の下低く歿せるを指ざし、曰く、之は据ゑた時はよかつたが、苔が上りをつて低くなつたから困つてゐるのだ。と、(黒田天外, 前掲書)

山県は、苔に埋もれた平坦な石の一つを指さし、苔が盛り上がり次第に低くなって困っていた。その箇所がどこであるかは、不明である。

⁶⁴ 黒田天外, 前掲書, p. 8-9.

⁶⁵ 高橋義男『目白椿山荘講評 簾のあと』, 秋豊園出版部, 1936年。

左手なる小徑を過れば、一棟の茶室あり。侯曰く、これは元岡本某とかいふ國學もあり且つ茶の好きな者が建たもので、以前は彼方にあつたのをこゝへ引かせたのだ。(黒田天外、前掲書)

敷地南手の園路を進めば、一棟の茶室があつた。山県曰く、元々これは国学者で茶の湯を好んだ岡本某が建てたものであり、以前は別所にあつたものを無鄰庵に移築した。

当該箇所は、現在の〈②露地—a建物周辺〉である。この岡本某という人物について、具体的な説明はないが、同時代に活躍した国学者には、岡本保孝(1797～1878)がいる⁶⁶。なお高橋義雄は、山県が「明治八年頃東京近郊遠乗の際、目白椿山に岡本某の所有した舊旗本の下屋敷があつたのを買取り、之を拡張して例の椿山荘を経営せられた」と述べている⁶⁷。この「岡本某」は、樺太の開拓に携わったことで知られる岡本韋庵(1839～1904)である⁶⁸。ところで、高橋は、この茶室の由来を「珠光の好みで藪内紹智の家に在る燕庵を写されたるもので、是は丹波の古望某氏方にあつた古席を蹲踞石、石燈籠諸共に当初に移されたと云う事である」と述べているが⁶⁹、山県の証言とは合致しない。

また高橋は、この茶室の利用について「明治二十九年京都南禅寺畔に無鄰庵を経営せられたときには庭隅に三疊台目の茶席を造り京都の道具商で松岡嘉兵衛と云つた老人を招いで点茶手前を稽古し、又茶客を招ぐに必要な道具を取揃へ、自ら主人と為つて当地の茶人伊集院兼常望月宗匠などを呼ばれた事があつた」と述べており⁷⁰、山県が松岡嘉兵衛⁷¹という道具商から茶の湯の手前を習った可能性が示されている。

侯は其西手勾欄のつきたる椽端を指さして曰く、こゝは元利休が祭つてあつたのを取拂つたので、叡山など能く見へ眺望がよいから出て見玉へ。と、余は乃ち出て欄に凭りしが、此日は天氣いと清和なるも、薄き靄立罩めて叡山はよく見へず、前なる東山は藹々として、尚ほ一重の薄絹を隔つるが如く、風趣殊に佳絶なり。侯曰く、ム、今日は靄でよく見へんな。(黒田天外、前掲書)

山県は、茶室北西の勾欄が付いた縁の端を指さして、その部分には元々利休像が祀つてあつたが、取り払った。そこからは、比叡山がよく見えて眺望がよかつたという。現状の茶室も、北西角には勾欄が付き外が眺められるようになっている。また、茶室西角に利休像が祀られていたということは、その箇所が祖堂(利休堂)であつたことを意味し、その茶室は千家との縁があつた可能性がある。

悉く見終り侯に従つて出しが、余は此茶室は何といふ御名でムいますかと問へば。侯は答へて、ム、

⁶⁶ 江戸後期から明治前期の国学者で、明治政府では大学中博士となった。明治11年小石川柳町の家に没す。国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第2巻、吉川弘文館、p.758。

⁶⁷ 高橋義雄『山公遺烈』、慶文堂書店、1925年、p.24。

⁶⁸ 林啓介『樺太・千島に夢をかける—岡本韋庵の生涯』、新人物往来社、2001年。

⁶⁹ 高橋義雄、前掲書、p.34。

⁷⁰ 高橋義雄、前掲書、p.286-288。

⁷¹ 松岡嘉兵衛については、詳らかではないが、『新撰京都叢書第9集』所収の『西京人物誌』(p.425)には、「上京区第二十三組新町夷川北」で道具商を営んでいた松岡嘉右衛門の名がみえる。「春海懷古録」(「淡交」17巻8号～14号：1963年)によると、松岡嘉右衛門は、道具商として三井家に入出入りしていたことが知られる。

まづ草川廬とでもしようかと思ふので、夫は此前の小川は草川といひ、昔からの名所であるといふのから。と、語られぬ。(黒田天外、前掲書)

黒田が山県に茶室の名称をたずねた所、山県は、そもそこの(敷地の前を流れる)小川は、草川といい、昔からの名所なので、茶室の名称は「草川庵」とでもしようかと言った。

『京都坊目誌』によると草川は、「水源駒が瀧に発し。末は白川に合す」⁷²とあり、南禅寺境内の東側山奥に現存する駒ヶ滝を源流とする自然河川の小川であったが、現在は失われていると考えられる⁷³。前述の『新撰花洛名勝図会』の挿図では、丹後屋と瓢亭の北側に一筋の流れが東西に流れる様子を確認できる⁷⁴。江戸期は丹後屋と瓢亭は、「古今の名物両店の繁盛ハこれも花洛の一奇といふべし」といわれた⁷⁵。

さらに『都林泉名勝図会』には、「名物南禅寺湯豆腐店」として、丹後屋の店先の様子を描いた挿図があり、店内には水流上に橋が架かけられた様子が描かれている。『新撰花洛名勝図会』と『都林泉名勝図会』の挿図を照合すれば、その水流は、暗渠を潜って瓢亭に通じていた可能性がある⁷⁶。

また進む數歩、侯は瀑布の下流と草川と合流する畔に佇立し、南手なる西洋造の二層樓を顧りみて曰く、どうもこんな建築は妙でないが、物を藏れる倉庫がないからそれで造つたのだ。ヲ、いづれ繁鬱した樹木などで此方は遮蓋すつもりぢやが。と、小石橋を渡り、從ひて書院に歸りぬ。(黒田天外、前掲書)

山県は、琵琶湖疏水から引水した滝からの西側の流れと草川が合流する地点に立ち、南方にある2階建ての洋風建築は、収蔵する倉庫がないので造ったものであり、いずれ樹木で鬱蒼とさせて遮蔽するつもりであると言った。その後、小さな石橋を渡って書院に帰った。当該箇所は、現在の〈④流れ—d コケ地周辺〉である。この洋館について、高橋は「西洋館は老公の防寒室とも云うべき者である」と述べている⁷⁷。

それで此地の棄駝師などは、瀑布の岩石の間に齒朶を栽るといへば不思議に思ふ。樅の樹もここに三十本程栽たが、常時は樅樹といへば棄駝師の畝に僅か一二本よりなかつて一向使はんものと見へたが、今では何十本でも持てゐる。(黒田天外、前掲書)

山県は、黒田を引き連れて書院に戻り、庭造りについての具体的な所見を述べた。滝石組みの間に生えるシダ〈⑤池—h 滝口周辺〉やモミ〈⑥外縁・北西端〉は、自身が意図的に植えたものであったが、無鄰庵の築造当時そのような植栽の仕方は一般的ではなかった。

⁷² 『新修京都叢書第19 京都坊目誌三』、臨川書店、1968年、p. 542。

⁷³ 駒ヶ滝は、現在も水流が活きており、南禅寺参道の南側を流れる南禅寺川に通じている。

⁷⁴ 木村明啓編「南禅寺総門外松林茶店」『新撰花洛名勝図会 第2巻』、林芳兵衛、1864年。

⁷⁵ 秋里籬島「名物南禅寺前湯豆腐店」『都林泉名勝図会 2之巻』、1799年、心斎橋通北久田老町 河内屋喜兵衛。

⁷⁶ 矢ヶ崎善太郎、前掲書、p. 42-45。

⁷⁷ 高橋義雄、前掲書、p. 278。

また此川の畔に、野によく咲てある、アアそれ、ヲヲ木瓜、木瓜を栽したが、三年かかつてもどうもつかん、其癖野では踏だり何かしてよく咲てあるが喃。そうしれ尚ほ川畔には、岩に附着たように低く躑躅を作るつもりで、棄駝師に刈込を命じてあるのだ。(黒田天外、前掲書)

〈④流れ—d コケ地周辺, e 芝地周辺・東側〉の園路際に植えられたクサボケ(草木瓜)は、山県によって意図的に植えられたものであった。〈④流れ—d コケ地周辺, e 芝地周辺・西側〉の景石周りに植えられたツツジ(躑躅)は、山県自身が岩に附着したように低く刈り込むように棄駝師に指示していた。

それから京都の庭には苔の寂を重んじて芝などといふものは殆ど使はんが、この庭園一面に苔をつけるといふとは大変でもあるし、また苔によつては面白くないから、私は断じて芝を栽ることにした。尤も川の此方は先の久原が栽て置いたので、被方は鬼芝を栽てそれで時々刈せる、費用はなかなか多くかかるが此方がよいようじや。夫でこの庭園の樹木は重に杉樹と、楓樹と、そして葉桜三本とでもたすといふ自分の心算であるがどうか。また水といふことについて、従来の方は重に池をこしらへたが、自分は夫より川の方が趣致があるやうに思ふ。よく山村などへ行くと、此前のような清川が潺々と繞つて流れてあるが、あの方が面白いからここでは川にしたので。(黒田天外、前掲書)

山県は、園内の地被植栽を苔ではなく「芝」とすることを意図した。ただし、一部は既に庭造りを任せていた久原が植栽していたため、その他の範囲はオニシバを植えた⁷⁸。ここで久原が植栽した地被植物の種類と位置については記述されていない。

無鄰庵の樹木について山県は、主として杉と紅葉、ヤマザクラ(葉桜)で構成されることを意図していた。このヤマザクラ3本は現存しない。また水の取扱いとして、山県は旧来好まれてきた池ではなく、山村を流れる清らかな川であることを望んだ。

3. 石碑「恩賜稚松の記」にみる山県有朋の無鄰庵に対する関心

山県は、明治34年(1901)に明治天皇から御所の稚松2株が園内に下賜されたことを記念して、同年11月に「御賜稚松乃記」と題した石碑を園内に建立している。それは〈⑤池—d コケ地周辺〉に現存している。その文面⁷⁹には、山県の無鄰庵に対する関心をうかがわせる箇所がある。

この出来事について高橋は、「然るに明治天皇陛下此事を聞し召れ、京都宮廷の稚松2株を賜はつたので、公は之を庭前に植ゑ、程経て其松の写真を天覧に供するや、陛下より有り難き御製を賜はつたので、公は恩賜稚松の記の石碑を建て(後略)」たと述べている⁸⁰。

なおこの松は、枯失して現存しない。そのうち1本は平成18年(2006)10月にマツノザイセンチュウによる被害によって枯死したものである。

⁷⁸ 山県が植栽したという鬼芝は、植物学的にいえばオニシバ(学名: *Zoysia macrostachya*)であり、現存するシバ・野芝(*Z. japonica* Steud)とは、別種である。

⁷⁹ 湯本文彦編『京華林泉帖』、京都府廳、1906年。

⁸⁰ 高橋義雄、前掲書、p. 23-24。

自然の風致には富たれとなかれのほそきかいささか物たらぬ心地すれは琵琶湖の疏水を松杉深きあたりに引入れしに落る瀑の音のはけしくみやまのおくもかくこそあらめと思ふはかりなり又なかれのゆるやかなるは沙白く底すみて魚のひれふるさまなど見ゆ

元々、無鄰庵の立地は、自然の風趣に恵まれていたが、山県は、(草川の)水の流れの細さに物足りなさを感じていた。そこで、無鄰庵の敷地東側から琵琶湖疏水の水を引き⁸¹、周囲に松と杉を植えたところ、激しい水音が響く深山の奥といった様相になった。またその後、流れとなった水流は緩やかで澄んでおり、池底の白砂の上で魚の動く様が見えた。

ここから、〈⑤池—h 滝口周辺〉の松と杉は、山県が意図的に植えたこと、琵琶湖疏水の豊富な水量と清浄さを重要視していたことが読み取れる。水流は、滝口の流れが激しい一方で、流路になると穏やかであった。

又ふたつみつかさなりたるもおかし苔の青みたる中に名もしらぬ草の花咲出たるもめつらし

2つ3つ重なるのが趣のある苔の青味の中に、名も知らぬ花が咲き出るのも賞美すべきである。ここから、山県が園内の多様な苔に趣を感じ、更にその中に野草が生える様を素晴らしいと感じていたことが分かる。

秋は夕日はなやかにさして紅葉のにほひたる冬は雪をいたたける比叡の嶽の窓におちくるここちして折折のなかめいはむかたなし

春夏秋冬の景観の趣を述べる中で、秋は、明るく人目を引きつける夕日に映えて紅葉が美しかった。冬については、雪を戴いた比叡山が窓に迫ってくるような気分がする。四季折々の眺めは何とも言いようがない。

ここから、紅葉と、母屋内からの比叡山への眺めが意識されていたことが知られる。

晨には文をよみ夕には歌を詠しあるは茶を品し碁を圍み又は酒をくみ時に今古を談論するなどたに世の塵を洗ふのみかはさるに此草廬の成りたることおもほゑすもかしこき

朝には文章を読み、夕方には歌を詠む。また茶を嗜み、碁を打ち、酒を飲み、時には古今について話し合う。この無鄰庵が、ただ世俗の塵を洗うことのみの場となっていることは、思いがけなくも有り難いことである。

ここから山県にとって無鄰庵は、政治的に利用されることはあっても、主として世塵から逃れ、親しい人と交わり、文芸や飲食を楽しむための場所であったことが知られる。

⁸¹ なお、山県は、無鄰庵への疏水の引水に当たって、琵琶湖疏水の設計に携わった田辺朝郎に手紙を送っている(京都市、前掲書、p. 165)。

4. 山県の周囲の人々における無鄰庵への関心

『続江湖快心録』において、黒田天外は、山県が語った無鄰庵の庭の築造の意図を、次のように記している。

そこでいよいよ庭園をやりかけることになったが、京都に於る庭園は幽邃といふことを重にして、豪壮だとか、雄大だとかいふ趣致が少しもない。いや誰の作だの、小堀遠州じやのといふた處で、多くは規模の小さい、茶人風の庭であつて面白くないから、己は己流儀の庭園を作ることに決した。(黒田天外、前掲書)

山県は、旧来の京都で築造されてきた狭小な「茶人風の庭」ではなく、独自の考えに基づいた庭造りを意識しており、その築造の結果として山県は、伊集院兼常（1836-1909）⁸² から次のような所見を得たと述べ、非常に喜んでいる。

なかなか園藝について遠い男じやが、此庭園を見せてどうかと云うたら。実に結構だよく出来た。若し私にどうかと仰しやれば、そりや私は私の考へもあるが、そうすれば一々處をどうといふわけにいかず、皆變てかからねばならんが、然し之で結構で、実に名作ですと、伊集院から園藝博士の号を贈りおつたじや。アハハハハ、どうか。(黒田天外、前掲書)

そもそも黒田天外が無鄰庵を訪れた契機は、『続江湖快心録』の前作に当たる『江湖快心録』において、伊集院兼常より、「…ハア、山縣侯の無鄰庵の庭ですか、あれは全く伯自身で造られたので、お素人としては感服の外ありません。」⁸³ と聞いたことであった。『続江湖快心録』の冒頭において黒田は、無鄰庵訪問の動機を次のように記している。

同庭園（無鄰庵）につきては曾て伊集院兼常氏より、其経営配置一に侯の匠心獨運に出で、而も豪壮雄興広にして一種の面目を具へ、小堀遠州以外新に一識を建たるの作にして、実に賞嘆すべきものなりと聞き（後略）。(黒田天外、前掲書)

黒田は、伊集院の後を受け、對龍山荘の施主となった市田彌一郎についての記述の中で、「山縣伯爵の無鄰庵は彼の別荘と近く、時々過往して交情浅からず」であったことに言及している。⁸⁴ また黒田は、無鄰庵に対する感想の中で、「何れも侯が心匠のかかる余事にまで明瓏秀絶なるを」⁸⁵ と述べている。

以上のように黒田天外による『江湖快心録』（明治34年（1901）刊）と『続江湖快心録』（明治40年（1907）刊）では、山県が言ったところの「此地（京都）の橐駝師」の氏名は掲出され

⁸² 伊集院兼常は薩摩藩（現在の鹿児島県）の門閥で、若くして庭造りと普請に親しんだ。現在の廣誠院や對龍山荘の地で別邸を営み、7代目小川治兵衛（植治）に影響を与えた。矢ヶ崎善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究』、1998年、p.46-50。

⁸³ 黒田天外『江湖快心録』、1901年、p.28。

⁸⁴ 黒田天外『続江湖快心録』、1907年、p.28。

⁸⁵ 黒田天外、前掲書、p.13。

ていない。

大正2年(1913)刊『続々江湖快心録』では、黒田の取材に対し、7代目小川治兵衛(植治)は、「處が山縣さんが無鄰庵をお作りになることとなり、五尺くらゐの樅を五十本栽へろといふ仰せつけでしたが、其頃樅などといふものは庭木につかいませんので一向なく、漸やく方々から集めて調べましたが、只今では何處の庭園でも樅を多く用ひ、またどうだん、柊、南天などを使ひますのも、山縣さんが嚆矢でゐいます。その後平安神宮の神園を作るにつき、山縣さんへ行て居る植木屋を呼べとのことで私が命ぜられました」とあり、「此地(京都)の橐駝師」として樅を植えたのは、7代目小川治兵衛であることが当人から口述された⁸⁶。山県が逝去した3年後の、大正14年(1925)に刊行された『山公遺烈』において高橋義雄は、「山縣老公は、(中略)南禅寺門前通りの北側に新に無鄰庵を経営せられたが、縄張は一切老公自身の指図で、その指図に従つて築庭の事に當つたのは今日余が同伴したる植治である」と記している⁸⁷。

なお、山県の生前に親交を深め⁸⁸、自らも庭造りに携わった高橋ではあるが⁸⁹、益田孝(鈍翁)が述懐したところでは、山県「公は庭の事が最も御自慢で、私の直ぐ下の弟益田克徳には許して居られたが、益田孝だの高橋義雄だのは庭の事は駄目だから、君等は庭の事なぞはまあ云はぬ方がよからうと云うやうな調子であつた。或時高橋が、目白の椿山荘の庭に、柿の木は取り除いた方がよいと云ふたことがあるが、後で公は、高橋は庭の事はわからぬなあと云ふて居られた」という⁹⁰。

論拠は不明であるが、対談相手として、「石は概ね醍醐の山から運ばれたものであるが、公はその選択、布置に当たつても「植治」の友次郎老人を相談相手に殆ど直接指揮せられたとのことである」⁹¹と記されている。

次に、晩年の山県の側近を務めた入江貫一は、大正11年(1922)刊行『山県公のおもかげ』(昭和5年(1930)増補再版『山県公のおもかげ附追憶百話』⁹²)において、山県の幅広い公私に関する出来事を記載し、その中には無鄰庵についての言及がある。

築庭は公の唯一の道楽であつた、平生誠に質素儉約的な公も苑庭の為めには数千円時としては万円を擲つて辞せなかつた。公の築庭法は独特の妙味を具へ、自然を利用し、自然を模倣し且自然を作出するように務められた。京都の無鄰庵は東山の翠巒を取り入れ、庭の一隅には松杉の類を植えて麓と為し、清泉を穿ち山紅葉と山躑躅とを配して、並に東山の峯より落つる溪流を作つたのである。朝夕の景色は常に東山を回る雲霧の去来に従つて千態万様の變化を興へる。

⁸⁶ 黒田天外『続々江湖快心録』、1913年。

⁸⁷ 高橋義雄、前掲書、p. 279。

⁸⁸ 内藤一成「もうひとつの山県人脈—山県有朋と高橋箒庵—」伊藤隆編『山県有朋と近代日本』、吉川弘文館、2008、p. 235-263。

⁸⁹ その事例の一つとして、梅ノ尾高山寺(京都市右京区)の京都市指定名勝遺香庵庭園は、昭和6年(1931)に、明恵上人の700年遠忌を記念して築造されたもので、高橋義雄の指導により、7代目小川治兵衛が庭造り、三代目木村清兵衛が茶室の建築を担当した。

⁹⁰ 長井実『自叙益田孝翁傳』、1939年。

⁹¹ 京都市土木局庶務課、前掲書、p. 3。

⁹² 入江貫一『山県公のおもかげ附追憶百話』、偕行社編集部、1930年。

京都の無鄰庵も庭はよいが家屋は誠に手ぜまである。秘書官や副官が随行して滞留する時は、八畳と四畳の二間続きの二階を占領する外に居場所がない、而して其直下は即公の居室兼寢室である。其外には客間と西洋間とが一つつあるのみで、他は玄関勝手といふ次第である。がそれが為め私共の京都滞在は昼も夜もずいぶん窮屈なもので、高笑ひをすれば下に聞こえ、うつかり尻もちをつけばすぐ下に響く、誠に始末の悪い次第であつた。

山県が質素な生活を送ったことは、同時代の多くの人々が認めるところであつたが、庭造りに関しては例外的に山県が私財をはたいていたことを、入江は指摘している。後述するように、入江が無鄰庵の朝夕の光景について言及できたのは、彼が枢密院議長秘書官として山県と共に無鄰庵で宿泊していたからであつた。

自然の風光も公に取りては楽しみの一つであつた。東山の春の曙、西山の秋の夕は晩年まで公を京都に惹付けた。公が八十以上の高齢に達し著しく健康を損ぜらるゝに至る前は、公務の余暇必ず毎年京都を訪ふ事を欠かされた事は無い、京都は実に公の欠く可からざる悠游の地であつた。

晩年の山県は、公務の余暇ができると、その風光にひきつけられて毎年京都を訪れていた。彼にとって、ゆったりと落ち着いた時間を過ごすことのできる京都は欠かせないものとなっていた。官中顧問官御歌所寄人を務めた井上通泰は、山県の京都における人間関係について次のように記している。

入江貫一君の「山県公のおもかげ」中に挙げられた歌道の友の中に、京都の須川信行翁がおちてゐたやうである。此翁は渡忠秋の没後小出（榮）翁の門に入られ小生にも疑を正された人であるが、公が京都の無鄰庵に居らるゝ間は終始歌の友とせられた。公は此人を斯道の先輩として尊敬して居られたから。

山県にとって無鄰庵は、複雑な対人関係に巻き込まれた彼自身の状況に応じて、その利用形態を変化させしながら、公私の両面にわたりその人生を充実させるものであつた。それは、山県有朋の娘婿で、有朋の養嗣子である有光の実父・船越光之丞（貴族院議員、男爵）による、山県の日常生活への言及からもうかがい知れる。

公の健康に留意されたことは非常なもので、公が築庭に非常な趣味を有たれて居たことは、世間に知られて居ることであるが、或る日私に向ひ、おれは庭を作るのでこんなに長壽を保つて居るのではないかと話されたことがある。⁹³

最後に、大正11年（1922）の山県の危篤時、鳩居堂の主人を務めていた熊谷直之は、「京都日出新聞」の取材に答えて、山県における無鄰庵の築造の動機が、「京都を終焉の地としたい」ことにあつたと話している。またこの記事では、山県が『都林泉名勝図会』に「名物南禅寺湯豆腐

⁹³ 入江貫一、前掲書、p. 240-241。

店」として紹介されている丹後屋を買収して無鄰庵を築造したと記されている⁹⁴。

愛荘無鄰庵買入の一條 山縣公危篤の報を聞いて鳩居堂主人熊谷直之氏を訪へば、事実ですか、今朝先方から手紙が来て安心しろとの事で実は喜んで居た処ですがとて長い大息した後徐に思ひ出を語つた、私の先代は山縣公が国を出て長州屋敷に入られて以来の御出入りで、私は父の没後明治四十年から御伺ひして居る次第ですが厳格を以て聞えた公の事ですから中々人に恐がられたものですが唯元氣に任せた一時的の突発した怒りですから根もない程アッサリしたものでした。公の生命は軍事よりは政治にあつた様ですが其の傍閑日月ありて常に庭園の造作に興味を持たれ二十七八年戦役頃木屋町吉富に永らく当時樋口の別荘を故日銀総裁の川田小一郎氏に売つて三萬円を持って居られたので滋賀縣知事中井弘などを同伴者に引き具し自分は京都を終焉の地に仕度いから何処か其居地を求め度いとて散歩の折南禅寺畔で豆腐屋を見付け小憩の際此の小川が面白いとて例の所持金三萬で買う事を決心して藤田に下相談をした処今は博覧会当時で坪五円位だが、もう少し待つたら坪一円位には下落仕様と云つたが公は俺も六十歳だから五圓位で考へる歳でもあるまいと断然として求め庭の造作に掛り石などは醍醐から引いたもので植治事小川治兵衛に命令したが石が大きいので甚だ当惑の旨を公に伝へて一鳴を食ひ牛車数両を用意して漸く御意にかなへた、其の後豆腐屋で面白いと云つた名も無い小川は南禅寺草川と云ふのだと聞いて非常に面白がつた、遠景を我物に取り入れるのに妙を得て居て小田原の別荘も頗る見事に其の技巧が出来て居る、小田原と云へば原首相暗殺当時私は公を同地に訪ねて居たが兇變を聞いて公に大変なことがありましたと云つた所公は唯ウンと云はれたのみで七度八分の熱であつたが机に寄つて居られた此辺でも公の剛腹は伺はれます。八十五歳は歳に於ては惜い事はないが何やかやと感慨無量で何から申して良いか解りませんと涙ぐんだ

（参考）山県有朋利用期における来訪者の動線

『続江湖快心録』の無鄰庵の記述から推定される山県の庭園案内順路は、次のような順路であつたと推察される。

庭園には、座敷より下り立って、園路を通じて東進し、北側から南西に流れる流路内に打たれた沢飛び石を渡り、更に東側に歩を進め、園池北側の大石の前方に至る。そのまま道なりに進むと、斑入りの笹がみられ、三段の滝の前方に至る。そこから進路を南に向け道なりに西進すると、石碑・恩賜稚松の記、茶室を横切り、座敷へと戻る。

3) 山県家・財団所有期（大正12年～昭和15年（1923～1940））

無鄰庵の京都市への寄付を記念して編集された『無鄰庵』は、山県の晩年から無鄰庵が京都市へ寄付されるまでの経緯を、次のように記している。

本庵は公の晩年、その百歳の後の保全を慮られ側近の士と諮られた上、大正九年六月財団法人無鄰庵保存会を設立せられ土地建物其の他を寄付、その永き保存を図られることとなつた。其の後間もなく大正十一年含雪公には八十五歳の高齢を以て薨去せられたが、幸ひ本庵は山県家並びに保存会関係者の厚き庇護の下に恩賜の松の緑愈々濃く、一石一草すべて公在世当時の面影を其儘に存して今日に

⁹⁴ 熊谷直之「京都を終焉の地としたい」『京都日出新聞』、1922年1月31日。

至った。然るに山縣家並に保存会に於ては此の名園を永く世に伝ふるためには地元たる京都市に寄付することを以て最も適当と認められ、右法人を解散の上関係財産一切を京都市に寄付したき旨の申し出があつた。市に於ては喜んでその厚意を受けることとなり、諸般の手續をとり、昭和十六年六月正式にその引渡を受けたので、この由緒ある名園を永く保持伝存すると共に適当に公開をなし公の遺風を偲ぶこととなつたものである⁹⁵。

山県の晩年、無鄰庵の保全に関する話し合いが持たれ、大正9年（1920）6月に保存会が設立されることになり、山県家より土地建物その他が寄付された。その数年後の大正11年（1922）、山県は85歳で逝去し、国葬として小石川護国寺へ葬られた⁹⁶。山県家及び保存会では、無鄰庵を永く世に伝えるためにはそれが立地する京都市へ寄付することが最も適当と判断された。そして山県が逝去した19年後の昭和16年（1941）、京都市へ寄付されることになった。

4) 京都市所管期（昭和16年（1941）～現在）

昭和16年（1941）、無鄰庵が京都市の所管になって以降、庭の恒常維持管理がどのように行われていたかについては、資料が欠落しており不明であるが、平成18年度までは文化市民局が建設局に予算を執行委任し、建設局が指名競争入札によって受託業者を選定していた。建物については、昭和49年度に国庫補助で母屋の修理（屋根・樋・外部廻り・内部廻り・構造部廻り・雨水排水の修理。総事業費1,500万円（補助率50%）にて、旭建設（株）が請負）がなされた。

平成19年度以降は、無鄰庵の所管課である文化市民局文化部文化課（現在の文化芸術都市推進室文化芸術企画課）が文化財保護課と協力してプロポーザル方式で恒常維持管理の受託業者を選定することになり、現在に至る。

平成19年度から21年度にかけては、老朽化が著しい庭園、建物の修繕や建造物価値判断調査、他都市の公有文化財施設の管理運営状況調査等を含む計画的整備事業を実施した。

平成19年度には「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」⁹⁷を立ち上げ、保存管理計画策定の検討を開始した。同委員会を平成20年（2008）2月から平成23年（2011）3月までに、計4回開催し、一定の方向性を出したが、整備計画の実現性に課題があることから、計画としての策定は保留された。

平成26年度から、再び計画の策定に向けて再検討を行った結果、近年のその他保存管理計画の事例、更には前述のプロポーザル方式による恒常維持管理の実績を反映する必要があると判断し、より実用に適したものになるよう内容の見直しを行うこととした。また、それに当たり、安全性が懸念されていた母屋等の耐震基礎診断を実施した。

⁹⁵ 京都市土木局庶務課、前掲書、p.3。

⁹⁶ 国史大辞典編纂委員会、前掲書、p.118。

⁹⁷ 委員の構成は、次のとおりである。会長：尼崎博正、副会長：矢ヶ崎善太郎、小林丈広、西村明美（柊家取締役）、文化市民局文化芸術都市推進室長であり、オブザーバーとして文化庁と京都府の担当者が参加した。

5) 岡崎・南禅寺界限の庭の調査

京都市文化市民局では、平成24年（2012）3月に『京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第一冊岡崎・南禅寺界限の庭の調査』を刊行した。

同報告書の作成に伴う調査を通して、「岡崎・南禅寺界限の庭園群（「庭の集まり」）は、庭園の質の高さはもちろんであるが、琵琶湖疏水の水のネットワークともいえるべき「近代庭園文化圏」が成立しているところに特徴」⁹⁸を持つことが明らかとなった。

無鄰庵は、並河靖之邸（京都市指定名勝並河家庭園）に次いで、この「近代庭園文化圏」が成立する最初の時期に築造されたものであり、結果的に庭園文化圏の成立の先駆けとなった。

同報告書では、無鄰庵内の水路（流れ）について分析が行われた。その内容については、次のとおりである。

給水口は、東側からの一系統である。流入箇所は東側と南側の二か所あり、東側からの流入は枳から短い導水路を経由して三段の滝石組へ、南側は枳から暗渠管を経て段落ちへと通じている。南側からの流入は、旧来専用の給水口を持っていたが現在は途絶えているため、東側の給水口から管渠を引き敷地東側の堀を伝って、園路の下部で暗渠となって枳と接続している。

給水口と流入箇所から滝石組・段落ちの区間は、利用者の目に触れにくい状態になっている。それは逆をいうと流水が利用者の眼前に現れるのは、東側は滝石組から、南側は段落ちからということである。ただし東側からの流水は、滝石組一流れ一園池一流れと展開した後、一旦利用者の眼前から消え、主屋の北東付近で再び利用者の眼前に現れる。そのように利用者にとって感じられるのは、園池から流れとなった水が一旦大きく弧を描きながら北側に振れ、⑥外縁（編注：⑥外縁）の木々の下部に入り込み、敷地端を巡る土塀の手前で方向を南西に変えた箇所が、ちょうど園路と沢飛び石の接続部分に当たるからである。利用者の流水に対する視界は、こうした地割の造りで制限されていることが知られる。

敷地に流入した水は、流出するまでの間に四箇所の沢飛び石と一箇所の石橋と交差している。これら四つの交差箇所は、利用者に歩行上の注意を喚起するとともに、視界の転換を促している。利用者は、沢飛び石と石橋を渡る際によほど慣れていなければ、足下を確かめる。利用者の関心が足下に集まっている間も身体は移動している。再び利用者が顔を上げた時、全ての場合印象が異なる光景が視界に入る。沢飛び石1は東側の三段の滝石組か南側のモミジ林、沢飛び石2は東側の大石か西側の主屋、沢飛び石3は東側の園池か南西側の芝地、沢飛び石4は東側の園池か南西側の茶室、石橋は南側の茶室か北側の主屋といったように。このように利用者の視界の展開と地割、そして流水には一連の関係性がみと取れる。⁹⁹

無鄰庵の敷地内を巡る水路（流れ）は、滝や園池を介して様々な様相を見せ、更に来訪者に多様な体験を与えている。

⁹⁸ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課ほか編、『京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第一冊岡崎・南禅寺界限の庭の調査』、2012年、p. 57。

⁹⁹ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課ほか編、前掲書、p. 44。

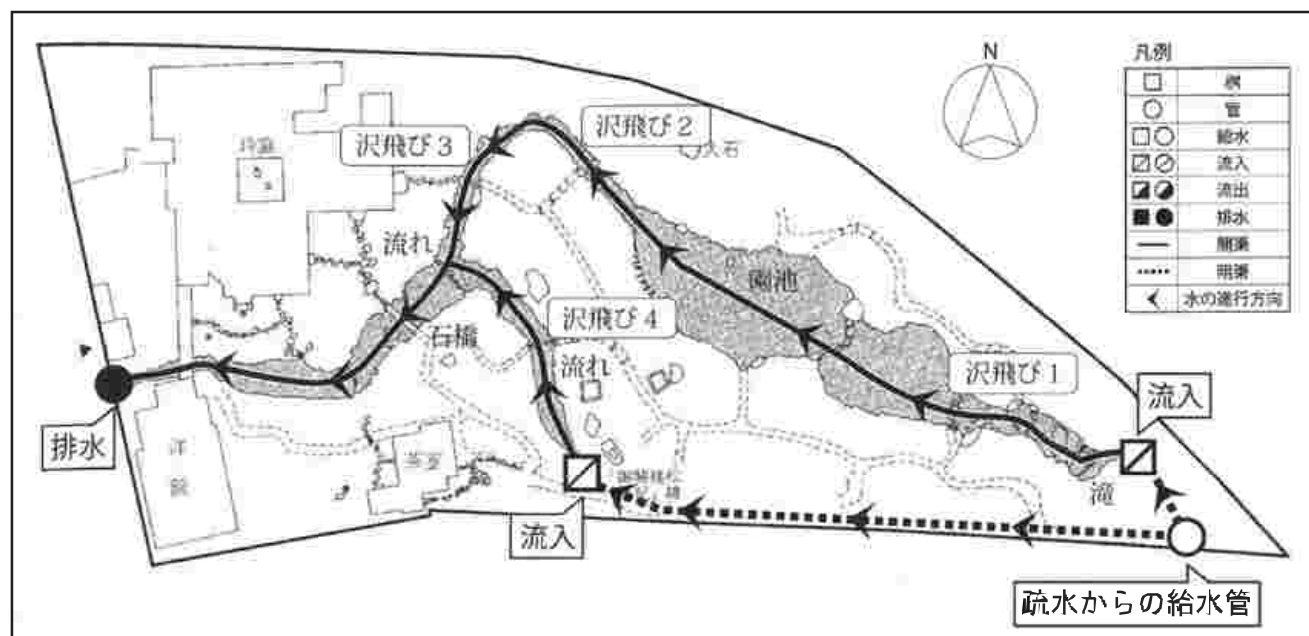


図 2-3-7 名勝無鄰庵庭園の水路模式図

(出典：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課ほか編、『京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第一冊岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』，2012 年，p. 46)

第5項 無鄰庵の庭と建築

ここでは無鄰庵の建造物の歴史的、建築的評価について記された「「無鄰菴」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―」¹⁰⁰の内容の一部を以下に示す¹⁰¹。

はじめに

本報告書は平成22年に京都市より委託された、「無鄰菴」建造物価値判断のための調査結果を報告するものである。

なお、本文中においては山県有朋が自身の書簡等で使用していた「無隣庵」の表記で統一するものとする。

1) 建造物の概要

母屋：木造一部二階建棧瓦葺／大工・奥邸竹次郎（二階建座敷棟御幣銘）／明治28年頃建築，明治31年頃および大正期改造（『続江湖快心録』，二階建座敷棟御幣銘ほか）

洋館：煉瓦造二階建棧瓦葺／設計・新家孝正，施工（棟梁）清水満之助（二階上棟札）／明治30年11月7日上棟（二階上棟札）

茶室：木造平屋棧瓦葺／大工・不詳／明治28年頃移築（『続江湖快心録』）

管理人住居：木造平屋棧瓦葺／大工・不詳／建築年・不詳

2) 山県有朋による無隣庵造営の経緯

1. 第一次無隣庵と第二次無隣庵

明治・大正期の元勲山県有朋（1838－1922）は、公務多忙のなかにあっても常に趣味を豊かにし、風流韻事の楽しみを忘れることはなかったという。わけて築庭術にかけては特筆すべきものがあつた¹⁰²。山県が営んだいくつかの邸宅では、自らの指示で庭園を築庭することが多かった。

山県が生涯に営んだ邸のうち、無隣庵と呼ばれる邸は場所をかえて三次にわたって造営されている。このうち第一次無隣庵は幕末ころ郷里の長州吉田に営んだ邸で、第二次と第三次はともに京都の別邸であつた¹⁰³。

京都で山県は先ず鴨川西岸、木屋町二条に第二次無隣庵を営む。ここは高瀬川の開鑿などで功績のあつた角倉家の別邸があつたところで、角倉本邸と木屋町通りを隔てた東側に位置している。この地は明治のはじめに上地されたものを、明治24年（1891）7月に山県が購入したものであつた¹⁰⁴。山県がここでどのような普請を行ったのかは詳らかでないが、鴨川

¹⁰⁰ 矢ヶ崎善太郎「「無鄰菴」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―」，2010年。

¹⁰¹ 本項の「むりんあん」の表記及び注釈の表記は、原則報告書の原文における表記に従うこととする。

¹⁰² 高橋箒庵著「目白椿山莊講評」（『箒のあと 上』，秋豊園，1933年所収），あるいは『山県公遺稿・こしのやまかぜ』（東京大学出版会，1979年復刻）所収の解題ほか，山県の趣味的生活に関する論評は大方一致していると思われる。

¹⁰³ 山県が生涯に営んだ邸宅の変遷は，鈴木博之著『山縣有朋邸 小田原古稀庵調査報告書』（千代田火災海上保険株式会社，1982年）に詳しい。

¹⁰⁴ 京都地方法務局所管登記簿による。また明治42年，京都で全国園芸大会が開催されるに際して発行された名園案内書とでもいうべき，湯本文彦著『京華林泉帖』（湯本文彦編，京都府廳，1909年）の「田中氏二條樋口邸林泉」に「舊

から分流した豊富な水流が横切って高瀬川の起点となる当地の地形は、後に山県が理想とする庭園観を形成するにいたる重要な意味をもつものであった。

第二次無隣庵の地を手に入れて間もなく、山県は敷地の拡張を計画した。次は明治 25 年 (1892) 7 月 13 日付「日出新聞」の記事である。

山縣伯爵の別邸取上げ — 京都木屋町二條下る山縣伯別邸管理人下村一貫氏より今度同邸取上げの爲め接近の鴨川沿岸地所四十餘坪拝借の議を山縣伯の代理として府知事に出願したるに付き土木主任者は実地に就て視察せしが同拝借出願地は地方税經濟に属する樋門及び樋守小屋の所在地なり且つ彼の鴨川横断工事を起すことにもならば特に必要なる所なれば此際同地所貸下は断乎として拒絶せんことに内決せし由

記事によると、山県は第二次無隣庵の敷地の拡張を計画し、隣接地の借入を京都府に申し出たが、京都府はその申し出を許可しなかった。

この新聞報道からわずか 4 箇月程後の明治 25 年 (1892) 11 月、山県はこの木屋町二条の第二次無隣庵の地を手放し¹⁰⁵、後述するように、南禅寺近傍に新たな第三次無隣庵の造営を開始する。したがって山県がこの地を所有していたのは 1 年 4 箇月間という短期間であり、かなり慌ただしく別邸が移転されたことがうかがえる。

これまで山県のこの別邸移転の理由について、周辺に商工業地としての賑いがおよんできていたことで当地が無隣庵の号に適う地でなくなってきたことがあげられていた¹⁰⁶。しかし先の新聞記事で山県は第二次無隣庵の敷地の拡張を計画しており、これはなお当地において継続して別邸を営むことを前提とした計画であったとも考えられる。わずか 4 箇月後の第二次無隣庵の売却は、山県自らが周辺の賑いを避けたというより、敷地が狭隘であったこと、そして京都府から敷地の拡張計画が認められなかったことに直接の原因があったと考えられよう。結果とし京都府からの何らかの指示にしたがったと解することもできる。

ところで別邸の拡張を計画していた明治 25 年 (1892)、山県は 6 月 17 日より 2 週間程度、第二次無隣庵に滞在した。「日出新聞」は滞在中の山県の様子を次のように伝えている。(【 】内は掲載日を示す)

角倉氏別邸にて本邸と高瀬川を隔てて其東に在り直に鴨川に臨み高瀬川の全水其邸内を過く明治の初め上地の後山縣公爵及び川田男爵小一郎清水吉次郎を経て近年大坂田中市兵衛の所有たり」とある。

¹⁰⁵ 京都地方法務局所管登記簿によると、木屋町二条の同地は明治 25 年 11 月、山県有朋から三野村利助へ売却された後、同 26 年 3 月に川田小一郎、同 36 年 8 月に清水吉次郎、同 39 年 12 月に田中市太郎、大正 7 年 12 月には阿部市太郎にと、その所有権が移転する。註 104 の通り『京華林泉帖』には「田中氏二條樋口邸林泉」としてこの庭園が紹介されており、水量豊かな川が樹間を流れる様子が写真で掲載されている。しかしこれは川田小一郎の時代に改修された可能性があり(『同書』解説)、山県時代の姿がどの程度伝わっているのか不明である。また大正 9 年、阿部市太郎の時代に庭師・植治(小川治兵衛)によってさらに改修されている(山根徳太郎編『小川治兵衛』、1965 年所収「小川治兵衛年譜」)。昭和 32 年以降も新たな所有者によって手が加えられ、現在に至っている(尼崎博正「明治期に築造された京都の庭園—『京華林泉帖』の庭園観との係り」京都芸術短期大学研究紀要『瓜生』第 11 号、1988 年、pp. 1 - 10)。

¹⁰⁶ 例えば、前掲『京華林泉帖』所収「無隣庵林泉」では「明治辛卯(24 年…筆者註)、二條樋口角倉舊別邸を得其號を移さる(中略)未だ幾年ならず其煩囂を避け新に此邸(第三次無隣庵…筆者註)を営み仍舊號を移し無隣庵號し(傍点筆者)」と説明している。

前号欄外に報道したる如く陸運大将山縣伯爵は一昨日来京木屋町二條下る別荘に投し昨日は降雨の為何れへも出でず同日朝尾越書記官訪問し一時間計り對話し続て飯倉少佐来訪したり伯は来客に接する餘暇には久原正(マ)三郎と圍碁し或は押(マ)毫を試み居れり【明治25年6月19日】

(山縣)伯は来京以来木屋町の別荘に於て久原庄三郎氏を相手に揮毫又は圍碁を試み閑日月を送り居れり一昨日は中井櫻洲山人と碁を圍み午後より相携へて南禅寺近傍を散策したる由又昨日は北垣知事午前より訪問して一時間餘談話し居りし由京都には二週間計り滞在する筈にて本月下旬か来月上旬頃郷里山口へ向け出発する都合なり【明治25年6月21日】

目今木屋町の別荘に滞在中なる山縣伯は両三日来降雨の為め終日閑居し中井櫻洲山人并北垣府知事の外絶へて客に接せず時に久原庄三郎氏と圍碁を試み居ると云【明治25年6月23日】

上の3つの記事を見る限りでは山県は、第二次無隣庵の拡張計画が報道され、やがて売却する直前の別邸滞在中に、京都府行政や実業界の有力者らと接し、ともに南禅寺近傍を散策するなど閑日月を過ごしていた。

山県滞在中に第二次無隣庵を訪問し、山県と親しく接していた久原庄三郎(1840－1908)は、実弟の藤田伝三郎と藤田組を創立しその土木部門を管掌、日本土木会社などの諸企業に参画するなど、主として阪神地方で活躍した実業家である。庄三郎の四男・房之助は久原財閥を形成、通信相や立憲政友会の総裁としても知られる¹⁰⁷。

また中井櫻洲山人とは中井弘(1838－1894)のこと。滋賀県知事時代の明治17年(1884)、北垣国道京都府知事らとともに琵琶湖疏水工事を認可および着工させた人物で、京都岡崎の地に内国勧業博覧会を誘致したのも中井であった。明治26年(1893)11月から翌27年(1894)10月までは第5代京都府知事(京都市長兼任)をつとめている¹⁰⁸。

売却直前の第二次無隣庵で、山県と久原や中井との間で何が話し合われていたのか、今それを知る資料はない。しかし、山県の有力者との動向が報道され、その後に山県が第二次無隣庵を売却し東山南禅寺の近傍に第三次無隣庵を造営する事実を勘案すると、山県の第二次無隣庵売却と南禅寺近傍での第三次無隣庵の建設に、久原や中井が何らかの関わりをもっていったとする仮定も成立しよう。

琵琶湖疏水完成以後、東山の風致保存を前提とした新たな発展を期待する京都府行政や実業界の有力者が山県に新しい別邸造営を促し、敷地として疏水の水が容易に利用できる南禅寺近傍の地を提示していたとしたら、山県の第三次無隣庵への慌ただしい別邸移転も理解されるのである。特に琵琶湖疏水を開通させ、それに伴う東山地域の新たな発展を促進する立場にある中井にとっては、南禅寺近傍で山県に疏水の水流を利用した別邸造営を積極的に促す理由があったものと想像できる。

¹⁰⁷ 新潮社辞典編集部編『新潮日本人名辞典』(新潮社, 1991年)

¹⁰⁸ 前掲『京都大事典』および前掲『京都の歴史・8 古都の近代』による。なお、京都市はこの当時特別市政をとっており、京都府知事が京都市長を兼任していた。

2. 第三次無隣庵の造営

南禅寺近傍で第三次無隣庵の造営がいつはじまったのか、必ずしも明確でない。例えば『京華林泉帖』¹⁰⁹所収「無隣庵林泉」の解説では「南禅寺總門内の北に在り明治二十五年山縣公爵の別邸として開設せられし所なり」として、別邸の開設時期を山県が第二次無隣庵を売却したのと同じ明治25年（1892）にしている。これは、第二次無隣庵の売却と同時にすでに南禅寺畔での第三次無隣庵造営の準備がはじまっていた可能性をうかがわせるものである。

明治33年（1900）11月、黒田天外が第三次無隣庵を取材した時の記録¹¹⁰に、山県のことばとして「此庭園は此前の川から此方へは、明治二十七年に久原に托して作らしておいたので、其後二十八年の丁度此頃に、清国から帰って少し閑暇であったから、川の彼方の地面を借入れて新たに作るようになった」とある。ここで「久原」とは明治25年（1892）、山県滞在中の第二次無隣庵を訪れ、山県と親しく接していた久原庄三郎であろう。明治27年（1894）清国に出征中の山県はこの久原に託して南禅寺近傍で第三次無隣庵の造営をはじめていた。第三次無隣庵の造営の初期の段階で久原庄三郎が築庭に関わっていたことは、第二次無隣庵から第三次無隣庵への慌ただししい移転に久原が関わりをもっていたとする先の仮定を裏付けるものとして注目される。

そして翌28年（1895）からさらに庭園の拡張工事がはじめられた。同年4月19日、山県は滞在先の広島から東京の有力官僚である田中光顕に書簡を送った。次はその一部である¹¹¹。

叔南禅寺別墅ハ新築瀟灑水声松籟ニ和シ貴意ニ適シたるシ報道を得必らず我心ニ叶ヒ可申と相楽申候

久原に託して工事を起こしていた南禅寺別荘は、その立地条件など山県の好みに適うものであったのだろう。拡張工事の完成を楽しみに待つ山県的心情がうかがい知ることができる。明治28年（1895）8月8日付の「日出新聞」には次の記事がみえる。

洛東は南禅寺町の山縣侯爵別荘へは今回水利事務所より鉄管を敷設して庭園の噴水其他使用水料に充つる為め引水工事に着手したるがその水量半個にして工費は五百円内外の予算にて竹内全所技手工事を担当し両三日中に落成するよし全別荘は昨年来成功為し居るも侯爵は日清事件以来軍務に多忙なりしを以て来京せざりしも今後は時々全別荘に滞在する都合にて器具其他の準備も整ひ居る由

拡張工事を継続しながらも、この頃には南禅寺の第三次無隣庵は別邸としての一応の体裁が整い、建築も山県の滞在に向けて準備がなされつつあったことが想像できる。以後「日出

¹⁰⁹ 註 104 前掲

¹¹⁰ 黒田天外著『続江湖快心録』（1907）。これは美術評論家・黒田天外の名邸訪問記で、はじめ「日出新聞」に連載された記事が後に『江湖快心録』（1901）、『続江湖快心録』（1907）、『続々江湖快心録』（1913）の三編に編集され出版された。

¹¹¹ 『山縣有朋文書 書翰其ノ他（6）』（国立国会図書館憲政資料室蔵）

新聞」には山県の第三次無隣庵の滞在を伝える記事が散見される。

例えば明治28年(1895)10月19日には「山縣大將は一昨日午前四時三十五分七條着の汽車にて来京南禅寺なる別邸に投せり昨日午前には岩崎弥之助、久原庄三郎氏訪問せし」と報じ、翌20日には「南禅寺に別邸に滞在中なる山縣大將は一昨日午後本願寺法主大谷光尊師の訪問を受けしが昨日は午前より新古美術展覧会を一覧せり」、同月26日には「松方伯は昨日時代行列を見て後ち山縣大將を南禅寺の別荘に訪ひ暫く対話」など、この時山県は南禅寺の第三次無隣庵に滞在し、すでに別邸には政界や実業界の有力者たちが訪問していた。

次は明治29年(1896)12月22日付「日出新聞」の記事である。

山縣侯来京の期 山縣侯の南禅寺別荘の庭園工事も目下粗ぼ落成を告げたるより一応検分を申出でたれば全侯爵より本年は到底出京出来難きを以て一月二日東京を發し当地へ来る旨の返書ありたりと云ふ

庭園の拡張工事が明治29年(1896)12月までにひとまず完成をみたことが伝えられている。そして翌30年(1897)に山県の検分が行われたのだろう。

以上から、南禅寺の第三次無隣庵は久原庄三郎などの協力を得て明治28年(1895)8月頃には山県有朋の別邸として一応の体裁が整い、10月には山県の滞在や賓客の訪問を迎えることが可能な状態になっていた。その後も庭園の拡張工事は続けられ、翌29年(1896)の12月には拡張工事の完成をみた。

また、先の新聞記事から第三次無隣庵には政界・実業界の有力者の訪問が頻繁であったことが明らかになる。山県の別邸は単に山県自身の保養の場であるばかりでなく、政界や実業界の有力者との交流の場であり、いわば中央から離れた政治の場でもあったといえよう¹¹²。

ところで、京都地方法務局所管登記簿で第三次無隣庵の土地所有者の変遷をみると、敷地の西寄りの一部(南禅寺草川町32, 33, 34…後に31に合併か)は明治26年(1893)12月岡本甚助より久原庄三郎が購入し、同29年(1896)12月になってようやく山県の所有となる。また敷地の大部分(南禅寺草川町30-6, 31)が山県の所有となるのはさらに遅れて明治35年(1902)まで待たなければならない。それまでここは京都市の所有であった。したがって、山県は一部については明治29年まで、大部分は同35年まで、久原庄三郎あるいは京都市の所有地で別邸を造営、庭園をつくり完成させ、後に譲ってもらっていたことになる¹¹³。

これは山県の第三次無隣庵の造営に久原や京都市が何らかの関わりもっていたことを連想させる。

¹¹² 例えば、明治36年(1903)4月21日、日露開戦への方針を決定したとされる、いわゆる「無隣庵会議」がここで行われたことは周知の通りである。

¹¹³ この事実に関心した尼崎博正博士は「無隣庵の敷地は、明治25年(1892)の時点で京都市の所有であり、地目はすでに宅地であった。その大部分が山県有朋の所有となるのは、明治29年(1896)のことである。したがって、小川治兵衛による作庭はそれ以後とみななければならない。敷地の東端部は6年後の明治35年に有朋が所有した。この部分は、明治33～34年頃まで京電の留置線があったところといわれている。したがって、滝流れ附近は、明治35年以後でないと作庭できなかった。」として、第三次無隣庵の作庭がいくつかの時期に分かれていたことを示された。(尼崎博正「南禅寺界限疏水園池群の水系」京都芸術短期大学研究紀要『瓜生』第7号、1984年、pp. 61-77。)

次に明治 30 年（1897） 8 月 3 日付の「京都日出新聞」の記事をみる。

山縣侯の寄附 山縣侯は洛東南禪寺町字艸川に別荘を新築し防火用水として疏水運河の水を引き昨今工事大に進捗したれば将来京都市水利事業の隆盛を企図す為め金二百圓を三十年度水利事業費の内へ寄附したき旨昨日市参議會へ出願せり

先に明治 28 年（1895） 8 月 8 日付「日出新聞」でみたように、第三次無隣庵への鉄管の敷設と引水工事は竹内京都市水利事務所技手の担当で行われ、完成をみた。工事での京都市水利事務所の協力に対する返礼として、山県は寄付を申し出たのであろう。この記事も南禪寺近傍での第三次無隣庵の造営と京都市の関わりを想像させるものであり、第三次無隣庵が京都市水利事務所の積極的な協力のもとで完成していたことを示すのもである。

以上から、東山地域南禪寺近傍での第三次無隣庵の造営は、琵琶湖疏水完成によって京都の、特に東山地域の繁栄を期待する政界や実業界の有力者たちによって推進され、京都市の積極的な協力のもとで完成していたことがわかる。それは、山県有朋の別邸が単なる山県の保養の場であるだけでなく、京都における政治の場としての性格をも有し、有力者たちに別邸造営の場として京都東山地域の存在を注目させる効果が期待されていたからと想像することもできる。

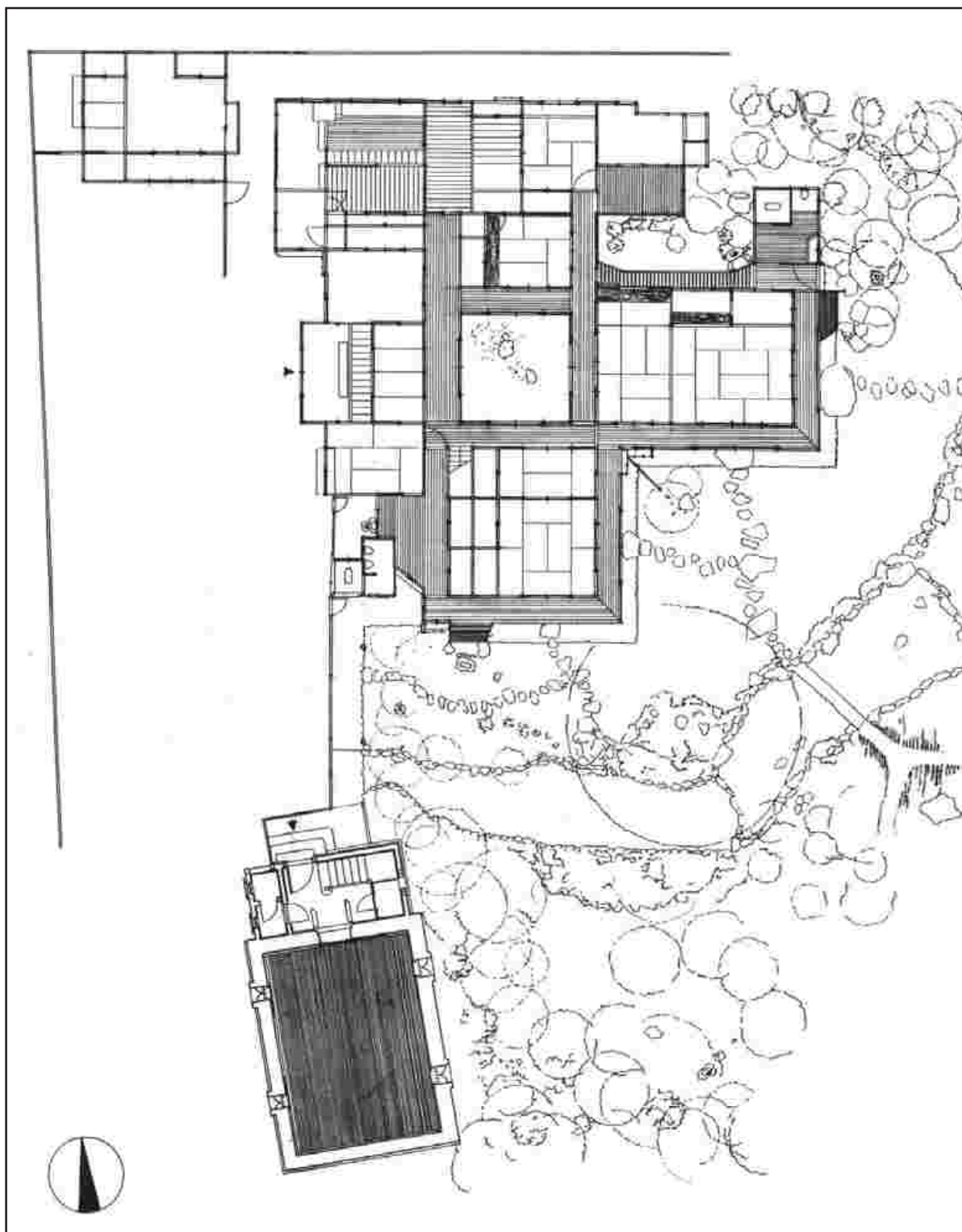


図 2-3-8 母屋及び洋館平面図

(出典：矢ヶ崎善太郎「「無鄰庵」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―」，2010 年，p. 20)



図 2-3-9 母屋及び洋館 東立面図

〈出典：矢ヶ崎善太郎「無鄰菴」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―，2010 年，p. 21）

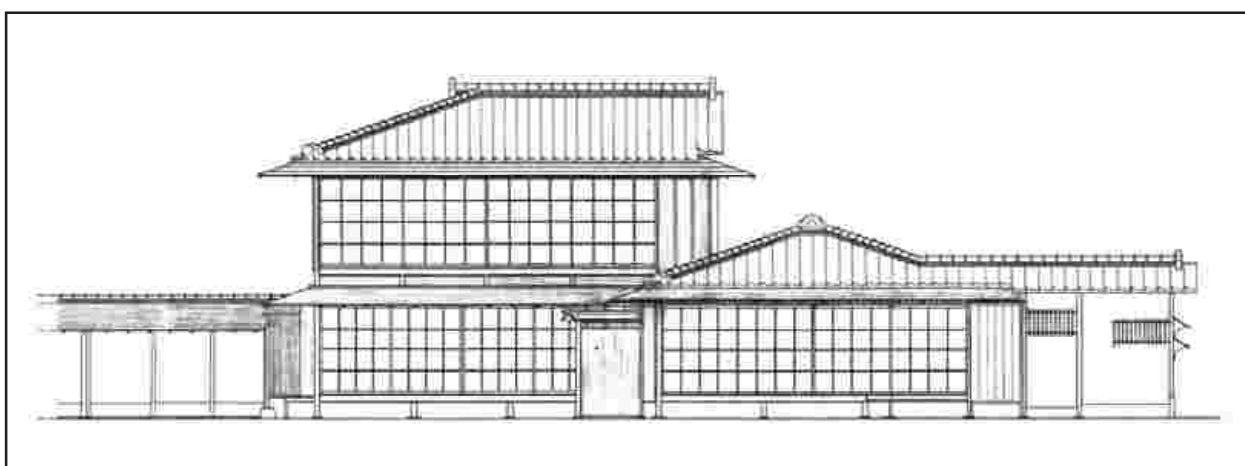


図 2-3-10 母屋 東立面図

〈出典：矢ヶ崎善太郎「無鄰菴」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―，2010 年，p. 21）



図 2-3-11 母屋 南立面図

〈出典：矢ヶ崎善太郎「無鄰菴」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―，2010 年，p. 21）



図 2-3-12 洋館 東立面図

〈出典：矢ヶ崎善太郎「「無鄰庵」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―」，2010年，p. 22〉

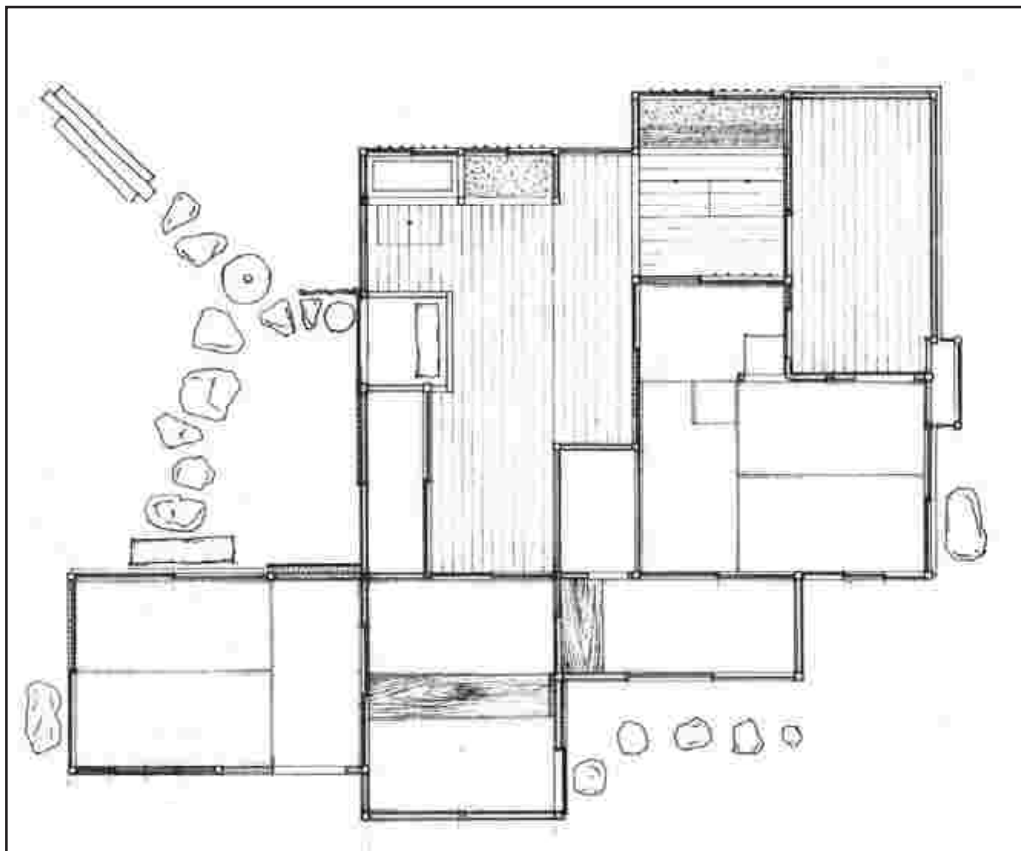


図 2-3-13 茶室 平面図

〈出典：矢ヶ崎善太郎「「無鄰庵」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―」，2010年，p. 22〉

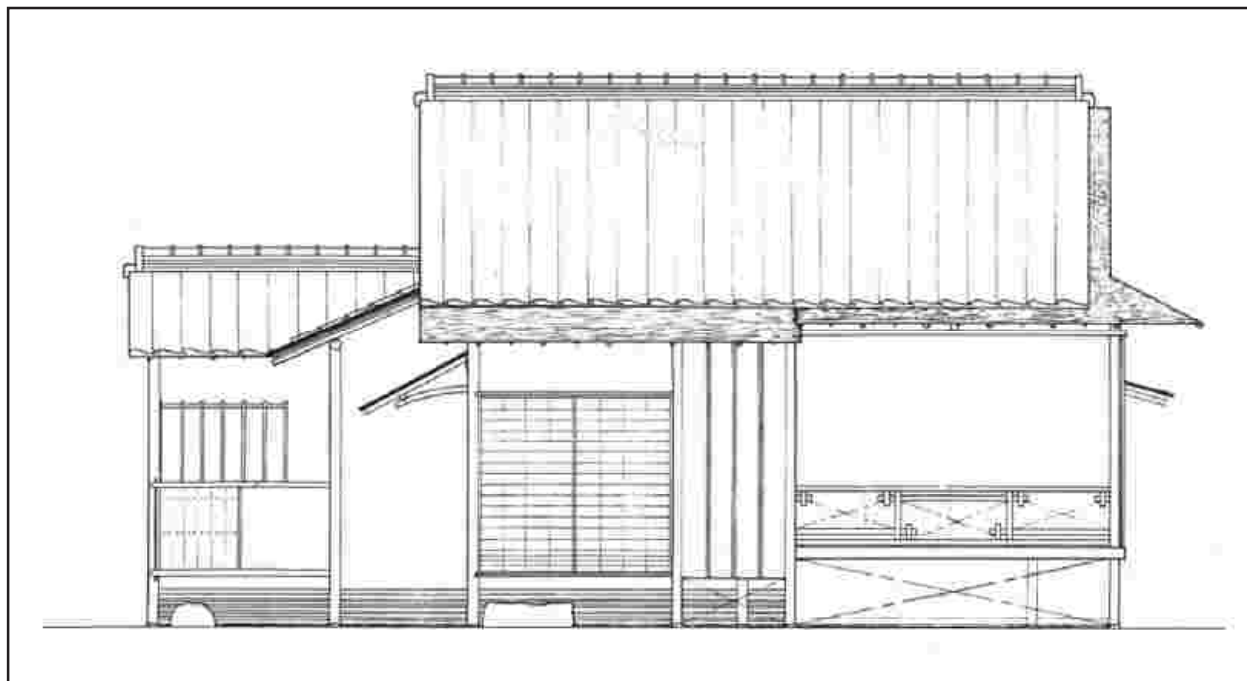


図 2-3-14 茶室 東立面図

(出典：矢ヶ崎善太郎「無鄰菴」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―，2010年，p. 23)

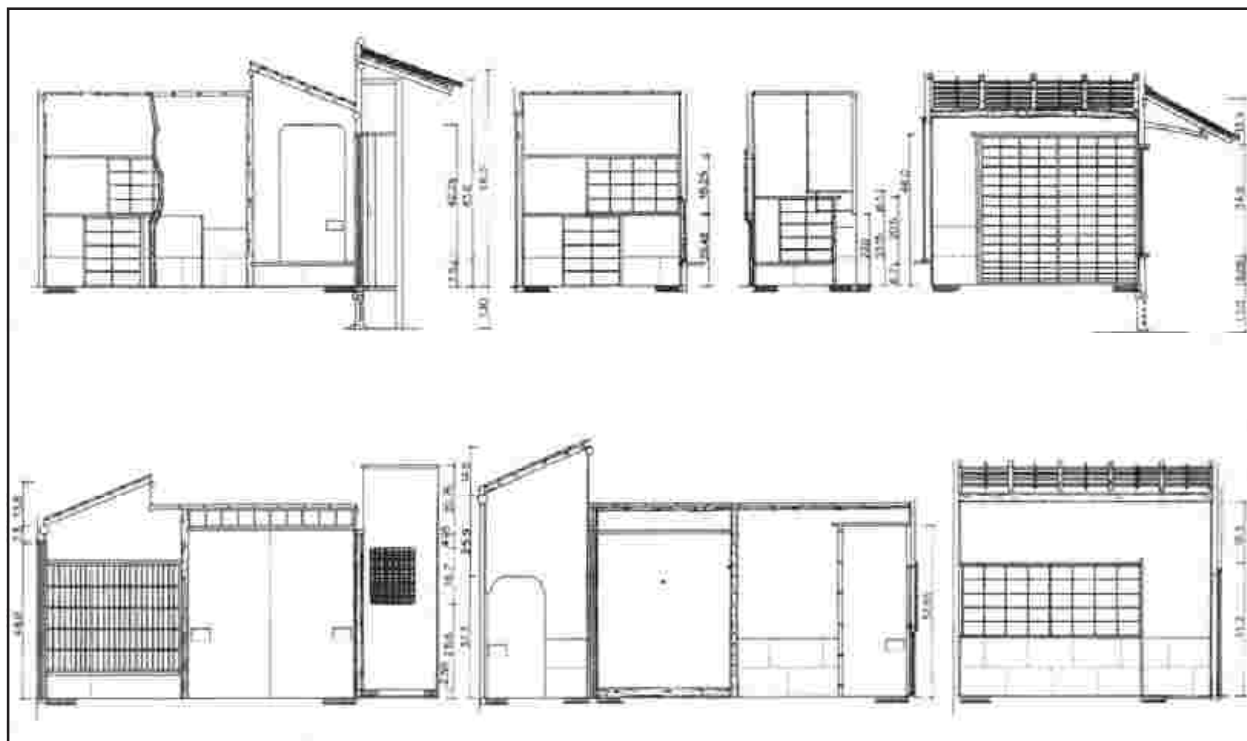


図 2-3-15 茶室 展開図

(出典：矢ヶ崎善太郎「無鄰菴」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―，2010年，p. 23)

3) 付・無隣庵洋館の障壁画について¹¹⁴

山県有朋が居した無隣庵洋館の2階広間の四方の壁面を装飾しているのは、江戸時代の障壁画の断片であり、それが洋館の佇まいに独特の重厚さを加えている。

四面に貼られている絵画は、画題で分類すれば、西面南側から南面の全面にかけての「桜に孔雀図」、東面の南半分の「鶴図」、東面の北半分の「松図」、北面の「柳に鷺図」に大別でき、このほか、西面北側などに遠山が見られる。これらの絵画は、いずれも金箔を貼った、いわゆる金地着色画であり、16世紀以降の襖絵や屏風絵に一般的な表現である。

これらの画面の紙継ぎを見ると、当初の画面が屏風形式であれば当然見られるはずの縦方向の継ぎ目が認められず、制作当初は屏風ではなかった可能性が高い。可能性があるのは襖絵か床貼付などの画面であるが、簡単な調査をした限りは襖の引手跡は見られず、また、「桜に孔雀図」のように一続きのかなり大きな画面があるために、少なくとも「桜に孔雀図」などは、当初の形態が床貼付であった可能性もある。この点については、詳細な調査が必要である。

また、現在広間に貼られている画面の当初の状態が一連の障壁画であったかどうかという点についても、詳細な調査が必要であるが、画題にこれだけの幅があるため、もともと一部屋であったとは考えられず、複数の部屋を飾った障壁画を集めたものと考えべきである。なかでも、東面南側の「鶴図」は、他の画面とは若干表現が異なり、多少時代が下がる可能性がある。具体的には、他の画面が樹木と鳥を組み合わせるいわゆる花鳥図の構成になっているのに対して、鶴図は樹草をとまわず、金地に鶴だけを複数組み合わせている。このような表現は、絵画史的に見れば、17世紀中葉以降に徐々に出てくる表現である。もちろん、この鶴図の失われた他の部分に樹草が描かれていた可能性もあるが、現状を見る限りは、金地に鶴を大きく描いた障壁画であったと考えられる。

「鶴図」以外の画面は、様式的に見ると17世紀中頃までの障壁画の遺例に通じる表現である。とくに、無隣庵広間でもっとも大きな画面が残っている「桜に孔雀図」は、輪郭線を強調しない描法で逆S字に幹をくねらせている桜の表現や細緻に羽毛を描き出した孔雀の描写など、江戸時代初期、慶長年間の名古屋城表書院障壁画や、それにやや遅れる寛永年間の二条城黒書院障壁画などの延長線上にあるもので、とくに柔らかくくねる桜の表現などには17世紀後半の狩野永納などの京狩野の絵師による作品との共通点も指摘できる。狩野永徳、狩野山楽などの桃山様式が終焉したあとの金地着色障壁画であり、一方で、狩野探幽の江戸狩野様式にもなりきらない時期の様式を示している。同様の特徴は「柳に鷺図」にも認められるため、これらの絵画はもともと同じ建物にあった可能性が高い。

「松図」についても、輪郭線や松皮を強調しない描法は、同様に17世紀前半から中頃の狩野派の様式を示しており、現存部分が少ないために確証はとれないが、「桜に孔雀図」、「柳に鷺図」と一連の障壁画であった可能性は高い。

結論としては、「桜に孔雀図」「柳に鷺図」は17世紀前半から中ごろにかけての時期に狩野派の絵師により制作された障壁画の遺例であり、「桜に孔雀図」が床貼付であったとすれば、当初の建物はかなりの規模であったと推測できる。「鶴図」は、それらよりは多少制作年代が遅れる

¹¹⁴ 並木誠士（矢ヶ崎善太郎「無隣庵」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―, 2010年所収）

ことも考えられるが、最終的判断は精査を待ちたい。

いずれにしても、江戸時代前期の障壁画の遺品として貴重な作例であり、詳細な調査によって、制作当初の状況により近付くことが可能であり、早急な調査が待たれる。また、保存環境としては、現状はかならずしも十全ではなく、視認の限りでも埃の付着が認められ、劣化の恐れがある。

第6項 修理履歴

名勝無隣庵庭園の庭園や建造物に関する修理履歴については、現状では築造から現代までの全ての事項を把握することができていないため、現時点において資料等から判明しているものを整理する。今後とも資料調査等を継続して行い、将来的に充実していくものとする。

1) 庭園に関する修理履歴¹¹⁵

表 2-3-3 名勝無隣庵庭園の庭園に関する修理履歴

年代		地区区分	修理内容
昭和 16	1941		市に寄贈
昭和 26	1951		名勝指定
平成 19 年度	2007	⑤池 ・h - 滝口周辺	滝の流水路の修理 滝石組の南西際において発生した漏水の遮断を目的として、流水路の既存コンクリート及びモルタルを除去し、漆喰のたたきによる復元的修理を行った。
平成 22 年度	2010	③建物周辺及び中庭 ・a - 建物周辺 ②露地 ・a - 建物周辺 ⑥池 ・g - イロハモミジ周辺	イロハモミジ及びヒノキの補植 衰弱傾向が特に顕著であり、枯失が進むイロハモミジ及び下枝が枯れ上がったヒノキの補植を行った。
平成 23 ～ 25 年度	2011 ～ 2013	④流れ ・f - 流れ	流れの護岸修理等 経年劣化による護岸の目地の流失、背面への流水の進入、更に土の流亡による陥没がみられる箇所が存在し、また近接するサツキ植栽部にき損がみられた。3箇年にわたり、サツキの植え替え、築山用土を用いた版築による護岸背面の修理等を行った。
平成 24 年度	2012	③建物周辺及び中庭 ・a - 建物周辺	渡り廊下の橋とその周辺の修理 渡り廊下の橋の護岸がき損していたため、橋桁の地盤の高さ調整、崩落の要因となったモミジの除根、護岸背面の修理等を行った。

※恩賜稚松のうち1本は、平成18年（2006）10月にマツノザイセンチュウ被害により枯れて伐採された。

¹¹⁵ 京都市資料及び今江秀史「山県有朋と無隣庵保存会における無隣庵の築造と継承の意志の解明」『京都市文化財保護課研究紀要 創刊号』、2018年及び今江秀史・阪上富男・加藤友規『名勝無隣庵庭園にみる緊急修理の実態と一般性』、日本庭園学会誌 29、2015年から作成。

2) 建造物に関する修理履歴¹¹⁶

表 2-3-4 名勝無鄰庵庭園の建造物（構成要素Ⅰ、Ⅱ）に関する修理履歴

年代	建物名	母屋	洋館 明治 31 年（1898）竣工	茶室 明治 29 年（1896）頃移築	管理人住居 （番人詰所）
昭和 16	1941	市に寄贈 南棟 こけら葺替 浴室 瓦葺替 便所 模様替			前庇修繕 竈モルタル塗 ガラス庇取付
昭和 24	1949	北棟 台所改修			
昭和 26	1951	名勝指定	同左	同左	同左
昭和 47	1972			屋根葺替 壁塗替 その他部分修理	
昭和 48	1973	北・西棟 屋根葺替 外壁補修 その他部分修理			
昭和 49	1974	東・南棟 屋根葺替 天井修理 その他部分修理			屋根葺替
昭和 50	1975	湯沸室修繕 その他部分修理			
昭和 51	1976		屋根葺替 塗装		壁補修
昭和 54	1979	東棟 濡縁修理 管理人便所修理	外壁塗替		
昭和 56	1981			屋根葺替 壁塗替 その他部分修理	
昭和 57	1982	東棟 こけら葺替			
昭和 58	1983	中庭 こけら葺替			
昭和 60	1985	南棟 こけら葺替			
昭和 61	1986	受付窓設置			
平成 4	1992	東・南棟 こけら葺替 東棟 瓦葺替 畳表替			
平成 5	1993	畳表替		屋根葺替（小屋根・庇） 壁塗替 畳表替	

※母屋に関しては、明治 28 年（1895）頃に撮影された古写真（資料編資料-6 頁「古写真 2」参照）との比較により、明治後期に西棟部が改造されたことが推察される¹¹⁷。

¹¹⁶ 京都市資料及び財団法人京都伝統建築技術協会「無鄰庵建造物調査報告書」、2008 年から作成。

¹¹⁷ 矢ヶ崎善太郎『「無鄰庵」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無隣庵の建造物について ―』、2010 年、p. 6。

年代	建物名	母屋	洋館	茶室	管理人住居 (番人詰所)
平成 19	2007	東棟 屋根カラー鉄板葺 北・西棟 屋根カラー鉄 板差込 中庭 屋根カラー鉄板葺 南棟 外壁修繕		屋根カラー鉄板葺	
平成 20	2008	北・西棟 屋根カラー鉄 板差込 棧瓦取り解き復旧 折損垂木の補強 外壁修繕 東棟 傾斜柱修繕	外壁修繕	方立修繕	筋交い補強
平成 21	2009	北棟 屋根棧瓦葺替 中庭 雨樋取替 南棟 カラー鉄板葺			屋根鋼板葺
平成 28	2016		空調設備設置	屋根瓦修繕	
平成 30	2018	南棟 分電盤・空調設備 設置			

(出典：財団法人京都伝統建築技術協会「無鄰庵建造物調査報告書」，2008 年，p. 23 に加筆)

表 2-3-5 名勝無鄰庵庭園の建造物（構成要素Ⅲ，Ⅳ）に関する修理履歴

年代	建物名	物入れ・便所	供待	渡り廊下（土庇）	門	塀
昭和 17	1942	小便所模様替				
昭和 41	1966					北側塀改修
昭和 47	1972					土塀道路側壁塗替
昭和 52	1977					北側高塀一部改修
昭和 54	1979			壁部分修理		
昭和 56	1981		部分改修		部分改修	塀全面改修
昭和 60	1985					東端土塀一部補修
昭和 61	1986					北側土塀（西寄）修繕
昭和 62	1987			全面改修		
昭和 63	1988					土塀外壁補修
平成 20	2008					西側高塀一部控柱新設
平成 30	2018	大便所洋式化				

(出典：財団法人京都伝統建築技術協会「無鄰庵建造物調査報告書」，2008 年，p. 24 に加筆)

第3章 本質的価値

第1節 本質的価値の明示

名勝無鄰庵庭園の本質的価値については、平成27年（2015）に作成した「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」において、一度整理を行っている。したがって、本計画の策定においては、「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」で見出された名勝無鄰庵庭園の本質的価値にさらなる再検討を加え、その積極的な保存と活用を図ることとした。

第1項 本質的価値に係る事項の抽出

「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」で見出された本質的価値に加え、昭和26年（1951）の名勝指定時に作成された指定説明と、前章で述べた無鄰庵の成り立ち及び現況から、改めて本質的価値に関する以下の5つの事項を抽出した。

1) 明治27～30年頃（1894～1897）までに山県有朋の邸宅として築造

「恩賜稚松の記」において山県は、自身の邸宅である無鄰庵の意義について、「晨には文をよみ夕には歌を詠しあるは茶を品し茗を圍み又は酒をくみ時に今古を談論するなどたに世の塵を洗ふのみかはさるに此草廬の成りたることおもほゑすもかしこき」と述べた。京都岡崎は、山県の自宅や職場から、地理と政治の両面において距離が離れた位置にあった。ここから無鄰庵は、二度の首相を務め、多忙を極めた所有者にとっての、煩事から逃れられる場所であったことが知られる。また山県有朋は、当初、無鄰庵を終の住処にしようと考え、日常生活の要が満たされるよう設えた。このことから無鄰庵では、建築の実用が重要視されていたとみられる。

その一方で、桂太郎が「西京山縣侯の邸に至り、前述の主意に於て謀議せしに」と述べた、いわゆる無鄰庵会議にみられるように、無鄰庵は、秘所としても用いられるようになった。つまり無鄰庵は、山県にとって閑居と秘所との二つの用途を持つに至ったことになる。

無鄰庵は、明治27年（1894）に築造が開始され、翌年に一旦邸宅としての様相を整え、明治30年（1897）頃まで改造の手が加えられた。無鄰庵の庭の築造にあたって山県は、既存の考え方や手法にとらわれない自己流を意図した。その庭について、当時、普請への造詣の深さで著名であった伊集院兼常が一定の評価を与えたこと、それが山県の自己流による庭作りの自負となった。無鄰庵の庭は、以上の経緯を含めて、市田彌一郎ら周囲の人々に知られるようになった。

晩年の山県は、無鄰庵の所有権を保存会に移して一般に公開した。その後、山県の遺族の意向に従って、無鄰庵は京都市の所管になり、一般公開のかたちが現代まで引き継がれている。

2) 岡崎・南禅寺界限において琵琶湖疏水を引いた庭をもつ邸宅の先駆け

無鄰庵は、現在京都の岡崎・南禅寺界限に展開する邸宅の庭園群（「庭の集まり」）が成立するうえでの先駆けとなった。疏水からの給水が抑えられる冬の一時期を除いて、安定して供給される無尽蔵ともいえる流水によって、無鄰庵の敷地内を巡る水路（流れ）は、滝や園池を介して様々な様相を見せ、更に来訪者に多様な体験を与える。

山県は、無鄰庵において琵琶湖疏水からの流水を重要視していた。そのことをうかがわせる一節が「自然の風致には富たれとなかれのほそきかいささか物たらぬ心地すれは琵琶湖の疏水を松

杉深きあたりに引入れしに落る瀑の音のはけしくみやまのおくもかくこそあらめと思ふはかりなり又なかれのゆるやかなるは沙(砂) 白く底すみて魚のひれふるさまなど見ゆ(「恩賜稚松の記」)である。東京の橐駝師の助言により滝を築くにあたって、琵琶湖疏水から水を引き、園内の水量を増やしたのである。

指定説明において水流を表す「三段より成る滝・溪流・沢渡・池の趣・落水」の語は、それらが豊富な水量を保ち、流れ続けていることの重要性を示している。

3) 水辺の芝生と京都近郊に自生するものを主体とした植栽は、近代的庭景を与えるのに役立っている

山県が無鄰庵の芝生を意図的に植えたことが知られる一節が、「それから京都の庭には苔の寂を重んじて芝などといふものは殆ど使はんが、この庭園一面に苔をつけるといふとは大変でもあるし、また苔によつては面白くないから、私は断じて芝を栽ることにした。尤も川の此方は先の久原が栽て置いたので、被方は鬼芝を栽てそれで時々刈せる、費用はなかなか多くかかるが此方がよいようじや(『続江湖快心録』)」である。

江戸の武家屋敷の庭には、小石川後樂園のように、芝生を植え、広い園池をもつ庭がみられるため、芝生を植え、広い水面をもつことが、必ずしも近代的庭景であるとはいえない。しかし、山県の言述によれば、無鄰庵以前の京都の庭は、苔を重んじており、積極的に芝生が植えられることはなかった。それゆえに、とくに京都においては、芝生を植え、広い水面を持つ庭が近代的な印象を与えることになった。

また、江戸時代の武士の大規模な邸宅に伴う庭や寺院境内には、スギやヒノキ、クロマツなどといった針葉樹が好んで植えられた。無鄰庵にもスギは植えられていたが、クロマツではなくかつて京都近郊の山でよく見られたアカマツが用いられた。また、クサボケやアセビ、イロハモミジやモミなど、野山に生えているような素朴な樹木が植栽されている点からは、近世と近代の景の移行あるいはつながりを見て取ることができる。

4) 樹林を超えて東山の諸峰は借景となる

山県が無鄰庵の敷地から比叡山への眺めについて関心を寄せていたことをうかがわせる一節が、「秋は夕日はなやかにさして紅葉のにはひたる冬は雪をいたたける比叡の嶽の窓におちくるこちして折折のなかめいはむかたなし(「恩賜稚松の記」)」と、「侯は其西手勾欄のつきたる椽端を指ざして曰く、こゝは元利休が祭つてあつたのを取拂つたので、叡山など能く見へ眺望がよいから出て見玉へ(『続江湖快心録』)」である。

山県の言述からは、茶室と母屋の2階より比叡山が眺められたことが確認できる。

5) 庭と建物との一体性

近代の数寄屋と呼ばれる建築は、多様な建材を用いて底を深めとし、ガラス戸による広い開口部をもつことで、庭との一体感を増している所に、一つの価値が見出されてきた。無鄰庵の母屋は、明治後期の京都におけるその典型といえる。とくに柱や梁などに華奢な部材が用いられたことにより、構造的に脆弱となっている一方で、庭との一体感が際立っている。

明治から大正期にかけて、政財界人の邸宅では、母屋と共に洋館あるいは洋室、茶室を伴うものが多くみられ、無鄰庵もその例に漏れない。また無鄰庵の敷地内に残存している管理人住居は、かつて別邸として使用されていたことを物語っている。

第2項 本質的価値

前項での検討に基づけば、本質的価値は以下の5項が挙げられる。

1) 明治の元勳・山県有朋が老年期から晩年まで使用した別邸として、激動の近代史が辿られたこと

無鄰庵は、明治の元勳と呼ばれた山県有朋が、初めは終の棲家として購入した土地を、結果的に京都別邸としたものである。山県は、自らが主体となって築いた庭と建築で、多忙な日常から解き放たれ、知人らと歌を詠んだり碁を囲んだりして、酒を交えた飲食なども楽しんだ。一方で日露戦争の開戦への道を決定づけた「無鄰庵会議」が開かれるなど、公的な利用もなされた。そうした経過から激しく揺れ動いた近代の歴史の一端を辿ることができる。

さらに、山県個人の所有であった無鄰庵は、保存会に所有権が移り一般に公開され、京都市の所管になってからも、現代まで引き続いて一般公開がなされている点に、歴史的な継続性が認められる。

2) 近代京都における庭と建物が一体となった邸宅づくりの方向性を示したこと

山県は、構成から意匠、材料に至るまで、自らの意志を貫いて庭を築いた。その庭は、芝生が植わる平坦な小丘が広がる中に、低く伏せて景石を据え、自然の溪流を思わせる池と流れを配するものであった。それに付帯する母屋は、ガラス戸を伴う広い開口部を持ち、軽やかな部材が用いられたことによって、庭との一体感が際立っている。こうした無鄰庵の庭のあり様は、その後の京都における邸宅づくりに色濃く影響を与えた。

3) 琵琶湖疏水の豊富な水を引き、多様な水の表現を実現した庭の嚆矢となったこと

園内には、滝・溪流・沢渡・池の趣・落水といった多様な水の仕掛けが設けられ、山県の働きかけによって引かれた琵琶湖疏水の水が流れ続けている。

4) 京都の岡崎・南禅寺界隈に展開する邸宅の庭園群（「庭の集まり」）が成立するうえでの先駆けとなったこと

人工物である琵琶湖疏水から給水を受ける無鄰庵のような庭では、計画的に排水の経路を築く必要がある。それらの庭では、主として白川に排水する作りとなっており、それを初期に実現したのが無鄰庵であった。さらに、琵琶湖疏水の分線が整備されていくことによって、網の目状の水路に組み込まれる形で、池庭が岡崎・南禅寺地域に群状に展開することとなった。

5) 近世由来の事象が近代的な景に融和していること

無鄰庵の背景には、近世京都の庭の景に多く取り入れられた比叡山と、『都名所図会』を代表とする絵図にも描かれた東山が取り入れられている。また、近世の武士の邸宅や寺院境内に植えられたスギなどが植えられている。その一方で、水辺に広い芝地を設け、更に京都近郊の野山に自生する素朴な樹木が植えられることによって、近世とは一風異なる近代的な景が形成されている。

第2節 構成要素の大別

第1項 構成要素の大別

無鄰庵は、明治27～30年（1894～1897）頃の築造から無鄰庵保存会への所有権移転を経て、京都市に移管され、現在に至るまで適切に利用されながら存続してきたことに価値が認められる。

無鄰庵の本質的価値を示す構成要素は、保存と活用を念頭に置くと、その価値を直接示す山県の意向を色濃く反映した物証となるものと、間接的なものに分けることが適切である。これら2種の構成要素は、将来の学術調査の結果によっては、変更の可能性を含むが、いずれも京都市移管以前に成立したものと考えられる。

更に名勝指定範囲内には、それらの要素以外に、京都市への移管後に整備された本質的価値の保存を支えるものと、活用に寄与するものとが混在している。

いわば無鄰庵は、これまで継承されてきた過程の中で玉石混淆の状況となっているため、保存と活用の視点で、構成要素の性質の違いを大別しておくことが肝要である。無鄰庵については、構成要素を以下のように大別するものとする。

周辺環境や景観については、名勝が成り立つうえで欠かせないが、指定範囲外であり物証ともいえないことから、参考として「関係する要因」として記述する。

構成要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素

築造から保存会を経て、京都市へ移管されるまでの期間に成立し、現在に至るまで継承されている要素で、本質的価値についての直接の物証となるもの。とくに、山県自身の証言の記録や記述、山県の政治活動などを支えた人物による記述により、その意義と位置付けが明示されてきたもの。



写真 3-2-1 恩賜稚松の記（石碑）



写真 3-2-2 三段の滝



写真 3-2-3 母屋

構成要素Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素

構成要素Ⅰと同じく京都市へ移管されるまでの期間に成立し、現在まで継承されてきた要素で、本質的価値について間接的な物証となるもの。築造から保存会が所有している期間に、記録から際立った意義や位置付けが、（本計画の刊行時点で）確認できなかったもの。



写真 3-2-4 表門・袖塀



写真 3-2-5 管理人住居



写真 3-2-6 土塀

構成要素Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素

京都市への所管後に整備されたもので、構成要素Ⅰ、Ⅱの保存に必要となる施設等。



写真 3-2-7 受付



写真 3-2-8 三段の滝の吐水口



写真 3-2-9 外周板塀

構成要素Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

京都市への所管後に整備されたもので、本質的価値の活用等に必要となる施設等。



写真 3-2-10 母屋から洋館間の渡り廊下



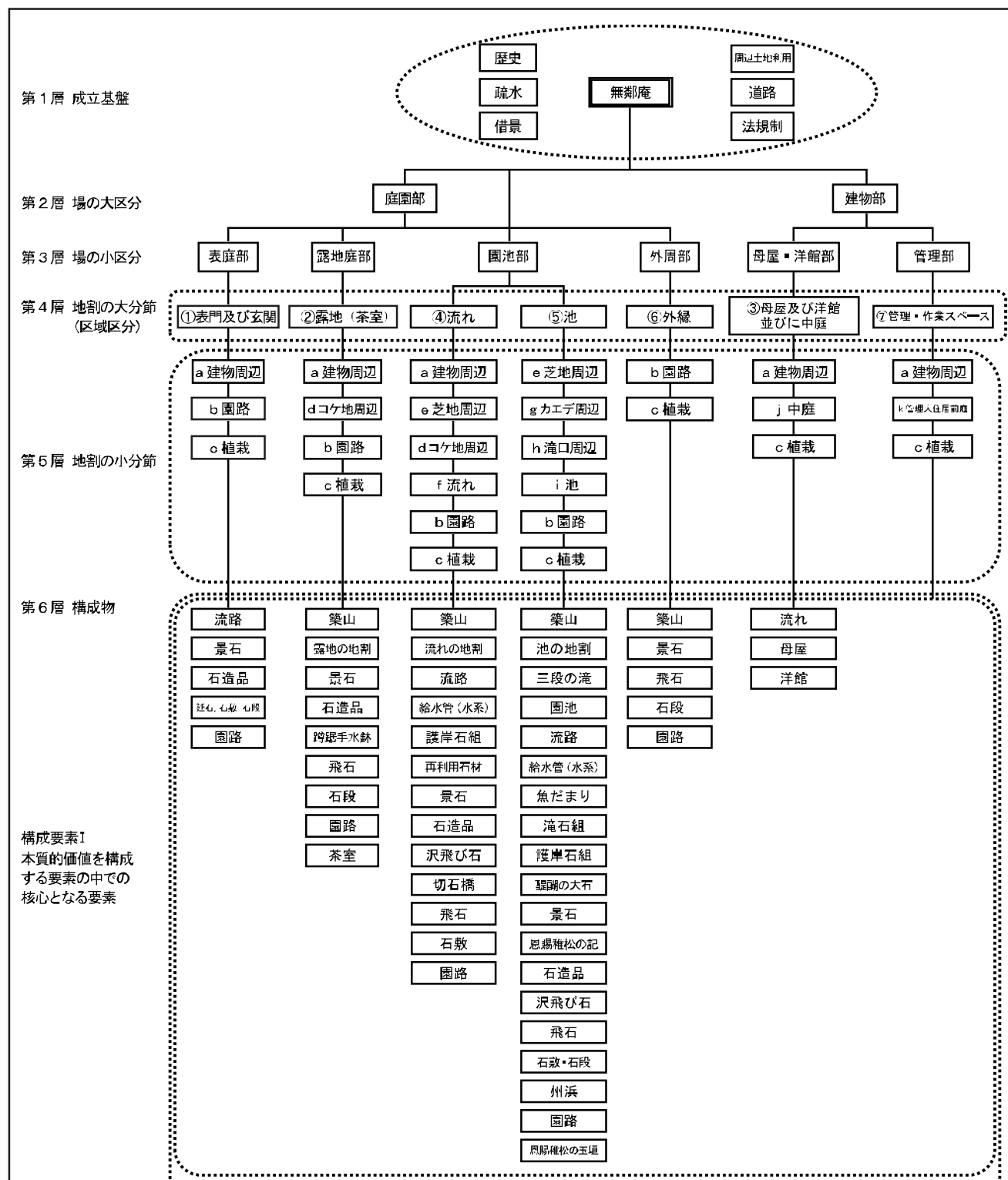
写真 3-2-11 母屋の台所



写真 3-2-12 母屋の便所

第2項 構成要素の概要

名勝無鄰庵庭園を構成する要素の抽出を行い、更に無鄰庵の形態を可視化したものが下図の「名勝無鄰庵庭園 形態ツリー図」¹である。



¹ 名勝無鄰庵庭園 形態ツリー図は、京都市文化市民局「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」，2015 年にて作成された図を基に作成した。

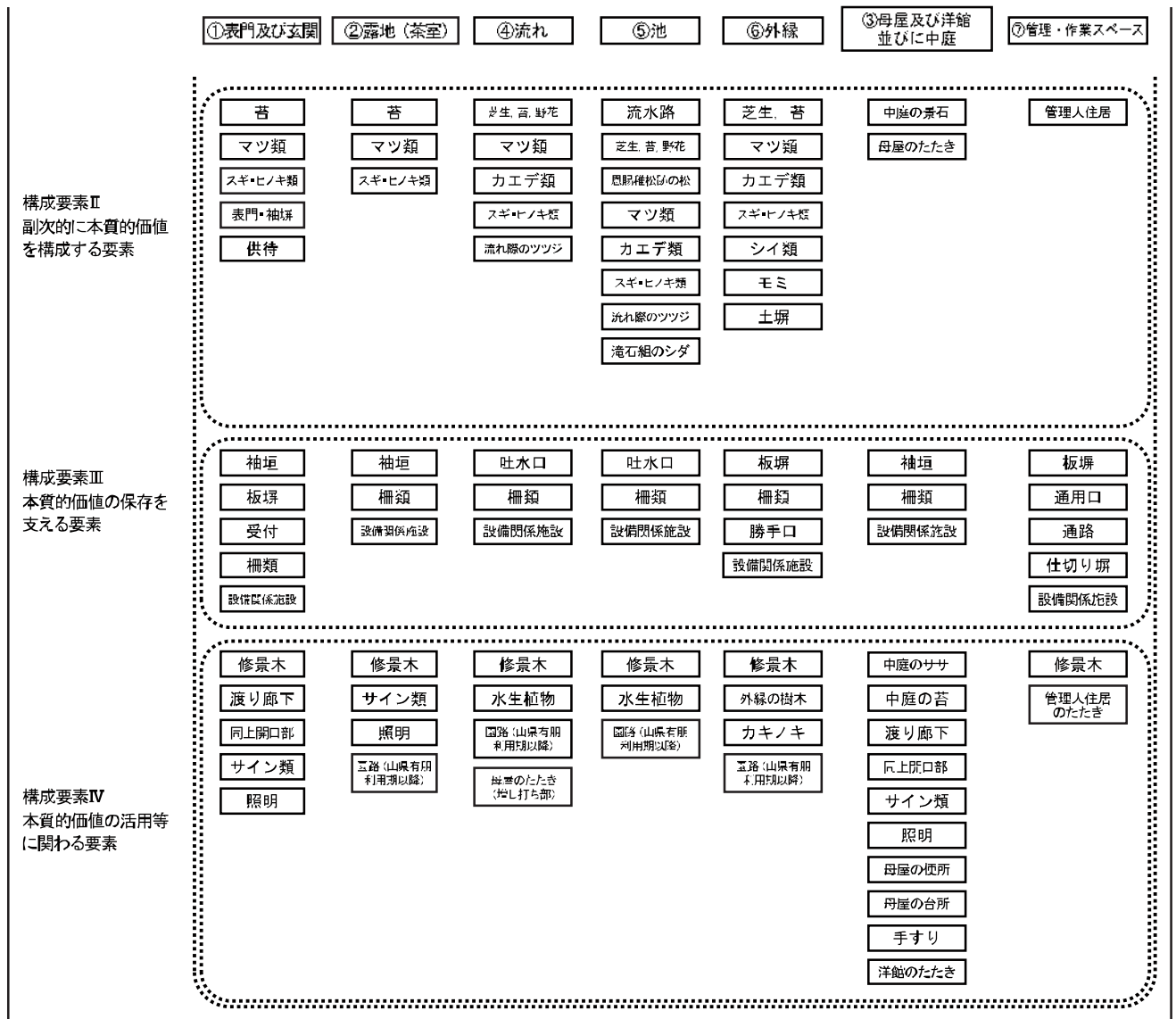


図 3-2-1 名勝無鄰庵庭園 形態ツリー図

第3節 区域区分

無鄰庵の成り立ち，地割，土地の利用形態，機能の多様性を踏まえ，表門及び玄関，露地（茶室），母屋及び洋館並びに中庭，流れ，池，外縁，管理・作業スペースの7区域に区分した。各区域区分の範囲と概要は次のとおりである²。

表 3-3-1 名勝無鄰庵庭園の区域区分

区域区分	各区域の内容	各区域の範囲
①表門及び玄関	表門から母屋の玄関に至る区域	表門，供待，母屋の受付，玄関及びその周辺箇所
②露地（茶室）	露地，茶室建物及びその周辺の区域	露地，茶室建物及びその周辺箇所
③母屋及び洋館並びに中庭	母屋及び洋館の建物並びにその周辺の区域	母屋の東棟・南棟・西棟・北棟，渡り廊下，洋館の建物及びその周辺箇所
④流れ	流れ，芝地及び建物周辺の区域	流れ，芝地，園路（母屋の建物から該当区域東南の池付近まで及び洋館の建物から露地付近まで）及びその周辺箇所
⑤池	池を中心とした区域	池，滝，植栽帯，芝地，園路（該当区域北西から滝の北側まで），築山及びその周辺箇所
⑥外縁	周囲の公道と土塀・板塀を介した細長い植栽帯の区域	北・東側を仁王門通，南側を同通の南側の公道と土塀・板塀を介した細長い植栽帯の箇所
⑦管理・作業スペース	管理人住居，同建物前庭及びその周辺の区域	管理人住居，同建物前庭及びその周辺箇所

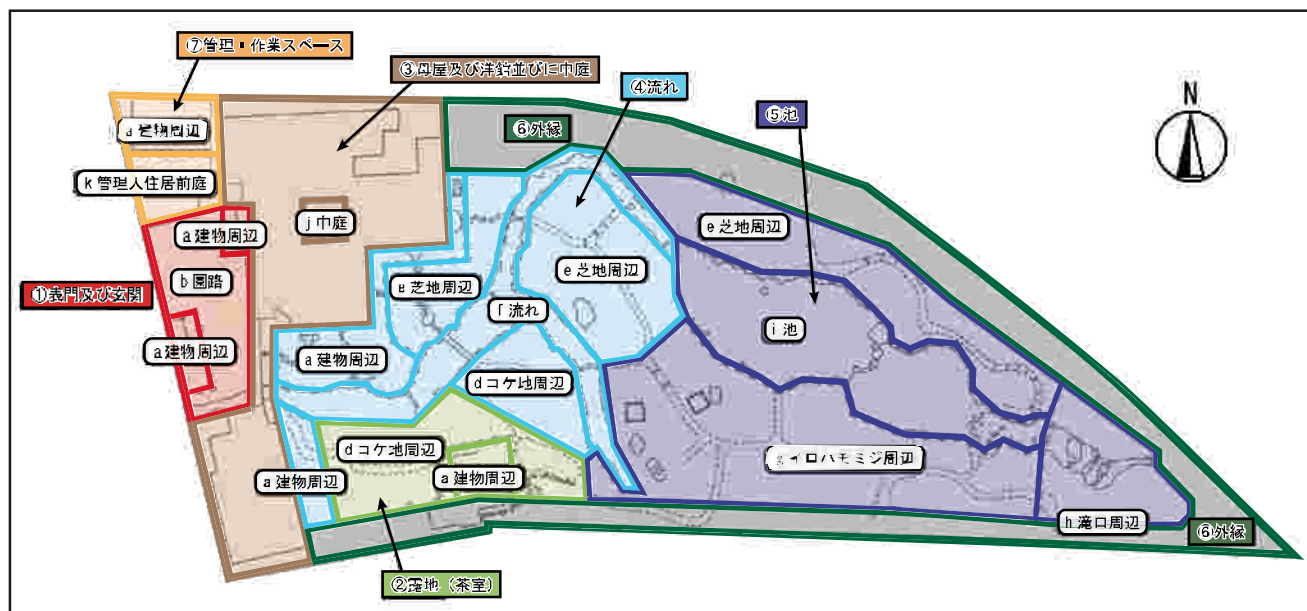
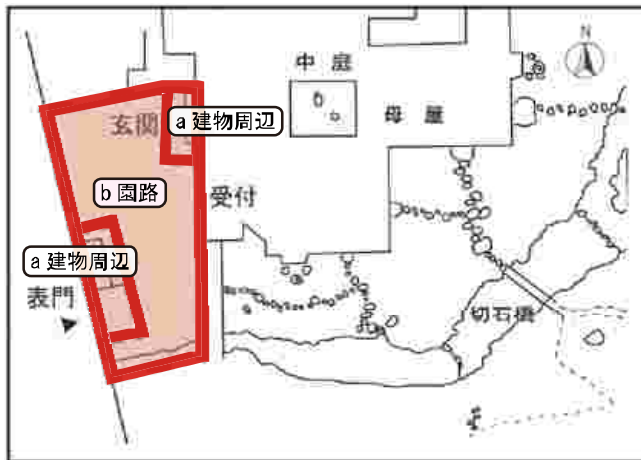


図 3-3-1 名勝無鄰庵庭園の区域区分（出典：京都市文化市民局「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」，2015 年に加筆）

² 本計画における区域区分の設定は，京都市文化市民局「名勝 無鄰庵庭園 保存管理指針」，2015 年において設定された区域区分に準拠している。

① 表門及び玄関



表門は、西側の幅の狭い公道に開き、母屋の玄関と渡り廊下の開口部との間は、石敷で連絡している。表門の南脇には、園内から流れる水の流末があり、西隣の瓢亭へと流れ出ている。公道と無鄰庵の敷地は、板塀によって仕切られており、その敷地側の表門北脇には、供待が設けられている。植栽帯の下部は、概ね苔地となっており、燈籠をはじめとした石造品が分散配置されている。母屋の玄関南脇には、入園者のための受付が設けられている。

② 露地（茶室）



露地は、増築が加えられた燕庵写し³の茶室建物を中心としている。その建物は、三畳台目、二畳中板、三畳、水屋からなり、北東に広縁を設ける。三畳台目は、踊口はなく東側に貴人口を開き、矩折に中敷居窓をあけ、北東に広縁を付加している。床柱は栗材を用い、大きく面を取った形で全体に手斧目を施している。床框は杉磨き丸太としており、床内に墨蹟窓をあける。相伴席の火燈口からは二畳中板の小室に続く。二畳中板は、天井を白竹の垂木を配した舟底天井とし、南西隅の壁に斜めの垂壁を設ける。広縁は、床を樽縁とし、杉磨き小丸太を配した化粧屋根裏天井としている。外部に面した2面には、高さの低い手摺を廻らしている。『続江湖快心録』には、「俣（山県）は其西手勾欄のつきた

³ 無鄰庵の茶室は、全体のうち三畳台目と床、相伴席の平面形が燕庵写しとなっている。

る椽端を指ざして曰く、ここ（広縁）は元利休が祭ってあったのを取り払ったので、叡山など能く見え眺望がよいから出てみ玉へ」とあり、当時は、広縁から比叡山がよく見えたようであるが、現在は〈⑥外縁〉の生長した高木によりその眺望が妨げられている。

露地から茶室建物へは、その南東角に設けられた貴人口あるいは北西角の水屋、二畳中板の小室から入室することができる。茶事になれば来客は、まず待合あるいは袴付を兼ねた二畳中板から入室し、その後茶室に沿って反時計回りに歩み、貴人口より茶室に入る。点前をする主人役の動線は、板間の水屋と台目との往となる。貴人口の南東側には、茶事用の蹲踞手水鉢が設けられている。二畳中板の小室の北側は、植栽樹木が粗密となっており、蹲踞手水鉢が据えられているが、これは茶室建物の機能上、水屋の勝手口用とみられる。茶室の北側は、園路を挟んで丘状になっており、アカマツやヤマモモ、スギ、イロハモミジ、クスノキ⁴が植えられている。



写真 3-3-1 広縁より北東側の眺め。現在は、高木の隙間から比叡山の一部が見えるのみである。（令和 2 年 10 月撮影）



写真 3-3-2 茶室東側の園路より北東側の眺め。枝葉の隙間から比叡山が見える。（令和 2 年 10 月撮影）

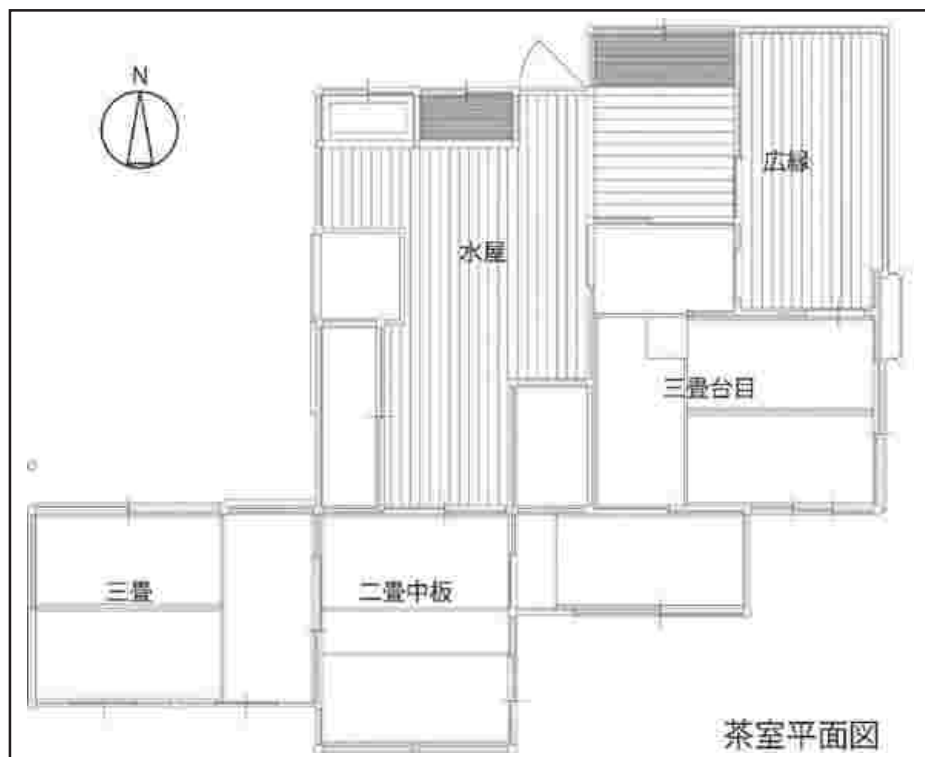
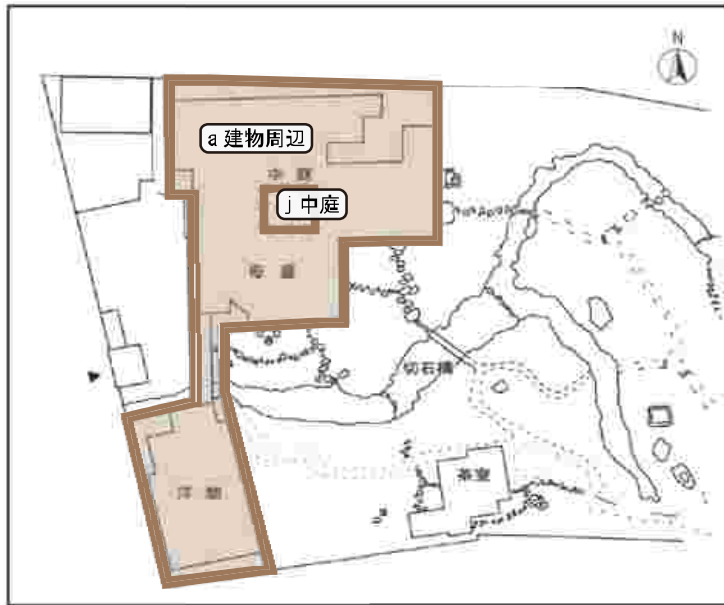


図 3-3-2 名勝無鄰庵庭園 茶室平面図

（出典：京都市文化市民局「名勝無鄰庵庭園 保存管理指針」，2015 年）

⁴ 高橋義雄は、『山公遺烈』において「二つの名物がある。それは、客間南にある大きなクスノキと、庭の東北にある目方 1 万貫の大石で、殊に大石は庭の主人公といえるものである。」と述べている。

③ 母屋及び洋館並びに中庭



無鄰庵の実質的な居住区域は、その西端に集中しており、その中心となるのが木造2階建ての母屋と煉瓦造2階建ての洋館である。両者は、渡り廊下で連結しているが、動線上のつながりはない。母屋の十畳と八畳の座敷の東面、南面には、それぞれ沓脱石が据えられている。母屋、東棟の東北付近と南棟の南西付近には手水鉢が設けられている。母屋の建築年代は、棟札から知ることができず不明である。洋館は、棟札から設計が工学博士新家孝正、棟梁が清水満之助で、明治30年（1897）上棟、翌31年竣工であることが知られる⁵。

1. 母屋

和風の母屋は、次の間付十畳座敷を主室とする。次の間付八畳座敷と付属の諸室が中庭を介してつながり、2階には、次の間付八畳座敷がある⁶。

2階の屋根は、南側が寄棟、北側が切妻で、北端が切り落されたような形状を呈する。2階の小屋組は、北寄りで桁行方向の材が切断され、その前後で架構方法が異なる⁷。

便宜上、母屋を東棟、南棟、西棟、北棟に分別して記述する。

〈東棟〉

東棟は、母屋の主室に当たる十畳座敷と次の間七畳半からなり、東・南側に縁側を廻らす。北側は濡縁を付し、西側は中庭に面した廊下となる。また、東北隅に便所を設ける。

十畳座敷の座敷飾りは、床の間、床脇、平書院によって構成される。床の間は奥行が深く、床柱に赤松皮付丸太、床框は黒漆塗とし狝潜りを設ける。床脇には地袋を設け、天井を網代張りとする。部屋境の欄間は、板欄間とし中央に竹を付し上を開放とする。

⁵ 新家は工部省の技師として皇居の造営などに当たり、その後は博覧会関係などの建築を手がけた建築家である。清水満之助は清水組（現・清水建設）の4代目に当たる。

⁶ 高橋義雄『山縣公別荘記』によると、1階の八畳は「会室の間」、十畳は「居間兼客座敷」と呼ばれていたという。

⁷ 高橋義雄『山縣公別荘記』には、「今ノ無隣庵ノ一部ガ或人ノ住宅テ他ノ一部ガ水田ト為テ居タ」とあり、無隣庵の母屋が既存の建築の移築あるいは改築である可能性を示唆している。

縁側は、建具をガラス戸とし欄間にスリガラス戸を入れるなど、座敷への採光，庭の眺望に工夫が見られる。また、軒桁や化粧垂木、化粧隅木に丸太を用いている。

〈南棟〉

南棟は、上下とも同じ間取りからなる2階建てである。1階は、八畳座敷と次の間四畳からなり、東・南側に縁側を廻らす。北側は中庭に面した廊下となる。四畳の西側に階段を設ける。2階は、1階と同様八畳座敷と次の間四畳からなり、北側に廊下，東・南側に縁側を廻らす。

1階八畳座敷の床廻りは、床柱・床框ともに杉磨き丸太とし、床框の見付には、床柱よりに削り目をつけている。床内には墨蹟窓を設ける。部屋境の欄間は、東棟と同様の板欄間とする。

2階八畳座敷の床廻りは、床柱に赤松皮付丸太，床框を杉磨き丸太とし、床内に墨蹟窓を設ける。また、床脇には地袋を設ける。

縁側は、面皮柱を用いてガラス戸を建て、高さを低く抑えた手摺りを廻している。母屋南棟2階の北側窓からは、比叡山がよく見える。恩賜稚松の記（石碑）に、「秋は夕日のはなやかにさして紅葉のにはひたる冬は雪をいたたける比叡の嶽の窓におちくるこちして折折のなかめいはむかたなし」と記されてあるように、当時は現在見える市街の建物もなく、比叡山の姿を今より鮮明に望めたことであろう。



写真 3-3-3 母屋南棟2階の北側窓からの眺め。比叡山を眺めることができる。(令和2年10月撮影)

また、母屋南棟1階及び2階の東側窓から東側を見ると、〈⑥外縁〉の高木越しに東山の山々が、庭園の背景として望める。この東山への眺望は、現在も市街の建物に阻害されることなく、山県有朋利用期の古写真（資料編資料-11頁「古写真13」参照）に写る姿とほぼ変化ない。

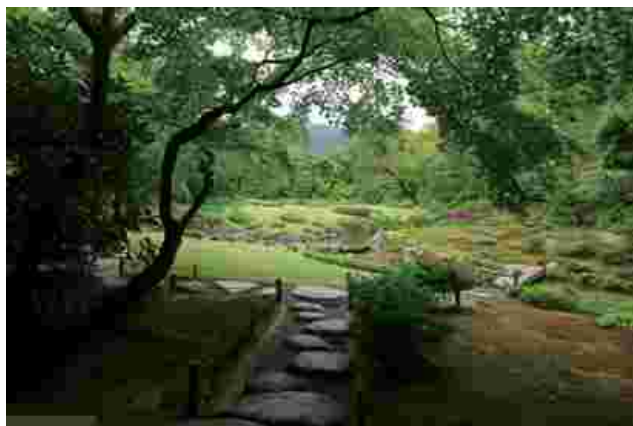


写真 3-3-4 母屋南棟1階より東側の眺め。東山の山々を庭園の背景として眺めることができる。(令和2年6月撮影)

〈西棟〉

西棟は、母屋の正面に当たる玄関部分で、玄関は西側に半間突出させ、土間・式台・取次の間四畳で構成される。北と南に六畳をおき、南側の六畳は現在受付となっている。東側は中庭に面した廊下となり、更に南に板の間が続き、南西隅に便所を設ける。

受付の六畳には、赤松皮付丸太を吊束とした釣床を設けている。また東面の壁には下地窓があく。

板の間は、柱に杉磨き丸太が用いられ、天井の竿縁は吹寄せとなっている。また、板の間の押入天井の上部には数段の階段が残されており、当初の階段が途中で切断されている。これは無鄰庵の築造後、西棟において現在の玄関から中庭にかけての部分の改造がなされたことによるものと推察される⁸。

〈北棟〉

北棟は、西より台所、板の間、四畳半が繋がり、東端に浴室を設ける。また、中庭に面して中の間四畳半と廊下をおく。

台所と板の間は、柱に埋木が施されるなど改造によるものと思われる痕跡があり、間取りが変更された可能性がある。台所の土間には井筒石で組まれた井戸があるが、コンクリートにより蓋がされている。

浴室内部には浴槽、外部には煉瓦積みの焚口が残る。

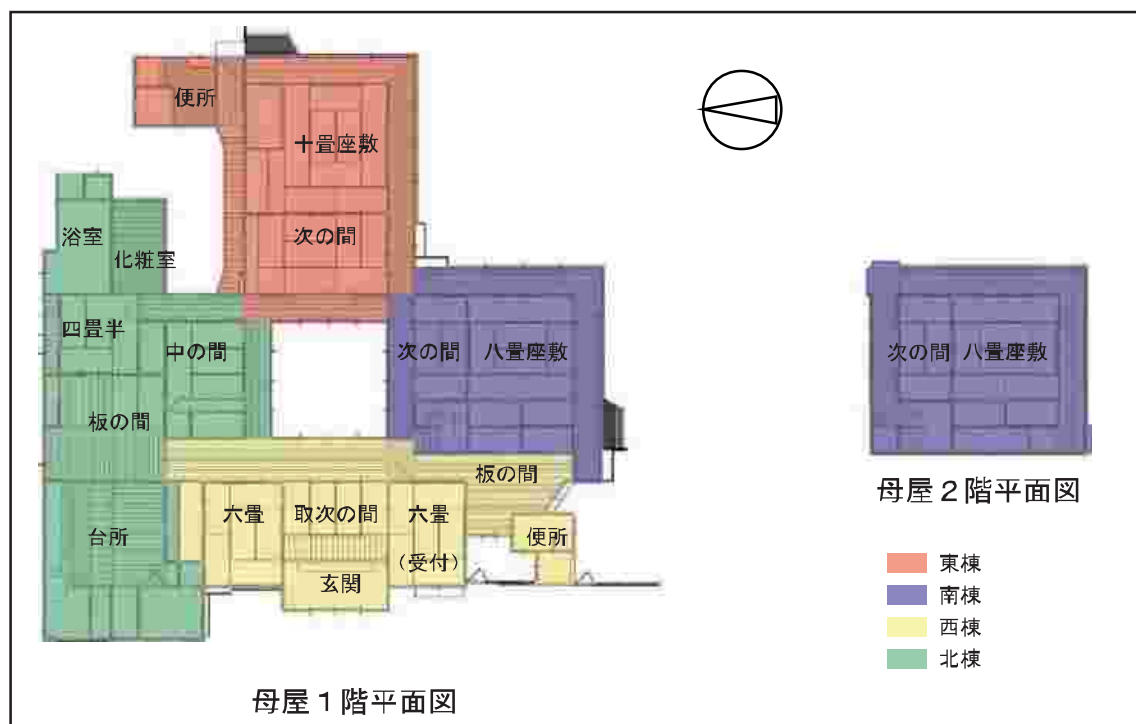


図 3-3-3 名勝無鄰庵庭園 母屋平面図

（出典：財団法人京都伝統建築技術協会「無鄰庵建造物調査報告書」，2008年，p. 3）

⁸ 明治28年（1895）頃に撮影された古写真（資料編資-6頁「古写真2」参照）と現況の比較により、西棟において現在の玄関から中庭にかけての建物の形状が変化していることが確認できる（矢ヶ崎善太郎『「無鄰庵」建造物価値判断調査業務報告書 ― 旧山縣有朋別邸・無鄰庵の建造物について ―』，2010年，p. 6）。また西棟については、平成21年（2009）の調査により発見された上棟御幣により、棟梁が奥邨竹次郎で、明治31（1898）年7月24日上棟であることが知られる（京都府教育委員会「京都府の近代和風建築―京都府近代和風建築総合調査報告書―」，京都府教育委員会指導部文化財保護課，2009年，p. 334）。

2. 洋館

洋館は、敷地の西南隅に位置し、煉瓦造で外観は土蔵風の建物に木造の階段室が取付く。母屋とは渡り廊下で繋がる。1階は倉庫で煉瓦造の壁をそのまま現している。2階は応接室と控室の2室からなり、階段室とは廊下で繋がる。

2階の各室は、床を寄木張りとし壁に腰羽目板張りを廻らす。出入口は額縁、沓摺を備えた片開き扉で、窓は両開きガラス窓とし、階段室のみ上げ下げガラス窓とする。応接室は、壁を金碧花鳥図で飾り、天井は折上格天井で格間には彩色紋様が施されている。控室は、壁に銀色の壁紙を貼り、天井は折上天井で中央は45度に振った羽目板を張る。

階段室及び廊下の壁は漆喰壁とする。また、階段の親柱、手摺、手摺子の造作なども洋館としての意匠を凝らしたつくりとなっている。

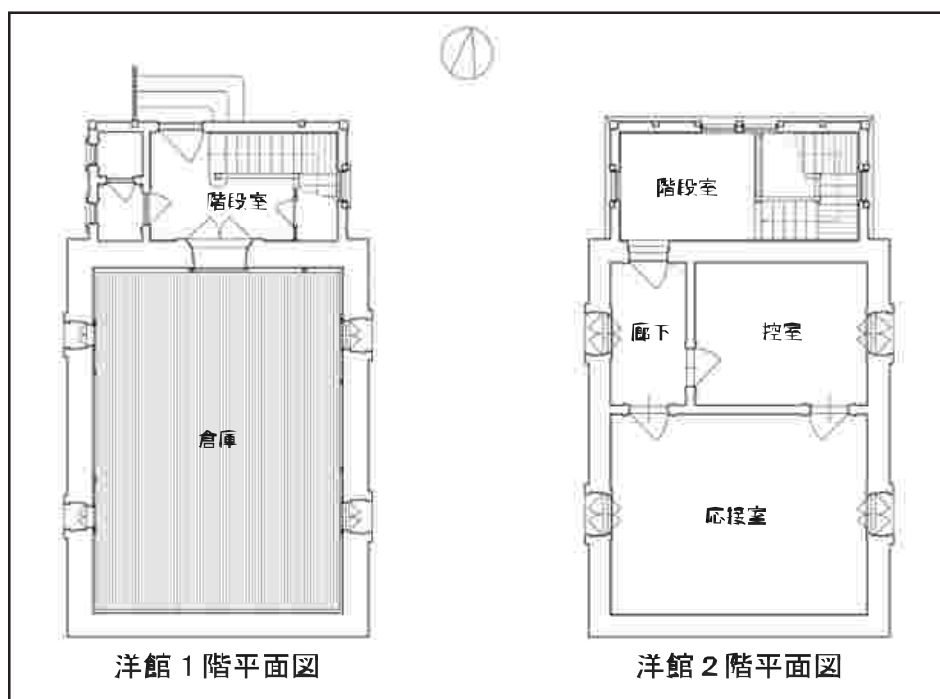
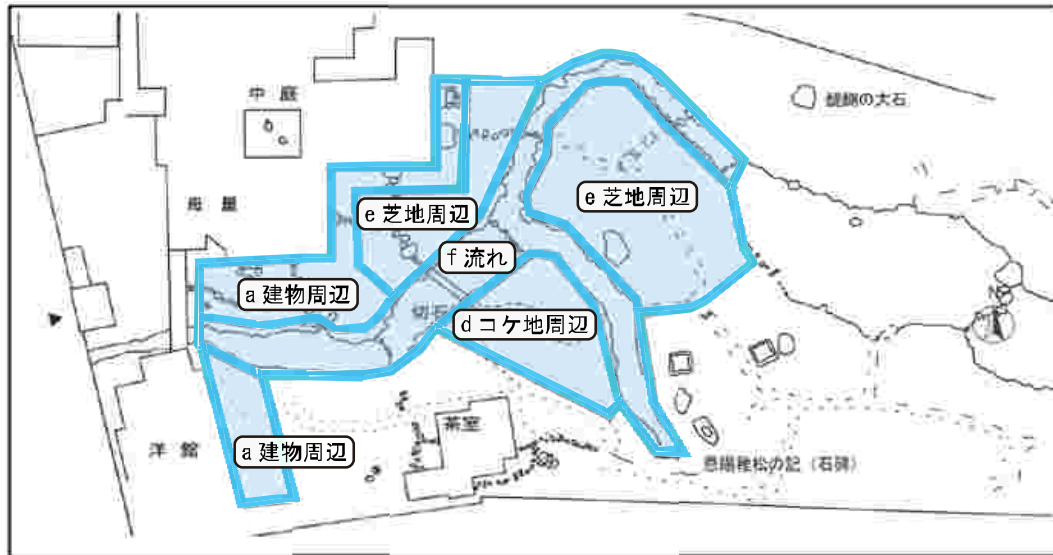


図 3-3-4 名勝無鄰庵庭園 洋館平面図

(出典：財団法人京都伝統建築技術協会「無鄰庵建造物調査報告書」，2008 年)

④ 流れ



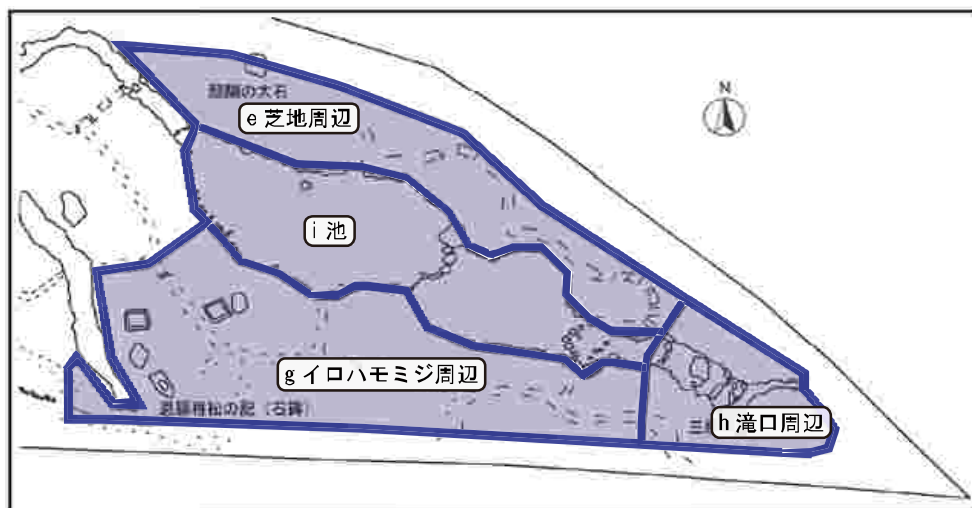
ここで流れと形容されている流路には、園池西側の極端に狭まった箇所と、恩賜稚松の記（石碑）の西裏側の二つの起点がある。園池の端から弧を描いて南下する流路と石碑の西裏側から北上する流路は、母屋の八畳座敷西側付近で合流し、一つの流路となる。その後、進路を西方へ変え、切石橋を経て、母屋と洋館の間にある渡り廊下の下部を潜り、〈①表門及び玄関〉の南端へと流出する。

当該の地割の小分節は、流路によって大きく3面に分割される。東側の〈e - 芝地周辺〉は、緩やかな丘陵の芝生地となっており、三叉路の園路を配する。その丘上には、部分的にクサボケが植えられている。西側の〈e - 芝地周辺〉は、概ね母屋の南東面と接し、平坦な芝生地となっており、それぞれの沓脱石より沢飛び石あるいは切石橋と連絡している。その地続きで西隣の〈a - 建物周辺〉は、渡り廊下の開口部から八畳座敷南面の土間にかけて飛石が打たれており、周囲は苔地となっている。これらの範囲に配された景石は、地面を這うように低く据えられており、それら周りには同じく低く刈り込まれツツジが配植された箇所がある。

洋館東面の〈a - 建物周辺〉は、〈②露地〉から洋館の玄関へ通ずる園路が配されており、周囲にはスギやヒノキが林立する。

その他、眺望に関することについて、山県有朋利用期当時、母屋より南へ流路を渡った〈e-芝地周辺〉の園路から南側を見ると、茶室と周囲の高木越しに栗田山をも眺めることができたようである（資料編資-7頁「古写真4」「古写真5」参照）。ただし、栗田山への眺望に関する山県の言及や記録は残されていない。また現在は、敷地外の建物によってその栗田山を眺めることはできない。

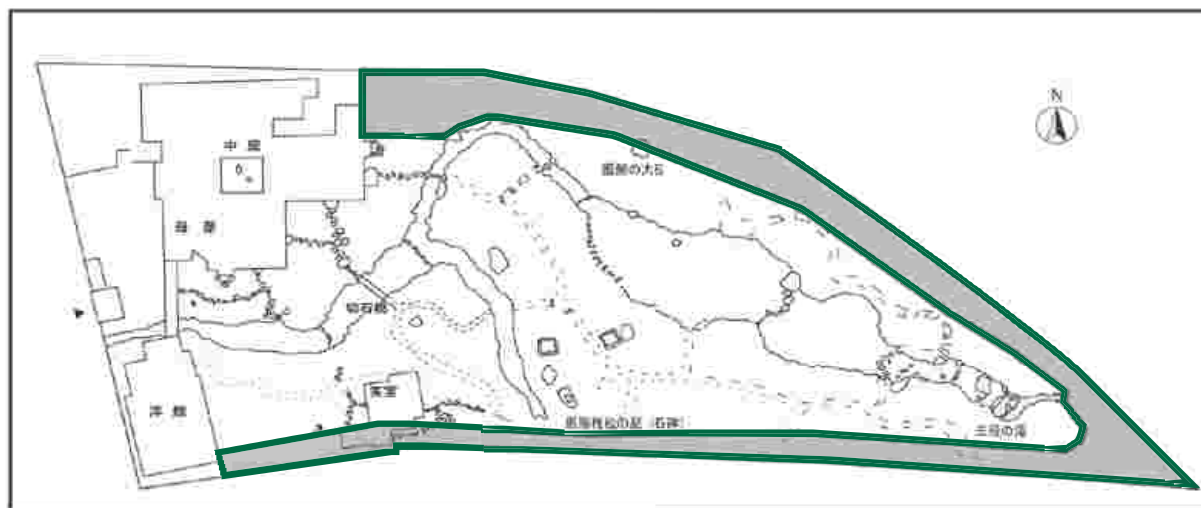
⑤ 池



滋賀県の琵琶湖より引水された疏水の水は、蹴上船溜から仁王門通の歩道地下を一気に降下し、無鄰庵の敷地南東角に引き入れられる。その水は、水が水平を保つという原理を利用して、管を伝って丘の頂に上昇し、方形の吐水口から流水路へと排出され、そのまま三段の滝を落下する。再び水流は流路を伝ってすぐに園池へと注ぐ。無鄰庵の園池は、基本的には渇水期等でないかぎり、水面が常に動きを保っている。

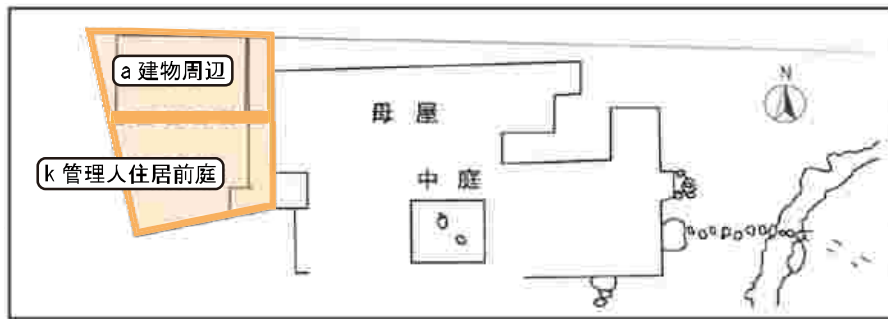
無鄰庵の敷地東半の園路と築山は、前述の流路と園池で二分され、醍醐の大石を中心として芝地が広がる北側は、現在園路の機能を失っており、イロハモミジが群植され苔地が広がる南側が主動線となっている。園池の西端の南側は州浜状となっている。

⑥ 外縁



外縁は、北・東側を仁王門通、南側を同通の南側の公道と土塀あるいは板塀を介した細長い植栽帯であり、〈②露地〉、〈④流れ〉、〈⑤池〉とは、物理的な分節はない。その意義は、外部と内部との視界や音の緩衝帯であり、とくに仁王門通に設置された信号機、街灯、更には周囲の琵琶湖疏水記念館や住居などへの視線を遮蔽する役割を担っている。外縁の樹木は、カシ類・シイ類・モミ・スギ等の高木を塀際に、内側に向けて2から4層の厚みを持ち、外から内側にむけて樹高を低くしている。

⑦ 管理・作業スペース



管理人住居を中心とするいわばバックヤードであり，西側の板塀に通用口を設ける。かつて物置と外便所が存在したが，昭和61年（1986）の豪雨により倒壊したため撤去された。

第4節 本質的価値を構成する諸要素の特定

第1項 本質的価値を構成する諸要素の特定

現在の名勝無鄰庵庭園を構成する諸要素について、構成要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素と、構成要素Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素、構成要素Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素、構成要素Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）に分類し整理する。

表 3-4-1 名勝無鄰庵庭園を構成する諸要素等の一覧

名勝無鄰庵庭園を構成する要素			
区分		構成要素	
Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素	○地形・地割	・築山（造成地形） ・作庭当初の地割	
	○水系	・三段の滝 ・園池 ・流路 ・給水管 ・魚だまり	
	○石組・景石	・滝石組、護岸石組 ・護岸石用材に再利用された石造品（手水鉢等） ・醍醐の大石 ・景石 ・恩賜稚松の記 ・石造品（石燈籠、石像、井筒） ・蹲踞手水鉢 ・沢飛び石、切石橋、飛石、延段、石敷、石段 ・州浜	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期） ・恩賜稚松跡の周囲の玉垣	
	○建造物	・母屋 ・洋館 ・茶室	
Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素	○水系	・流水路（吐水口から三段の滝までの間）	
	○植栽・植生	・芝生、苔、野花 ・恩賜稚松跡の松 ・マツ類、カエデ類、スギ・ヒノキ類、シイ類、モミ ・流れ際のツツジ、シダ（滝石組の石の間）	
	○構造物	・表門・袖塀、供待、土塀 ・母屋のたたき（三和土）（山県有朋利用期）	
	○建造物	・管理人住居	
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	○水系	・三段の滝の吐水口 ・恩賜稚松の記の西裏側の吐水口	
	○構造物	・袖垣 ・板塀	
	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設	受付
		・維持管理施設	柵類、勝手口、通用口、管理人住居の通路、仕切り塀、設備関係施設（埋設物を含む）

名勝無鄰庵庭園を構成する要素			
IV 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・修景木 ・外縁の樹木 ・カキノキ、中庭のササ、コケ、水生植物	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期以降） ・母屋のたたき（三和土）（増し打ち部） ・母屋のたたき（モルタル） ・洋館のたたき（モルタル） ・管理人住居のたたき（モルタル）	
	○建造物	・渡り廊下 ・同上開口部	
	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設	サイン類、照明
		・休養・便益施設	母屋の便所、台所、手すり

第2項 構成要素

前項において抽出した構成要素を前節で示した区域区分ごとに整理した。

① 表門及び玄関

表 3-4-2 ①表門及び玄関を構成する要素

①表門及び玄関を構成する要素			
区分		構成要素	
I 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素	○水系	・流路	
	○石組・景石	・景石 ・石造品（石燈籠、石像、井筒） ・延段、石敷、石段	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期）	
II 副次的に本質的価値を構成する要素	○植栽・植生	・苔 ・マツ類、スギ・ヒノキ類	
	○構造物	・表門・袖塀、供待	
III 本質的価値の保存を支える要素	○構造物	・袖垣 ・板塀	
	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設	受付
		・維持管理施設	柵類、設備関係施設（埋設物を含む）
IV 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・修景木	
	○建造物	・渡り廊下 ・同上開口部	
	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設	サイン類、照明

② 露地（茶室）

表 3-4-3 ②露地（茶室）を構成する要素

②露地（茶室）を構成する要素			
区分		構成要素	
Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素	○地形・地割	・築山（造成地形） ・作庭当初の地割	
	○石組・景石	・景石 ・石造品（石燈籠） ・蹲踞手水鉢 ・飛石、石段	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期）	
	○建造物	・茶室	
Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素	○植栽・植生	・苔 ・マツ類、スギ・ヒノキ類	
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	○構造物	・袖垣	
	○保存管理及び公開活用施設	・維持管理施設	柵類，設備関係施設（埋設物を含む）
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・修景木	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期以降）	
	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設	サイン類，照明

③ 母屋及び洋館並びに中庭

表 3-4-4 ③母屋及び洋館並びに中庭を構成する要素

③母屋及び洋館並びに中庭を構成する要素			
区分		構成要素	
Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素	○水系	・流路	
	○建造物	・母屋 ・洋館	
Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素	○石組・景石	・中庭の景石	
	○構造物	・母屋のたたき（三和土）（山県有朋利用期）	
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	○構造物	・袖垣	
	○保存管理及び公開活用施設	・維持管理施設	柵類，設備関係施設（埋設物を含む）
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・中庭のササ，コケ	
	○構造物	・母屋のたたき（モルタル） ・洋館のたたき（モルタル）	
	○建造物	・渡り廊下 ・同上開口部	
	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設	サイン類，照明
		・休養・便益施設	母屋の便所，台所，手すり

④ 流れ

表 3-4-5 ④流れを構成する要素

④流れを構成する要素			
区分		構成要素	
Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素	○地形・地割	・築山（造成地形） ・作庭当初の地割	
	○水系	・流路 ・給水管	
	○石組・景石	・護岸石組 ・護岸石用材に再利用された石造品（手水鉢等） ・景石 ・石造品（石燈籠） ・沢飛び石、切石橋、飛石、石敷	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期）	
Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素	○植栽・植生	・芝生、苔、野花 ・マツ類、カエデ類、スギ・ヒノキ類 ・流れ際のツツジ	
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	○水系	・恩賜稚松の記の西裏側の吐水口	
	○保存管理及び公開活用施設	・維持管理施設	柵類、 設備関係施設（埋設物を含む）
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・修景木 ・水生植物	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期以降） ・母屋のたたき（三和土）（増し打ち部）	

⑤ 池

表 3-4-6 ⑤池を構成する要素

⑤池を構成する要素			
区分		構成要素	
Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素	○地形・地割	・築山（造成地形） ・作庭当初の地割	
	○水系	・三段の滝 ・園池 ・流路 ・給水管 ・魚だまり	
	○石組・景石	・滝石組，護岸石組 ・醍醐の大石 ・景石 ・恩賜稚松の記 ・石造品（石燈籠） ・沢飛び石，飛石，石敷，石段 ・州浜	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期） ・恩賜稚松跡の周囲の玉垣	
Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素	○水系	・流水路（吐水口から三段の滝までの間）	
	○植栽・植生	・芝生，苔，野花 ・恩賜稚松跡の松 ・マツ類，カエデ類，スギ・ヒノキ類 ・流れ際のツツジ，シダ（滝石組の石の間）	
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	○水系	・三段の滝の吐水口	
	○保存管理及び公開活用施設	・維持管理施設	柵類， 設備関係施設（埋設物を含む）
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・修景木 ・水生植物	
	○構造物	・園路（山県有朋利用期以降）	

⑥ 外縁

表 3-4-7 ⑥外縁を構成する要素

⑥外縁を構成する要素			
区分		構成要素	
Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素	○地形・地割	・ 築山（造成地形）	
	○石組・景石	・ 景石 ・ 飛石，石段	
	○構造物	・ 園路（山県有朋利用期）	
Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素	○植栽・植生	・ 芝生，苔 ・ マツ類，カエデ類，スギ・ヒノキ類，シイ類，モミ	
	○構造物	・ 土塀	
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	○構造物	・ 板塀	
	○保存管理及び公開活用施設	・ 維持管理施設	柵類， 設備関係施設（埋設物を含む）
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・ 修景木 ・ 外縁の樹木 ・ カキノキ	
	○構造物	・ 園路（山県有朋利用期以降）	

⑦ 管理・作業スペース

表 3-4-8 ⑦管理・作業スペースを構成する要素

⑦管理・作業スペースを構成する要素			
区分		構成要素	
Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素	○建造物	・ 管理人住居	
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	○構造物	・ 板塀	
	○保存管理及び公開活用施設	・ 維持管理施設	通用口，管理人住居の通路， 仕切り塀，設備関係施設（埋設物を含む）
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	○植栽・植生	・ 修景木	
	○構造物	・ 管理人住居のたたき（モルタル）	

第4章 現状・課題

「第1章 計画策定の経緯と目的」,「第2章 無鄰庵の概要」,「第3章 本質的価値」を踏まえ、無鄰庵の現状と課題を保存、活用、整備、運営体制の4項目に分けて記す。

第1節 保存^{1,2}

現状

無鄰庵は、京都のみならず近代日本の歴史や文化を理解するうえで貴重な文化財である。現状では、次の世代へ確実に継承していくために、構成要素Ⅰ・Ⅱの保存に努めている。また、庭園は植物や水といった自然物から成り立っているため、継続して維持管理を行っている。

課題

今後も無鄰庵を永続的に保存していくためには、樹木の衰弱、老木化、巨木化を念頭に置いて、定期的な修理と不断の維持管理を行っていくことが求められる。そのためには、名勝の成り立ちと本質的価値を踏まえた適切な活用により、修理や維持管理のための財源を持続的に確保する必要がある。

また、無鄰庵は敷地全てが名勝指定されている。一方で、周辺の景色の変化や植生の変化、疏水からの給水管の老朽化など、名勝の指定範囲内だけでは収まらない事象への対応についても念頭に置く必要があるため、適宜関係機関等と慎重に協議し、対応を検討する。なお、給水管・道路は現状において市の管理下にあり、小修繕を行ってきた。

第1項 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素に関しての現状と課題

1) 地形・地割

築山の表土は、日常的に風雨に晒されてきたことにより流出している。また、地中の酸素が欠乏していることにより、築山の広い範囲でイロハモミジなどの根上がりが生じている。園路を含めた地割全体の修理や土壌の改良が必要である。

京都市移管以降の、一般公開により、本来園路ではない母屋のたたきが動線となっている。その結果、たたきのき損が生じている。よって動線の変更を含めて保存の措置を図る必要がある。

2) 水系

蹴上船溜分岐から日向大神宮の参道を経て、仁王門通の西側の歩道地下を通ずる給水管は、維持管理に必要な要素であるが、老朽化しており、過去には漏水により、歩道の陥没や浸水などの被害が生じたことがあったため、取り換え等について、検討が必要である。なお、当該給水管は指定地外に存するため、取り換えなどに際して必要となる財源の確保等も念頭に置く必要がある。

魚だまりについては、定期的な浚渫が必要であり、直近では令和2年（2020）3月に実施した。

¹ 本節第1項及び第2項においては、第3章「本質的価値」で示した構成要素について下線にて明示することとする。

² 本節に記載の課題を解決するための基本方針は、第5章 第1節に記載。

3) 石組・景石

滝石組については、平成19年（2007）に流水路を修理し、同21年（2009）に一部漏水が発生したため、石積及び水路際の手直しを行った。滝石組及び護岸石組の背面については、漏水箇所が認められるため、その把握のための調査と修理が求められる。なお、これまでに下段の園池から幅が狭まり流路となる箇所において、平成24、25年（2012、2013）の2箇年、緊急修理として護岸石組背面への漏水を止める工事を行った。その際、一部で欠損していた護岸石組の石を補い入れた。

醍醐の大石は、その下部の盛り土が流出しており、石の根入れ部分が露出しているため盛り土等の措置が必要である。

恩賜稚松の記（石碑）の周辺の植栽については、園路からの来園者の視野に入りにくくなる場合があるため、定期的な枝の差し替えあるいは切り縮めが必要となる。石の表面を傷めないように洗浄することが望ましい。また、恩賜稚松の記（石碑）は、経年劣化により、石碑の表面が剥落して、文字が失われる可能性があるため、保存の措置が求められる。石造品、蹲踞手水鉢、恩賜稚松跡の周囲の玉垣に関しては、き損状態について調査し、修理の必要性を把握することが求められる。

沢飛び石や州浜については、日常の手入れと点検を行い、地盤や石のゆるみに応じて修理を行う必要がある。

4) 建造物

母屋・洋館・茶室は、築造以来、抜本的な修理が行われてこなかったため、著しく老朽化しているとともに、蟻害なども生じているため、専門的な調査を踏まえて、本格修理が必要である。また、令和2年度から令和3年度にかけて実施した耐震診断の結果、各棟とも耐震性能が十分でないことが明らかになったため、耐震改修が必要である。

第2項 副次的に本質的価値を構成する要素の現状と課題

1) 水系

流水路については経年劣化しているものの、直ちに本格修理が必要な状態であるとはいえない。一方、三段の滝の吐水口の背後には、水量調節のバルブが設置されているが、現在は機能していない。その結果、流水の開閉と調整ができなくなっているため、修理が必要である。また下段の園池の南側より流出している水は、三段の滝の吐水口から、仮設の塩化ビニール管で分岐、供給されている。機能として支障はないが、見映えの点を含めて改修の必要がある。

2) 植栽・植生

芝生、荳、野花については、一定植生の遷移に任せつつ、定期的に除草、ミズゴケの除去などを行っている。芝生と荳が著しく衰退した場合は、補植の必要がある。

恩賜稚松は、平成18年（2006）にマツノザイセンチュウの被害により枯損したため、補植が望まれる。しかしながら現在の制度では、恩賜により稚松が与えられることはない。後継木の選定については、かつて離宮であった元離宮二条城から移植することなどを念頭に置いて、熟慮する必要がある。

築造時に植栽されたとみられる、マツ類、カエデ類、スギ・ヒノキ類、シイ類、モミについては、いずれも老木となり、枝張りが広がり、樹幹は肥大している。園路を通行する人々の視野を念頭におけば、スケールアウトしているものが少なくない。したがって、樹幹ごと差し替えることや、植え替えを計画的に行い、樹木構成を若返らせていくことが求められる。これは全ての樹種に該当することである。

カエデ類やスギ・ヒノキ類、シイ類、モミなどでは、樹勢が衰えているものがある。またマツ類では、恩賜稚松以外にも、マツノザイセンチュウの被害で枯損したものがあるため、補植の必要性を検討する必要がある。

カシ類については、周囲の建物や信号機などの目隠しとして有用であるが、補植されたものの多くがシラカシとなっている。シラカシは葉が細く薄いため、アラカシのように十分な目隠しの用途を果たすことができていない。したがって、今後の補植と植え替えについては、樹種の選定も含めて検討が不可欠である。

モッコク、アセビ、ツツジ類などの中低木は、日常的に手入れが為されている。その一方で、中木では枝張りや樹高が大きくなっているものや、ツツジ類については刈込の際に生じた枝葉が集積しているものがある。したがって適切な枝の切り縮めと枝抜き、場合によっては植え替えを計画的に行う必要がある。

3) 構造物

表門・袖塀、供待、板塀、土塀などは、一部で緊急の修理を行ってきた。一方で、土塀の裾部のき損、板塀の鉄製の控え柱の老朽化は著しいため、抜本的な修理が必要である。

4) 建造物

管理人住居は、これまでに一定の補強工事がなされてきたが、耐震診断の結果、耐震性能が十分ではないことが明らかになったため、耐震改修が必要である。

第2節 活用³

無鄰庵は、保存会から寄付されて以降、京都市では、山県の意志に従って一般公開を継続してきた。京都市観光協会に一般公開の業務を委託していた時点では、公開の範囲は、表庭部、露地庭部、園池部と、母屋1階の2つの広間であった。母屋の2階と茶室は、有料公開部として位置付けられていた。東側の広間では、呈茶のサービスが行われた。

平成28年度からは、指定管理者制度が取り入れられ、選定した指定管理者が施設の管理・運営を行っている。京都市観光協会が行っていたサービスを基本として、より充実した内容となるよう努められている。

一方で、これまで無鄰庵の本質的価値に則った活用のあり方は本市において検討されておらず、必ずしも山県や保存会の意向に沿った運用が十分に為されているとはいえない。よって、本保存活用計画の策定を機に、本質的価値に基づいた活用を実施していくことが不可欠である。

来園者数については、平成28年度の指定管理者制度の導入後、来園者数は増加傾向にある。平成25年度には年間約5万4千人が訪れていたが、平成28年度にはそれまでの過去最高であった昭和52年度の約5万5千人を超える5万6千人以上が訪れ、平成30年度には来園者数が過去最高の約7万9千人を記録した。また、最小はこれまで昭和57年度の約2万7千人であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた入場制限等により約2万3千人となった。

第1項 一般公開

現状

庭園内は、有料の一般公開を行っている。来園者は、園路及び母屋内から庭を観覧することができる。ただし、現状では安全上の理由等により、一部、園路の利用が制限されている。(図4-2-1)

【一般公開の庭園観覧順路（令和3年（2021）時点）】

無鄰庵へは、敷地西面の表門より入園する。入園料は、母屋の玄関南脇にある受付所で支払われる。そして、母屋の玄関から入り、中庭の脇を通り、南棟の八畳座敷の東側から庭へ降りる。そこから母屋に沿って飛石を伝い、母屋の十畳東面縁側のたたきへと至る。そして、東向きの飛石へとつながる。その周囲は、なだらかな丘の芝地となっている。丘（築山）上に伏せて据えられたいくつかの景石の周りには、背丈の低いサツキが植えられており、その丘の北・東側には部分的にクサボケが植わっている。

砂利敷きの園路を通じて東進すると、北側から南西に流れる流路内に打たれた沢飛び石を通じ、進路が東側と南側に分岐する。東側の園路には、結界が設けられているため、自ずと南側を通行することになる。東側を前述の丘、西側の州浜を備える園池の水際に沿って、園路伝いに南進すると、両側にかつて明治天皇から下賜された恩賜稚松の周囲に施された石製の玉垣が残されている。そのまま南進すると突き当たりとなり、園路は、東西に分岐する。南側の板塀伝いに東進すれば、周囲にはシイやイロハモミジといった高木、アセビなどの低木が植わり、両脇の低い築山上には、一面に苔が広がる。

更に東進すると、園路は北方向に曲がり、東側の三段の滝と西側の園池との間に打たれた沢飛び

³ 本節に記載の課題を解決するための基本方針は、第5章 第2節に記載。

石を介して、園池東北の汀に至る。園路は更に西北側に向かって伸びているが、結界により進路が塞がれているため、滝の北側を巡る園路を伝って、再び前述の沢飛び石の箇所まで帰ることができる。

そのまま、来た道を戻ると、道伝いに先述の分岐点に至り、ちょうど園路が交差する箇所の西側に、恩賜稚松の記（石碑）が立っている。更に西進すると、間もなく足下に北側の流路に注ぐ小滝の吐水口があり、次に顔を上げれば前方に茶室が見える。茶室の南東角付近には、蹲踞手水鉢が据えられており、茶室の土間に沿って幅の狭い園路を西進すれば、見通しが広がり、その北側に茶室の西半と先述のものとは別の蹲踞手水鉢が据えられ、南側には流路が流れる。その突き当たりには、2階建ての洋館が聳え立っており、周囲にはスギやヒノキの高木が植わっている。洋館の南西角には、玄関が設けられており、その前方をかすめて園路を進めば、母屋と洋館の間にある渡り廊下の土間に至り、潜り門状の開口部より退出することになる。

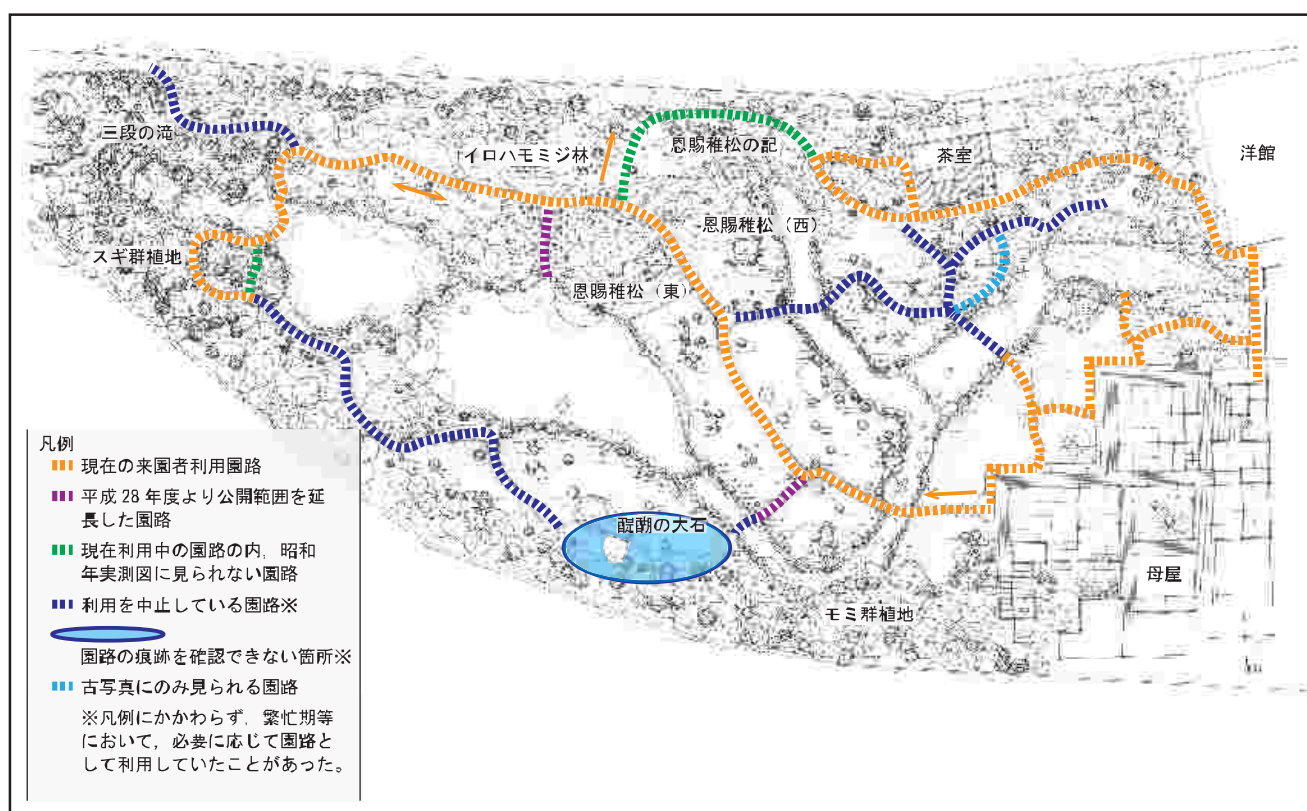


図 4-2-1 名勝無鄰庵庭園の一般公開における動線図

（昭和 12（1937）年の実測図に加筆。出典：重森三玲、重森完途『復刻版 日本庭園史大系』，社会思想社，1998 年）

課題

前述のとおり、無鄰庵の建造物は、各種調査成果に基づき、修理方法を検討のうえ、本格的な修理工事を行うこととなっている。その修理工事は長期に及ぶことが想定されるため、修理中の建物及び庭園の一般公開は、できる限り維持することが望ましい。なお、本格的な修理工事の完了後においても、施設の状況に応じて来園者の安全を第一とした公開の仕方や順路の検討が必要となる。

【施設の概要と現状】

1) 開園時間

表 4-2-1 無鄰庵の開園時間

期 間	開 園 時 間
4 月 1 日から 9 月 30 日まで	午前 9 時から午後 6 時まで
10 月 1 日から 3 月 31 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで

※最終入園は、開園時間の 30 分前まで。

2) 休園日

12 月 29 日から 1 月 3 日まで。（1 月 1 日から同月 3 日までは臨時開園することがある）

3) 入園料

表 4-2-2 無鄰庵の入園料

区 分	入 園 料 の 額 (1 名)
一般	600 円
100 円割引	・京都市市営地下鉄 1 dayフリーチケット（市営地下鉄一日乗車券）の所持 ・京都修学旅行パスポート/京都修学旅行 1 dayチケットの所持
100 円とするもの	・京都市キャンパス文化パートナーズ制度に入会の大学生・短期大学生
入園料の免除	・市内在住の70歳以上の方 ・身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳等を所持の御本人及び介護者 1 名 ・市内在住及び市内の学校に在籍する小・中学生 ・小学生未満の乳幼児

※令和 5 年（2023）4 月 1 日から、入園者が多いと見込まれる日に繁忙日料金を設定するとともに、併せて閑散日料金を設定する予定。

4) 貸室料金

表 4-2-3 無鄰庵の貸室料金

区 分	貸 室 料 金		
	午前	午後	前日
母 屋 の 2 階	3,200円	3,800円	5,400円
茶 室			

※令和 5 年（2023）4 月 1 日から、貸室利用者が多いと見込まれる日に繁忙日料金を設定するとともに、併せて閑散日料金を設定する予定。

5) 建物への入退室等

建物への入退室等について、母屋内から庭園の鑑賞を行える体制を整えている。また、縁側より庭へ降りる箇所については、段差の軽減を図った木製台と手すりを設け、更に庭園の観覧においても必要に応じて、スタッフが介助を行っている。

母屋のトイレについては、平成 30 年度に洋式化されており、身体障害者の方にも利用しやすいよう機能性の向上が図られている。

6) 駐車場

専用の来園者用の駐車場は存在しない。駐輪場については、施設内に5, 6台を収容できるスペースを確保している。

【主な取組】

1) 説明板

無鄰庵の歴史や文化財としての価値を解説した説明板を表門の施設入口前に設置している。ただし、説明板は木製で経年劣化が進み、読みづらい状態となっている。



写真 4-2-1 説明板（令和3年2月撮影）

2) リーフレット

無鄰庵の歴史や文化財の特徴等を解説したリーフレットを来園者に無料配布している。リーフレットは平成31年（2019）に刷新を行った。



図 4-2-2 リーフレット（表）



図 4-2-3 リーフレット（裏）

3) ボランティアによる解説、案内、運営の実施

指定管理者の自主事業として、平成30年度より、ボランティアによるガイド、イベントのサポート、運営業務のサポートを行う「フォスタリング・フェロー」が活動している。参加者はボランティアへの登録に際して、3回の事前研修にて無鄰庵について学んだ後、活動に参加できる。令和2年度においては市内外の55人が登録している。

4) ホームページ

来園者の事前準備や情報収集のために、公式ホームページを設けている。（当初、京都市が運営するホームページとして開設され、その後、指定管理者制度の導入に伴い、更に閲覧者の利便性等が向上するよう、指定管理者の運営するホームページに刷新された。）対応言語は、日、英、中の3言語に対応している。

5) SNS

指定管理者により、リアルタイムな情報の発信を目的に、Facebook を活用した国内外の観光客を対象とした日英バイリンガルの発信や、Instagram, YouTube を活用した新規顧客や若年層を対象とした発信を積極的に行っている。

公開の取組に係る課題

無鄰庵における、指定管理者による様々な公開の取組は、京都市が指定管理者の運用指標について定めた「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本方針」⁴及び「無鄰庵 指定管理者 業務仕様書」⁵に従ってなされている。

一方、利用者等のニーズが多様化（SNS 等による情報発信や施設内での飲食提供、ボランティアなど）しており、指定管理者による新しい取組の考案や実施が求められている。

また、市としては、本質的価値に沿った活用となるようにするとともに、指定管理者が変更した場合等において公開に支障が生じることがないように、公開や活用に関する基本的な考え方、方針等を定めることについて努める。

第2項 学校教育・社会教育

現状

学校教育において、無鄰庵への来園を促すため、京都市内在住及び市内在学の小・中学生の入園料を無料にしている。令和2年度には、京都市主催、指定管理者共催により、京都の文化財や暮らしに息づいてきた文化を学ぶ機会を設けることを目的に、京都市内の小・中学生を対象とした茶会の連続講座を行った。

また、文化財に関わる人材の育成を図ることを目的に、指定管理者の自主事業として、文化財講座が開講されている。文化財研究の第一人者を講師に迎えた講座や、専門知識を持つ学芸員による講座が展開されているほか、海外からの参加者を対象とした外国語に対応した講座も実施している。

課題

更なる無鄰庵の活用と本質的価値の発信を図るため、学校教育・社会教育の分野においても、新たな魅力、活用の創造に向けた取組を推進していく。

⁴ 京都市行財政局財政部財政課，平成16年（2004）8月策定／令和3年（2021）4月改訂。

⁵ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課，平成30年（2018）8月。

第3項 災害時における来園者・市民の安全確保

現状

災害時への対策については、「無鄰庵 指定管理者 業務仕様書」⁶に従って、指定管理者により危機管理責任者及び防火管理責任者が選任されている。また、災害から文化財を守るとともに、来園者の安全確保に万全を期すため、災害時に的確な行動が取れるよう対応マニュアルを作成するとともに、京都市左京消防署の指導の下、避難訓練を毎年行っている。

課題

本市における災害時への対策として、岩倉具視幽棲旧宅において行われている、市民と連携した防災事業などがある。具体的には、京都市文化財保護課が平成21年（2009）から育成している京都市文化財マネージャー、京都市消防局が平成12年度から育成指導している文化財市民レスキュー、文化財防災マイスター等の地域団体との交流や、ボランティアなどの養成支援事業等を行っている。今後は、無鄰庵においてもこれらを積極的に取り入れ、多様な災害に備える試みを行うことが望ましい。

⁶ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課，平成30年（2018）8月。

第3節 整備⁷

保存会から無鄰庵が寄付された際、継続的な有料での一般公開のために、受付、渡り廊下の設置といった大掛かりな整備を本市において行った。その後、建物や構造物の小修理が行われてきたものの、大規模な修理は行われてこなかった。しかし、築造から約120年を経過した現在、敷地全体で老朽化や荒廃傾向がみられるため、抜本的な修理及び本質的価値を尊重したうえでの現代的利用を見込んだ整備が必要とされる。

⁷ 本節に記載の課題を解決するための基本方針は、第5章 第3節に記載。

第4節 運営体制⁸

無鄰庵は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課が所管し、指定管理者に運営を委託している。今後の建造物の本格修理や耐震改修に向けては、バックヤードの確保や来客の安全性を考慮し、一般公開の範囲の変更や一時停止についても検討する必要がある。

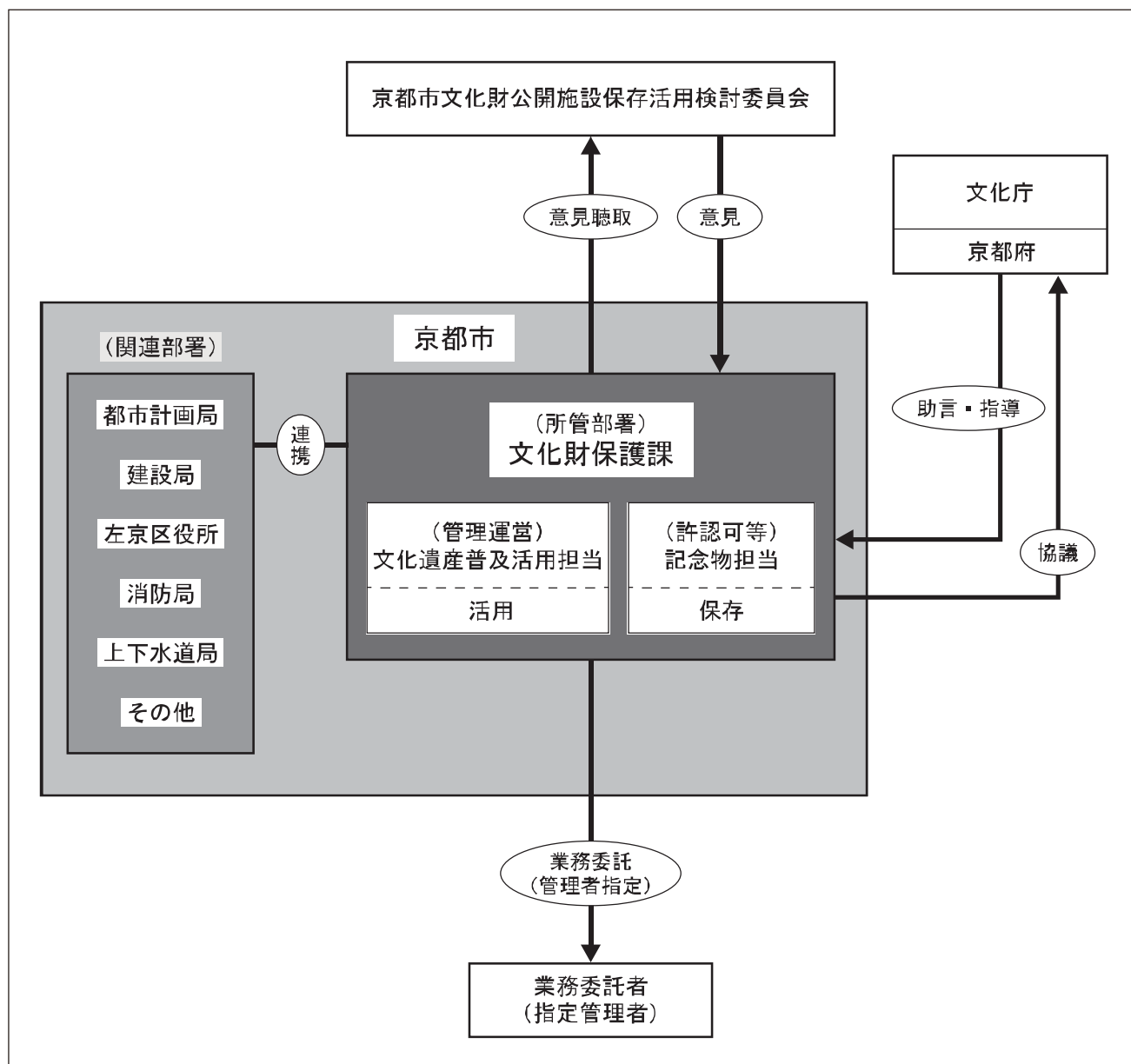


図4-4-1 名勝無鄰庵庭園における運営体制の組織図（令和4年（2022）3月現在）

⁸ 本節に記載の課題を解決するための基本方針は、第5章 第4節に記載。

第5章 基本方針

第1節 保存基本方針¹

「第3章 本質的価値」で記述したとおり、無鄰庵は近代京都の庭園・建築文化の端緒を示すとともに、山県有朋と明治の政財界人との関わりを通じた史跡的な意味合いがある。したがって、山県が発案した近代の庭づくりにおける地割と植栽構成の特徴を、後世へ残すことに努めるとともに、恩賜稚松の記（石碑）や無鄰庵会議が行われた洋館の2階など、記念碑としての意味合いがある構成要素を尊重した管理を行う。

また、記録で残されている山県が望んだ景色として、比叡山から東山連峰への眺望が確保できるよう努める。

無鄰庵の本質的価値を維持し、継承していくことはもちろんのこと、歴史資料（文献・図・写真）の調査結果と現況との照らし合わせを継続して行い、本質的価値の向上、裏付けの明確化を進める。また、市民を含む来園者が、無鄰庵の本質的価値を理解したうえで、その継承への取組に参加できるよう促す。

¹ 本節で定めた基本方針に則り、保存の方向性・方法を第6章 第1節・第2節に記載。

第2節 活用基本方針²

無鄰庵の活用においては、本質的価値である「明治の元勲・山県有朋が老年期から晩年まで使用した別邸として、激動の近代史が辿られること」を最も尊重するものとする。

そのうえで、庭と建物そのものや展示などを通して、本質的価値である「近代京都における庭と建物が一体となった邸宅づくりの方向性を示したこと」、「琵琶湖疏水の豊富な水を引き、多様な水の表現を実現した庭の嚆矢となったこと」、「京都の岡崎・南禅寺界隈に展開する邸宅の庭園群（「庭の集まり」）が成立するうえでの先駆けとなったこと」、「近世由来の事象が近代的な景に融和していること」を来園者へ分かりやすく伝えるよう努める。

無鄰庵は、山県の隠棲の場とすることを前提に成立し、結果的に別邸として使われ、保存会に移行した時点で公開事業を行っていた。それらの経緯からみて、個人が親しい人々との付き合いのために用いた面と、不特定多数の人々に公開を促したという面がある。これら二面性を満たすよう、過度の活用にならないよう努める。繁忙期などにおいては、入場制限等を検討する。

無鄰庵は、保存会から山県の意志を引き継ぐことを趣旨として、財産と土地の両方を京都市へ寄付された。そのことへの感謝を忘れることなく、一般の貸し会場などで行うことができるようなものではなく、山県が行った文芸活動や飲食のあり方などを参考として、本質的価値の発信に資する行事や企画等の無鄰庵に相応しい活用に努める。

構成要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素

- ・来園者へ無鄰庵の本質的価値が伝えられるよう、歴史資料（文献・図・写真）調査及び現況調査を継続して行い、情報発信や催事の充実を行う。
- ・活用に当たっては、保存会の所有時までの利用形態を尊重し、無鄰庵の本質的価値との関わりに矛盾がないようにする。
- ・活用に伴う工作物（夜間照明を含む）の設置は、名勝の景観に配慮し、地割に抵触しないよう、掘削を伴わない仮設とする。

構成要素Ⅱ 副次的に本質的価値を構成する要素

- ・構成要素Ⅰに準じる。

構成要素Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素

- ・保存活用の観点から、機能充実が必要な場合には、本質的価値に影響を与えない範囲内で、整備を行う。

構成要素Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

- ・構成要素Ⅲに準じる。

² 本節で定めた基本方針に則り、活用の方向性・方法を第7章 第1節・第2節に記載。

第3節 整備基本方針³

無鄰庵は、山県の所有期から保存会が所管した時代までの設えが、ほぼ継承されてきた。したがって、整備は、インフラ施設の更新や防災施設の設置、建造物の耐震改修などの機能・安全性の確保の範囲に留める。

なお、整備基本方針は、保存と活用の観点で示す。

保存のための整備基本方針

- ・本質的価値の「構成要素Ⅰ・Ⅱ」の継承に寄与するために、原則、現状の施設・設備を維持する。設備については、名勝の保存に影響を与えない範囲で、更新・機能充実を図る。

活用のための整備基本方針

- ・市民を含む来園者の利便性等に寄与するものとして、名勝の本質的価値に影響を与えない範囲で、適切に施設を管理し、改善を図る。
- ・展示解説等、来園者が無鄰庵の本質的価値を理解するために、名勝指定範囲に設置することが望ましいものについては、適度に充実を図る。
- ・来園者の安全確保並びに市民及び帰宅困難観光客への対応を含めて、京都市地域防災計画等に即した災害対策や危機管理を図る。
- ・復元整備をする場合は、歴史資料（文献・図・写真）の調査結果に基づき、整備の対象となる構成要素の仕組み、意味合い、構成、意匠、材料について十分な根拠を必要とする。

第4節 運営体制基本方針⁴

本質的価値に関わる多種多様な構成要素を、適切に保存・活用するため、専門的な知識と技能を有する人員を配した体制を確立し、持続する。

³ 本節で定めた基本方針に則り、整備の方向性・方法を第8章 第1節・第2節に記載。

⁴ 本節で定めた基本方針に則り、運営体制の方向性・方法を第9章 第1節・第2節に記載。

第6章 保存（保存管理）^{1, 2}

「第5章 基本方針」で定めた保存基本方針に則り、保存の方向性・方法を記載する。

第1節 方向性

構成要素Ⅰの保存を第一とし、構成要素Ⅱは構成要素Ⅰに準じて適切かつ円滑な保存を図る。構成要素Ⅲ及び構成要素Ⅳについては、構成要素Ⅰ及び構成要素Ⅱの保存に影響を与えないことを前提に充実する。

第1項 庭

京都の近代庭園の嚆矢という庭園史上の価値と、山県と明治の政財界人との関わりを示す記念碑という史的な価値を継承するため、山県が築いた当時の地割や植栽の構成の保存を第一とする。これに併せて、山県が望見した比叡山から東山連峰への眺望の確保にも努める。

敷地内で衰亡・劣化している箇所や、現在までに改変されている箇所については、原則的に確実な記録がある場合において、旧態へ戻すことも検討する。さらに、社会的要請や近隣での建築行為など、取り巻く状況の変化に対応する必要が生じた場合には、法令に基づき関係機関等と慎重に協議し対応を行う。

第2項 建造物

国指定名勝の構成要素に当たるもの（母屋、茶室、洋館、管理人住居）と、それ以外のものがある。国指定名勝の構成要素は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づく耐震性能の判断基準に準じて、適切に対応していき、それ以外のものも「第5章 基本方針」に基づき適切に対応する。

第2節 方法

無鄰庵の具体的な保存方法は、前述の方向性を踏まえて、構成要素の大別4項目ごとに記述する。

第1項 本質的価値を構成する要素の中での核心となる要素（構成要素Ⅰ）

- ・当該要素のうち本質的な価値を持つとみなされる仕組み、意味合い、構成、意匠、材料を損なう現状変更は行わない。
- ・保存のための整備（防災施設の設置、耐震改修など）に伴う工事以外には、みだりに庭園の地割、敷地内地盤の掘削は行わない。掘削の規模が大きくなる場合は、原則事前の確認調査を行い、顕著な遺構が検出された場合は、そのままの保存あるいは工法の検討を行う。
- ・本質的価値を厳密に裏付けることを目指して、歴史資料（文献・図・写真）の調査を継続して行う。また後世に修理、維持管理の経緯、実績を伝えるために、修理、維持管理の成果を持続的に記録する。
- ・日常的に、当該要素のき損状況の点検を行い、深刻な事態になる以前にき損箇所を検出し、確実に

¹ なお、保存のための整備は「第8章 整備」に記載。

² 本章で定めた方法に則り、実施すべき施策を第10章に記載。

修理を行うよう努める。

- ・庭の地割、建造物については、適正な周期で修理を行っていく。特に建造物については、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強等の安全性の確保に努める。

第2項 副次的に本質的価値を構成する要素（構成要素Ⅱ）

- ・構成要素Ⅰに準拠した保存方法とし、表門・袖塀や土塀といった構造物については、適正な周期で修理を行っていく。

第3項 本質的価値の保存を支える要素（構成要素Ⅲ）

- ・保存活用の観点から、機能充実が必要な場合には、本質的価値に影響を与えない範囲内で、整備を行う。

第4項 本質的価値の活用等に関わる要素（構成要素Ⅳ）

- ・構成要素Ⅲに準拠する。

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

無鄰庵指定範囲で行う行為のうち現状変更に当たっては、文化財保護法第125条に基づいて、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状変更を行う予定がある場合は、京都市文化財保護課記念物担当と事前協議を行う。

また、無鄰庵内における現状変更等の取扱方針と取扱基準を示す。

第1項 現状変更等の許可区分

名勝指定範囲で行われる現状変更等のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に記載の行為への許可に関しては、文化庁長官から京都市に権限が委譲されている。（下記範囲内であっても重大な現状変更と思われる場合は、事前に文化庁に確認する必要がある。）

文化財保護法施行令 第5条³

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る

³ 制定日：昭和五十年九月九日政令第二百六十七号

地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令⁴

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたもの）にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

第2項 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

無鄰庵においては、第4章で確認した課題の解決のために必要不可欠であるものを除き、現状を維持し、大きな変更は行わないことを基本とする。なお、構成要素の呼称の定義については表3-4-1（88～89頁）を参照のこと。

1) 現状変更等の取扱方針

1. 現状変更等が認められない行為

「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（平成12年（2000）4月28日付け文化庁次長通知）に基づき、次の行為については現状変更を認めることができない。

⁴ リ、ヌ、ルは、対象が天然記念物のみとなるため非掲載。

- ・本計画に定められた基準に反する場合
- ・名勝の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ・名勝の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

2. 現状変更等に許可を要さない行為

同法第125条第1項ただし書きに基づき、現状変更のうち維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるものについては許可を要さない。下記にそれぞれの行為の範囲を示す。

ア 現状変更のうち維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則」第4条に維持の措置の範囲が明記されている。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則⁵
(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 現状変更のうち非常災害のために必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置とは、本計画では、災害予測時又は発生時において、名勝のき損の発生や拡大を防ぐための措置とする。具体例は次のとおりである。

- ・土堀・板堀の倒壊等のき損やその前兆がある場合に、き損の拡大や発生を応急的に抑える行為
- ・土嚢積みやシート養生など、き損の発生を予防するための措置
- ・き損箇所への応急措置
- ・人止め柵等、来園者の安全を確保するための仮設物設置
- ・インフラ設備等が破損した場合の応急措置

⁵ 制定日：昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号

ウ 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微であるもの

保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微であるものとは、本計画では、土地の掘削、盛土、切土を伴わない日常的な維持管理行為とする。具体例は次のとおりである。

- ・清掃
- ・植栽の日常的な手入れ（実生木の伐採を含む。ただし、除根を行う場合は事前協議を要する）
- ・施設の日常的な補修
- ・土地形状の変更を伴わない臨時案内板・人止め柵等の設置

3. 現状変更等に許可を要する行為

現状変更等許可申請の対象となる行為としては、次の事例が想定される。

- ・構成要素Ⅰ、Ⅱのうち庭園と名勝の景観を構成する建造物、工作物等の修理・改修
- ・構成要素Ⅱのうち植栽の新植、補植（植え替え）、実生木を除く伐採、除根
- ・構成要素Ⅲ、Ⅳのうち、防災設備、雨水排水設備、防犯設備、インフラ設備の設置、案内板、境界柵等の簡易な工作物の設置・改修・充実
- ・修理・改修に伴う発掘調査
- ・修理・整備に伴う建造物や工作物の仮設
- ・復元整備

2) 現状変更等の取扱基準

無鄰庵における現状変更の許可対象は、前掲1)~3)に提示した6項目を指標とする。それらの指標に含まれない現状変更等が必要となった場合は、京都市文化財保護課記念物担当と事前協議し、文化庁の了承を得ること。また、名勝指定範囲については、別途、文化庁名勝部門とも協議が必要である。

次の現状変更許可の指標に準じて、これまでの現状変更申請の実績に基づいて、無鄰庵の全体と区域区分ごとの取扱基準を示す。

1. 全体に通ずる基準

活用に伴う工作物の設置

工作物の設置においては、名勝の構成要素を損耗したり、転倒等によりき損が発生しないよう、離隔距離の確保、養生など適切な配慮をする。設置に当たっては、掘削を伴わない工法とし、仮設物に関しては原則として杭は使用しない。工作物の規模・位置・意匠・色調等は、仮設・常設にかかわらず、名勝の景観に馴染むものとし、意匠の統一に努める。

2. 区域区分ごとの基準

① 表門及び玄関

当地区には、供待や前栽など山県の所有時代の施設が残る中に、無鄰庵の敷地への出入口、母屋と庭園側との連絡口として、インフラ施設（電気、上下水）と通路が密集している。さらに、池と流れの流末となっている。インフラ施設は順次更新するものとし

て、活用の便益に資する改修は、本質的価値の発信に資するものに限る。掘削はできるだけ抑制する。植栽の取扱いについては、建築物や工作物のき損を誘引する場合や、入園者の安全性に問題が生じる場合を除いては、原則的に現状を維持するものとする。樹木の健康状態に応じて土壌改良等のための掘削は、認めるものとする。

② 露地（茶室）

当地区には、独立する茶室と茶会での利用のための工作物及び通路等が施されている。露地を構成する茶室及び工作物、飛石等については、原則としてき損した際の修理に限るものとする。改修は、入園者の安全性に資する通路の調整、除根、雨水排水の改善に留める。掘削と植栽の取扱いについては、「①表門及び玄関」に準ずる。

③ 母屋及び洋館並びに中庭

当地区は、母屋と洋館を主体とし、中庭と建物廻りの土間等からなる。建築については、適宜、本質的価値に即した修理、安全上の改修、設備の更新を行う。中庭と土間等については、雨水排水の改善及びそのための除根に留める。掘削と植栽の取扱いについては、「①表門及び玄関」に準ずるが、巨木化あるいは老木化が進んでいる植栽については、事前の補植を前提に差し替え等を行う。

④ 流れ

当地区は、池より西側の二筋から一筋に合わさる流れに伴う芝地及び苔地、更には母屋と洋館のたたきからなる。庭園部分に関しては、全て本質的価値と直結した重要な範囲であり、原則としてき損した箇所の修理に限るものとする。たたきについては、現状を調査したうえで、できるだけ旧態に近い状態になるよう修理を行う。掘削と植栽の取扱いについては、「①表門及び玄関」に準ずる。

⑤ 池

当地区は、滝口から流れ出した水が広がる細長い池とその両脇に沿う植栽帯からなる。全て本質的価値と直結した重要な範囲であり、原則としてき損した箇所の修理に限るものとする。植栽は、巨木化あるいは老木化が進んでいるため、事前の補植を前提に差し替え等を行う。不必要な掘削は行わないことを前提に、経年により密集して生えた植栽の根については、適度に除去する。その他の掘削と植栽の取扱いについては、「①表門及び玄関」に準ずる。

⑥ 外縁

当地区は、無鄰庵の敷地の東南北面の境界沿いに配された植栽帯である。庭園と外部の景観の緩衝の役割を担う重要な範囲であり、原則的に現状の植栽構成を維持する。ただし、数多くの植栽の巨木化あるいは老木化が進み、補植されたものでは健康状態が望ましくないものがあるため、陽光の入り具合や土壌の状態、根の密集の度合いなどを勘案して、適切な措置を行ったうえで、差し替えや補植を行う。その他の掘削と植栽の取扱いについては、「①表門及び玄関」に準ずる。

⑦ 管理・作業スペース

当地区は、無鄰庵の保存管理を行ううえでのバックヤードである。基準は、「③母屋及び洋館並びに中庭」に準じるものとする。

第7章 活用^{1,2}

「第5章 基本方針」で定めた活用基本方針に則り、活用の方向性・方法を記載する。

第1節 方向性

歴史資料（文献・図・写真）調査及び現況調査を継続して行うことによって、正確に無鄰庵の本質的価値を伝えるとともに、情報発信や催事の充実を行う。

活用に当たっては、保存会の所有時までの利用形態を尊重し、無鄰庵の本質的価値との関わりと矛盾がないようにするとともに、本質的価値の情報発信を基軸とした施設の魅力を向上させるような取組を推進する。

活用に伴う工作物（夜間照明を含む）の設置は、名勝の景観に配慮し、地割に抵触しないよう、掘削を伴わない仮設とする。

建造物の耐震改修などに際して、一般公開の範囲の変更や一時停止を行った場合も、可能な活用の内容や手法について検討を行う。

なお、社会情勢に応じて、来園に際して事前予約制を導入し、一定時間に入場可能な来園者数を制限するなどの検討を行う。

第2節 方法

建物への入退室等については、多様な来園者が円滑に観覧できるように、案内・介助等の人的対応及び無鄰庵の保存に影響を及ぼさない範囲で可逆的な整備を実施し、より安全・快適に無鄰庵の本質的価値を学習できる環境づくりを行う。

無鄰庵の本質的価値を伝えるために、来園者の事前準備や情報収集のためのホームページを設けているほか、魅力ある施設と催事の情報発信を目的とした定期的な情報誌の発行、リアルタイムな情報発信を目的とした SNS 等を活用した国内外の来園者を対象とした情報発信を行っている。

また、従前から行っている取組として、来園者向けに、表門の施設入口前に説明板を設置しているが、今後更なる取組として、対応言語数の拡充、点字等によるユニバーサルデザイン化等の推進を検討していく。

加えて、歴史資料（文献・図・写真）調査及び現況調査の結果を踏まえて、適宜、取組内容を更新・充実させていく。

¹ 活用のための整備は「第8章 整備」に記載。

² 本章で定めた方法に則り、実施すべき施策を第10章に記載。

第8章 整備¹

「第5章 基本方針」で定めた整備基本方針に則り、整備の方向性・方法を記載する。

なお、具体的な整備の考え方や内容・手法については、今後、整備計画で言及するものとする。

第1節 方向性

第1項 保存のための整備の方向性

本質的価値の「構成要素Ⅰ・Ⅱ」の継承に寄与するために、原則、現状の施設・設備を維持する。短期的には、母屋、茶室、洋館及び管理人住居の本格修理が必要である。

設備については、名勝の保存に影響を与えない範囲で、更新・機能充実を図る。

また、中長期的な展望の下では、洋館2階の障壁画の保存修理が必要である。

なお、本格修理や、その後の維持管理に際して必要となる財源を確保するため、あらゆる社会情勢下において、安定した収入を確保する必要があるとともに、新たな公開の手法及び寄付等の支援の呼び込みなどの検討が必要である。

第2項 活用のための整備の方向性

市民を含む来園者の利便性等に寄与するものとして、名勝の本質的価値に影響を与えない範囲で、適切に施設を管理し、改善を図る。

短期的には、母屋、茶室、洋館及び管理人住居の本格修理工事竣工後の活用のための整備、多様な来園者への対応、安全・快適な観覧環境の向上のための整備（一般観覧範囲の安全性再確認、展示解説等の設置箇所の再確認、給排水設備・電気設備等の整備）に重点的に取り組む。中期的な展望の下では、庭園の地割や植栽の構成は、名勝の価値の保存のため現状の維持を基本とするが、経年のき損に関しては、包括的に修理する場合がある。また、琵琶湖疏水からの給水管のルートについて、保存と安全対策の観点から、その詳細な位置や現状の把握について調査及び老朽化への対策等について、関係機関と協議・連携を検討する。

建物への入退室等については、円滑になることを目指した可逆的な工作物の設置を検討する。

なお、歴史資料（文献・図・写真）から、整備の対象となる構成要素の仕組み、意味合い、構成、意匠、材料について十分な根拠があるものについて、復元整備をすることで、本質的価値を顕在化させることも検討していく。

第2節 方法

第1項 短期的に実施するもの

耐震補強を目的とした母屋、茶室、洋館及び管理人住居の本格修理工事を着実に進める。修理に当たっては、本質的価値に配慮し、内外観の変化を最小限とし、可逆性に配慮した計画とする。ただし、管理人住居については、部材の劣化状況が著しいことから、耐震改修を行う。そのうえで、利用可能な既存部材を最大限再利用する計画とする。

そのほか、構成要素Ⅱ及びⅢのうち、土塀、板塀等についても腐朽が進んでいることから、安全性の

¹ 本章で定めた方法に則り、実施すべき施策を第10章に記載。

確保が必要であるため併せて修理等の必要な措置を取る。

設備については、名勝の保存に影響を与えない範囲で、更新・機能充実を図る。

第2項 中長期的な展望の下に実施するもの

経年変化による護岸、園路、築山等のき損については、順次計画的に修理を行う。

また、洋館の修理工事に伴い、洋館2階の障壁画は一時的な取り外し等を実施する必要がある。一時的な取り外し等に当たっては、現況調査を行ったうえで、保存・修理の内容を検討する必要がある。

なお、洋館2階の応接室内は、障壁画を保護するために、温湿度及び光量を一定に保つとともに、来園者が障壁画に接触しないようにするなどの措置を講じる必要がある。

第3項 長期的な展望の下に実施するもの

上記の整備を実施するために、原則、整備計画を策定したうえで実施する。

第9章 運営体制¹

「第5章 基本方針」で定めた運営基本方針に則り、運営体制の方向性・方法を記載する。

第1節 方向性

「第6章 保存」、「第7章 活用」、「第8章 整備」の記載事項を計画・実施し、結果を評価し、改善につなげるために現実的な体制を取る。また、計画・実施のためには歴史資料（文献・図・写真）調査及び現況調査の継続・記録による正確な裏付けが必要であることから、調査についても検討する。

外部（各分野の専門家、民間事業者等）にも協力を求め、最新の知見を取り入れながら事業を進めていく。外部に事業を委託する場合、適切に監理・検査できるようにし、事業の品質を確保する。

第2節 方法

保存、活用、整備、調査は、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において必要な体制を確保する。

また、同課が管理者を指定し運営を行う。指定管理者は、本計画を遵守するとともに、定めのない事項等については、京都市と協議し決定する。特に、名勝の保存については、定期的に京都市の文化財保護技師と協議を行うこととする。

普及啓発及び情報発信等に際しては、本計画及び当該協議の結果を前提に行うものとする。

¹ 本章で定めた方法に則り、実施すべき施策を第10章に記載。

第10章 実施すべき施策

「第6章 保存」、「第7章 活用」、「第8章 整備」、「第9章 運営体制」に定めた方向性・方法について実施すべき施策を定める。これらの施策は記録を蓄積する。

第1節 保存

保存のために実施する必要がある施策は次のとおりである。これらの施策は直ちに着手し、継続する。

・構成要素の現況の確認

構成要素である母屋、茶室、洋館、管理人住居については、安全性確保のための耐震診断調査を既に実施済みであり、調査結果を基に、耐震補強計画を行う。

・構成要素の維持管理

【建造物】

日常より構成要素について定期的な点検を行って継続的に状況を把握し、き損の早期発見に努める。母屋、茶室、洋館、管理人住居の本格修理工事後も、それらのき損が認められた場合は、その状況と程度を分析して緊急度を測り修理計画を立て、適切な修理を実施する。抵触する植栽樹木の枝葉・幹・樹根等については、景観に配慮しながら除去・抑制を行う。

【植栽樹木】

植栽樹木の恒常的な維持管理及び伐採等は、入園者の安全の確保、建築物や工作物のき損の予防、植栽樹木の健康状態の確保を原則として行うものとする。

倒木の危険性を念頭に置いて、既存の樹木が横たわったと仮定した場合、園路あるいは無鄰庵の敷地の外周道路に至るものは、次のように取り扱う。

樹木が横たわったと仮定した場合でも樹高を下げれば、園路や外周道路に抵触しない場合は、幹を切り下げて対応する。幹を切り下げた場合、棒立ちとなり下枝の繁茂を期待できない場合、あるいは幹がひび割れている又は幹内が腐食している場合など倒れる危険性が認められるものについては、原則として伐採する。

無鄰庵の敷地外の信号機や街灯、現代的な建物の目隠しとして一定の高さの維持が求められる植栽樹木については、強風にあおられないように持続的に手入れをする必要がある。また、添え木やワイヤーを設置するなどして、急な倒木や枝折れを未然に防ぐよう努める。

幹内の腐食については、樹皮がはがれて腐りが目に見えて分かる場合のほか、樹皮にキノコ類が付着するなど、外観から観察できる場合がある。その一方で、外観からは健康と見えても、腐食が進んでいる場合もある。よって、恒常的な維持管理の中で、常に樹木の健康状態に配慮し、危険性を感じた場合には必要に応じて検査をする。

庭園の歴史上、景観上、特に重要とみなされる樹木の場合は、事前に調査を行うなどして、幹の切下げや伐採の判断は慎重に行う。また、倒木だけではなく、強風による枝葉の落下の危険性を避けるため、適宜、枝抜きや枝透かしを行う。

樹木の個体について配慮する事項は、次のとおり。

〈④流れ—a 建物周辺〉におけるクスの大木は、園内の西目を抑制し、樹枝がその東側の下部にあるイロハモミジに覆い重なることによって、このイロハモミジの枝張りが水平方向に延びることを促している。プロポーザル方式による実施業者選定以前は、定期的に剪定がなされておらず、枝

張りが大きく広がっていた。そこで、園路や建物に抵触しないよう樹枝を切り詰めた結果として、枯損するほどではないが樹勢が衰えた。強剪定は避けつつ、再び枝張りが園路や建物にまで抵触しないよう、イロハモミジとの程よい距離を保ちつつ手入れを行う。

〈⑥外縁〉の植栽樹木は、極力、塀よりも外側の外周道路に葉張りが出ないように努める。ただし、枝張りを詰めすぎると、枝ぶりが硬くなるため、定期的に枝を差し替える。モミとシイについては、強剪定すると枝枯れを起こすため、それぞれの樹木の健康状態を見据える。剪定を行う場合は、その後の芽吹きが期待できる梅雨の前後などに実施する。

〈⑥外縁〉の南端の中央辺りに植わっている大きなマテバシイについては、その枝張りによる被圧で〈⑤池—g イロハモミジ周辺〉のイロハモミジの枝張りが水平方向に延びることを促している。よって、できるだけその個体の維持に努めるとともに、後継樹を育成することが望まれる。

【地被植物・草本】

石組や景石の管理においては、地被植物や草本が著しく繁茂すると、石の背面に根茎が入り込んだ箇所が水路となり、土が穿たれて石が崩れるなどのき損の原因となる。また地被植物や草本が石組や景石の上部を覆うと、地割の輪郭が不明瞭となる。山県有朋が自ら景石を据える指示をしたという歴史背景を踏まえて、挿し石も含めて据えられた石については、自然な地被植物や草本の付着を見据えつつ、手入れによって露出を促していくものとする。また雑草やシダ類などを含む草本の除去については、それらの生長により、地割が損傷しないようにすることを重点とする。

苔地や芝地において樹木の根茎が網上に広がると、苔や芝の育成に支障が生じるため、年間管理の中で徐々にでも、樹根を取り除いていくものとする。

第2節 活用

活用のために実施すべき施策は次のとおりである。これらの施策は直ちに着手し、継続する。また、これらの実施に当たっては、本計画に記載した本質的価値を高めるような取組を推進していくことができるよう、ガイドラインを作成するよう努める。

・調査及び普及啓発

本質的価値の正確な裏付けを目指し、適宜、歴史資料（文献・図・写真）調査及び現況調査を行う。その結果を普及啓発・情報発信等に活用する。

・建物への入退室等の対応

建物への入退室等については、機器充実、人的対応を推進する。

・情報発信

調査及び整備の進展に合わせて、情報発信ツール（説明板・リーフレット・公式ガイドツアー・講演会・公式ガイドブック等）の推進、対応言語数の拡充、点字化等によるユニバーサルデザイン化等を行う。

第3節 整備

整備のために実施すべき施策は「第8章 第2節 方法」に記載のとおりである。

短期的に取り組む整備は、令和8年度までに整備完了を目指す。

第4節 運営体制

運営体制のために実施すべき施策は「第9章 第2節 方法」に記載のとおりである。

第 1 1 章 経過観察

本計画に記載の内容の実現に向けて、「第 6 章 保存」、「第 7 章 活用」、「第 8 章 整備」、「第 9 章 運営体制」について経過観察の方向性・方法を記載する。

第 1 節 方向性

無鄰庵の本質的価値を保存・継承するために、「第 6 章 保存」、「第 7 章 活用」、「第 8 章 整備」、「第 9 章 運営体制」の記載事項について、実態を評価し、継続又は改善につなげる必要がある。

実態を評価するに際しては、実施状況を記録するとともに、取りまとめのうえ、京都市文化財公開施設保存活用検討委員会に報告し、承認を得る。

評価結果は、実施方法に反映する。本計画の見直しが必要な場合は、文化財保護法第 129 条の 3 に基づく計画変更認定を受け、変更を行う。

第 2 節 方法

第 1 項 保存に係る経過観察

保存に係る経過観察として、構成要素である植栽樹木や建造物等の現況及び実施した維持管理について記録する。

第 2 項 活用に係る経過観察

活用に係る経過観察として、歴史資料調査、現地調査等の結果を記録するとともに、来園者人数、情報発信ツール（ホームページ、SNS、リーフレット等）の利用状況、アンケート調査の結果等を記録する。

第 3 項 整備に係る経過観察

整備に係る経過観察として、名勝整備の進捗状況を確認するとともに、本計画に基づく整備計画の策定状況を確認する。

第 4 項 運営体制に係る経過観察

運営体制に係る経過観察として、職員の配置状況及び人材育成の進捗状況を把握する。

資料編

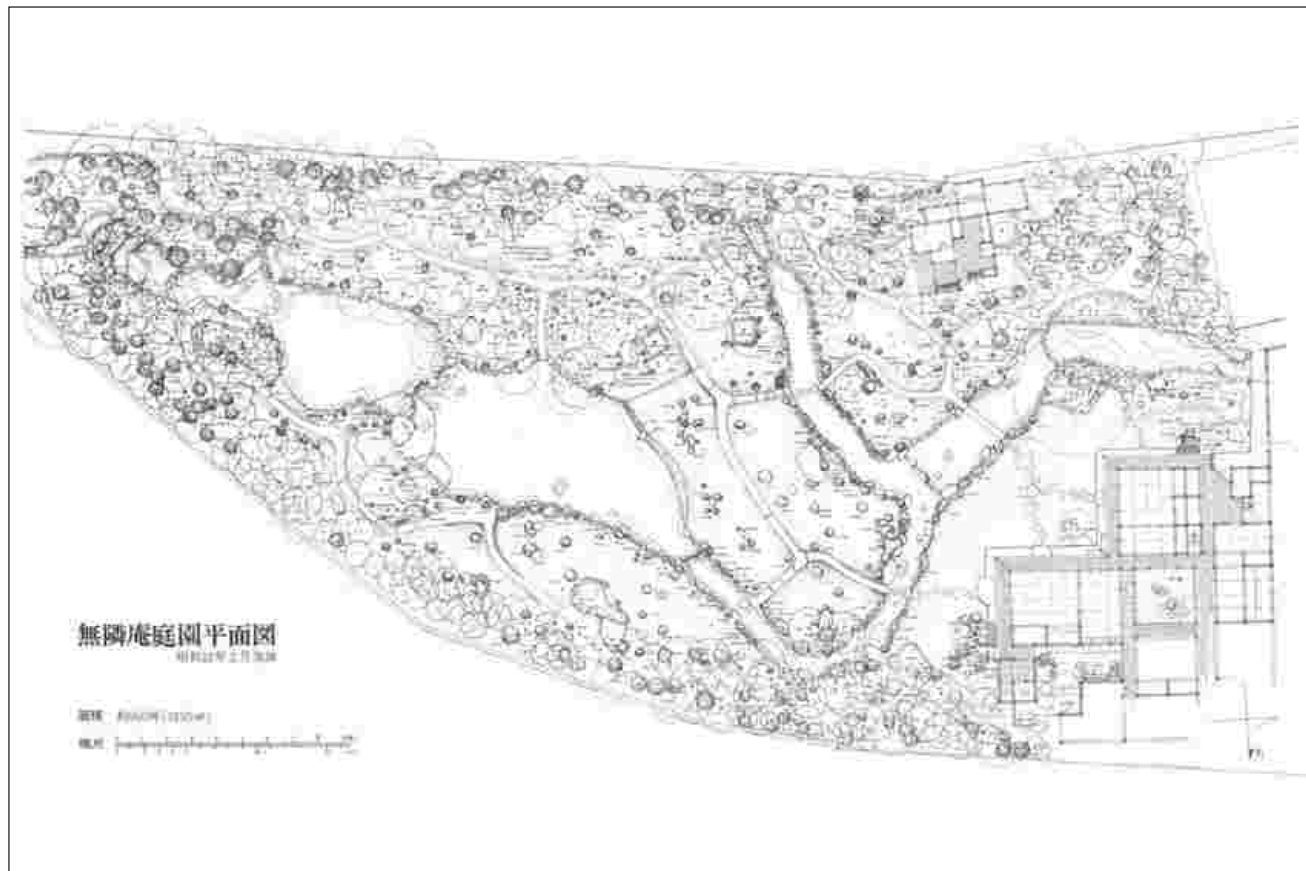
目次

資料 1	図.....	資 -1
資料 2	写真.....	資 -4
資料 3	絵図.....	資 -25

資料 1 図

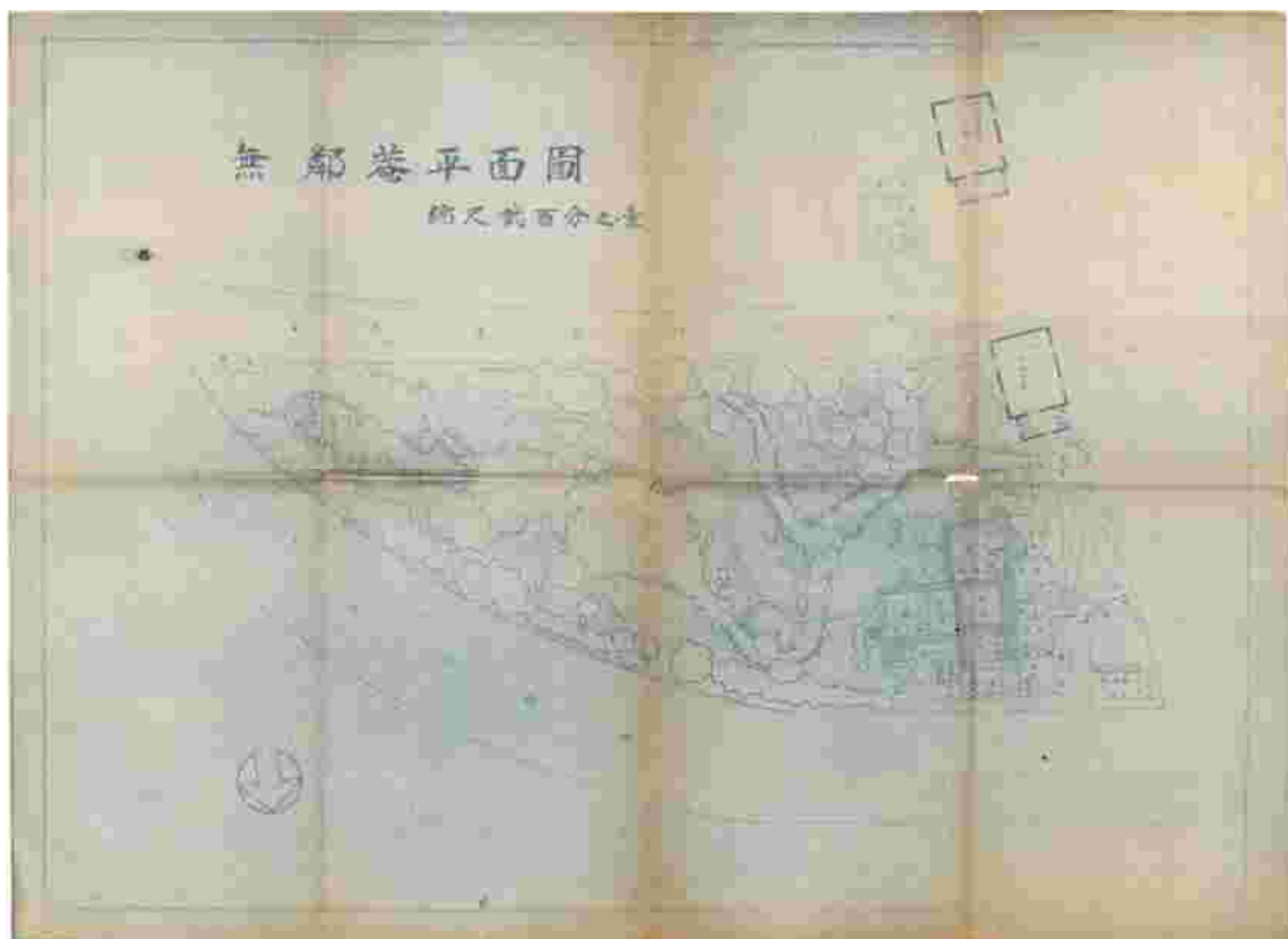
- 1) 昭和 12 年（1937）「無隣庵庭園平面図 昭和 12 年 2 月実測」（重森三玲『日本庭園史図鑑 第 19 巻 明治大正昭和時代 1』，有光社，1937 年）
- 2) 昭和 22 年（1947）「無鄰菴平面図 縮尺貳百分之壹」（京都市文化財保護課所蔵）

- 1) 昭和 12 年 (1937)「無隣庵庭園平面図 昭和 12 年 2 月実測」(重森三玲『日本庭園史図鑑 第 19 巻 明治大正昭和時代 1』, 有光社, 1937 年)



昭和 12 年 (1937) 出版の『日本庭園史図鑑』に掲載された実測図。
山県家・財団所有期当時の無隣庵の状況が詳細に記録されている。

2) 昭和 22 年 (1947)「無鄰菴平面図 縮尺貳百分之壱」(京都市文化財保護課所蔵)



無鄰庵の国指定名勝への指定の申請のため、昭和 22 年 (1947) に京都府から文部省に提出された稟請書に添付された図面。

資料2 写真

資料分類	写真詳細	撮影年代	出版社・出版年等	古写真番号
1) 「平安神宮建設前の岡崎」	無鄰庵築造前の敷地及びその周辺の様子 (平安神宮建設予定地より南東方向を撮影)	明治26年 (1893)頃	宗教法人平安神宮 所蔵	1
2) 『京都パノラマ館：写真集成』(白幡洋三郎ほか編)	敷地拡張前の無鄰庵の様子 (琵琶湖疏水付近より西南方向を撮影)	明治28年 (1895)頃	淡交社, 平成4年(1992)	2
3) 『太陽』第4巻第5号	茶室の北西側より北東方向を撮影	明治30年 (1897)頃	大橋乙羽撮影, 博文館, 明治31年(1898)	3
4) 『名流談海』 (大橋乙羽編)	流れの沢飛び石を渡った園路上より南西方向 を撮影	明治後期	大橋乙羽撮影, 博文館, 明治32年(1899)	4
5) 『京華林泉帖』 (湯本文彦編)	母屋南棟の東側の園路より南方向を撮影	明治後期	京都府廳, 明治42年(1909)	5
	池西端付近より南東方向を撮影			6
6) 写真帖『無隣庵』	茶室の北東付近より恩賜稚松を撮影	明治後期	公益財団法人山縣 家記念館所蔵	7
	園路より恩賜稚松を撮影			8
	母屋東棟の東側の園路より南方向を撮影			9
	茶室の北西側より北東方向を撮影			10
	沢飛び石付近より南東方向を撮影			11
	滝口周辺を撮影			12
	母屋東棟の十畳座敷東側の園路飛石より東方 向を撮影			13
	茶室の北西側より北方向を撮影			14
	母屋南棟の八畳座敷の東側縁側を撮影			15
7) 『大正庚申茶道記 下』 (箒庵高橋義雄)	流れの沢飛び石付近より南東方向を撮影	大正後期	慶文堂書店, 大正10年(1921)	16
8) 『公爵山県有朋傳 下巻』 (徳富猪一郎編)	三段の滝の西側の沢飛び石より西方向を撮影	昭和前期	山県有朋公記念事 業会, 昭和8年(1933)	17
	母屋東棟の十畳座敷東側より南方向を撮影			18
9) 『ART OF THE LANDSCAPE GARDEN IN JAPAN』 (田村剛)	母屋南棟の八畳座敷前より東方向を撮影	昭和前期	国際振興会, 昭和10年(1935)	19

資料分類	写真詳細	撮影年代	出版社・出版年等	写真番号
10) 『日本庭園史図鑑 第19巻 明治大正昭和時代1』 (重森三玲)	「書院二階より眺めたる全景」	昭和前期	有光社, 昭和12年(1937)	20
	「上部池泉流れを見たる全景」			21
	「下部合流付近流れの景観」			22
	「下部合流付近景観」			23
	「上部池泉流れの景観」			24
	「池泉二段流れの手法」			25
	「滝組細部手法」			26
	「滝付近流れの手法」			27
11) 「名勝無鄰菴庭園指定方稟 請」	母屋南棟の2階より東方向を撮影	昭和中期	昭和22年(1947) に京都府から文部 省に提出された稟 請書に添付された 写真。 京都市文化財保護 課所蔵	28
	母屋東棟の南東側より恩賜稚松を撮影			29
	母屋東棟の十畳座敷より南方向を撮影			30
12) 『日本庭園史大系 第27巻 現代の庭(一)』 (重森三玲・重森完途著, 日本庭園史大系刊行会編)	「流れの局部」	昭和後期	社会思想社, 昭和46年(1971)	31
	「池泉と流れの合流附近」			32
	「書院と南部の流れ」			33
	「流れの合流部付近の意匠」			34
	「燕庵をかたどった無鄰庵とその附近の意匠」			35
	「西部下流の流れと石橋」			36
	「流れと池泉を兼ねた東部附近」			37
	「書院前庭の飛石」			38
	「東部の三段流れの石組」			39
	「東部の三段流れの石組」			40
	「捨石の景観」			41
	「露地の手水鉢とその附近」			42
	「埋込みの燈籠とその附近」			43

1) 平安神宮建設前の岡崎（宗教法人平安神宮所蔵）



古写真1 無鄰庵築造前の敷地及びその周辺の様子（平安神宮建設予定地より南東方向を撮影，引用元より一部加工）



現況写真1（令和4年3月撮影）

- ・現在，無鄰庵が築造されている敷地及びその周辺が，マツ類の林立する空地となっており，無鄰庵築造前の岡崎界隈の状況がうかがえる。

2) 『京都パノラマ館：写真集成』（白幡洋三郎ほか編）



古写真2 敷地拡張前の無鄰庵の様子（琵琶湖疏水付近より西南方向を撮影，引用元より一部加工）



現況写真2（令和4年2月撮影）

- ・母屋の西棟において，現在の玄関から中庭にかけての建物の形状が異なり，後に西棟が改造されたことが推察される。
- ・現在の無鄰庵の東側の敷地の部分に，無鄰庵とは別の構造物が存在することが確認でき，無鄰庵の敷地拡張前の状況がうかがえる。

3) 『太陽』第4巻第5号



古写真3 茶室の北西側より北東方向を撮影



現況写真3 (令和3年2月撮影)

- ・古写真当時(明治30年(1897)頃)は、敷地北側の外縁の群植されたモミ、マツ類、カシ類等がまだ幼木で、比叡山方向への眺望が開けていたことがうかがえる。

4) 『名流談海』(大橋乙羽編)



古写真4 流れの沢飛び石を渡った園路上より南西方向を撮影



現況写真4 (令和3年2月撮影)

5) 『京華林泉帖』(湯本文彦編)



古写真5 母屋南棟の東側の園路より南方向を撮影



現況写真5 (令和3年2月撮影)

- ・明治42年(1909)当時は、茶室と周囲の高木越しに栗田山の稜線が確認できたことが推察される。



古写真 6 池西端付近より南東方向を撮影



現況写真 6 (令和3年2月撮影)

・古写真には、現在ある州浜の姿が見えない。

6) 写真帖『無隣庵』(公益財団法人山縣有朋記念館所蔵)



古写真 7 茶室の北東付近より恩賜稚松を撮影



現況写真 7 (令和3年2月撮影)

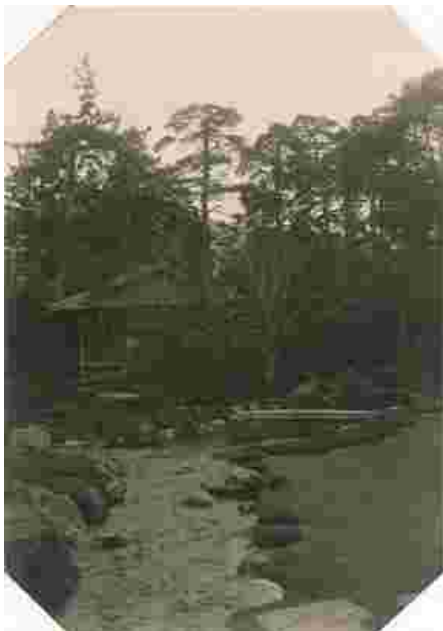


古写真 8 園路より恩賜稚松を撮影



現況写真 8 (令和3年2月撮影)

- ・明治後期に撮影された古写真7, 8から, 当時の恩賜稚松の周囲の結界は, 現在見られる石製の玉垣ではなく, 当初は簡素な竹製の囲いであったことが分かる。
- ・現在は苔地となっている恩賜稚松の周囲の地被が当時は芝生であったことが古写真から確認できる。



古写真 9 母屋東棟の東側の園路より南方向を撮影



現況写真 9 (令和3年2月撮影)

- ・古写真9から, 茶室北側, 築山と流路の間に園路と石段が存在していた¹と言われている。現在は, その箇所は苔に覆われている。加えて, 山県家・財団所有期の昭和12年(1937)の実測図²には, その園路と石段についての記載はない。
- ・茶室の前(東側)の高木が落葉樹であったが, 現在はヤマモモ(常緑樹)となっている。

¹ 加藤友規・清水一樹・阪上富男『山県有朋記念館所蔵の古写真に見る往時の無鄰菴庭園に関する研究』, ランドスケープ研究 80 (5), 2017, 2017 年, p. 450。

² 重森三玲『日本庭園史図鑑 第19巻 明治大正昭和時代1』, 有光社, 1937 年。



古写真 10 茶室の北西側より北東方向を撮影

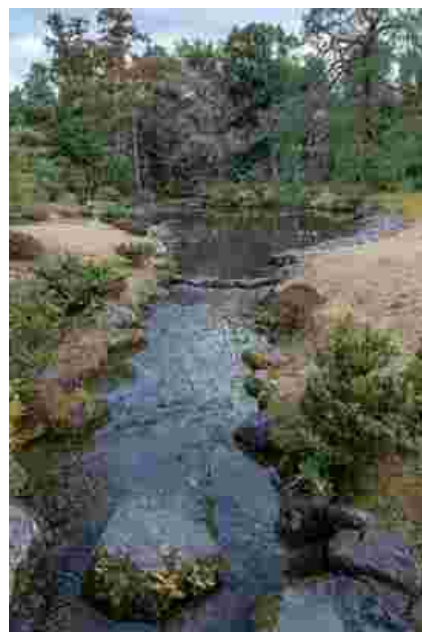


現況写真 10 (令和3年2月撮影)



古写真 11 沢飛び石付近より南東方向を撮影

・古写真には、現在ある州浜の姿が見えない。



現況写真 11 (令和3年2月撮影)



古写真 12 滝口周辺を撮影



現況写真 12（令和3年2月撮影）

- ・明治後期に撮影された古写真は、当時の滝石組、水量、植栽の様子を知る手掛かりとなる。
- ・滝石組については、当時と変わりは見られない。
- ・滝の水量については、カメラの性能、撮影方法や時期により写り方が変わるため、水量の正確な増減の確認や判断は難しいが、現在の水量は、当時よりも減少しているようにも見受けられる。
- ・植栽については、現在多く見られるシダが当時はあまり見られないなどの違いが確認できる。



古写真 13 母屋東棟の十畳座敷東側の園路飛石より東方向を撮影



現況写真 13（令和3年2月撮影）

- ・古写真から園路幅拡張工事前の、当時の園路の姿を確認することができる。拡張前の園路幅は、一人が通ることができる程度の幅であったことが分かる。園路両脇の築山の形状や勾配に変化は見られないが、法裾が園路拡張に伴い削られている。
- ・植栽については、当時の低木が『続江湖快心録』にある山県の「岩に附着たように低く躑躅を作る」ようにとの指示どおりに低く刈り込まれて維持されていたことが、古写真からも見て取れる。
- ・古写真では、写真中央に醍醐の大石がはっきりと確認できるが、現在では、周囲のモミなどの樹木が覆い茂り大石のほとんどが見えにくい状況となっている。
- ・当時は、庭園東側の外縁に多数のスギが見えるが、現在では数えるほどにまで減少している。



古写真 14 茶室の北西側より北方向を撮影



現況写真 14 (令和3年2月撮影)

- ・古写真には、流れの際にカキノキがうかがえるが、現在は存在しない。また、当時、カキノキの足元周辺に広範囲に群生していたと見て取れるササは、現在でも確認できるものの、範囲はかなり減退している。
- ・当時、クスノキの周囲にモミジが2本確認できるが、現在は存在しない。



古写真 15 母屋南棟の八畳座敷の東側縁側を撮影



現況写真 15 (令和4年2月撮影)

- ・増し打ち前の当時のたたきの姿が確認できる。
- ・母屋前の地被が苔ではなく、当時は芝生であったことが確認できる。また現在は、飛石の周囲が砂利敷に舗装された園路となっている。

7) 『大正庚申茶道記 下』(筥庵高橋義雄)³

古写真 16 流れの沢飛び石付近より南東方向を撮影

8) 『公爵山県有朋傳 下巻』(徳富猪一郎編)³

古写真 17 三段の滝の西側の沢飛び石より西方向を撮影



現況写真 17 (令和4年2月撮影)

³ 国立国会図書館デジタルコレクションより転載。



古写真 18 母屋東棟の十畳座敷東側より南方向を撮影



現況写真 18（令和4年2月撮影）

9) 『ART OF THE LANDSCAPE GARDEN IN JAPAN』（田村剛）⁴



古写真 19 母屋南棟の八畳座敷前より東方向を撮影



現況写真 19（令和3年2月撮影）

- ・ 山県家・財団所有期の昭和10年（1935）出版の『ART OF THE LANDSCAPE GARDEN IN JAPAN』に掲載された写真。
- ・ 古写真には、当時の恩賜稚松の周囲の結界が見て取れ、この時には既に簡素な竹製の囲いから、現在と同じ石製の玉垣となっていることが分かる。したがって、昭和10年（1935）までの間に、石製の玉垣に交換されたと推定できる。
- ・ 古写真には、切石橋から、東へ延びる細い曲線の園路の姿が鮮明に確認できる。現在、その園路は利用されておらず、大部分が苔に覆われている状態にある。

⁴ 「名勝無鄰庵庭園の育成管理」，植彌加藤造園株式会社から引用。

10) 『日本庭園史図鑑 第19巻 明治大正昭和時代1』(重森三玲)



古写真 20 「書院二階より眺めたる全景」



現況写真 20(令和2年10月撮影)



古写真 21 「上部池泉流れを見たる全景」



古写真 22 「下部合流付近流れの景觀」



古写真 23 「下部合流付近景観」



古写真 24 「上部池泉流れの景観」



現況写真 24 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 25 「池泉二段流れの手法」



現況写真 25 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 26 「滝組細部手法」



現況写真 26 (令和4年2月撮影)



古写真 27 「滝付近流れの手法」



現況写真 27 (令和4年2月撮影)

・昭和12年（1937）出版の『日本庭園史図鑑 第19巻 明治大正昭和時代1』に掲載された写真。

11) 名勝無鄰庵庭園指定方稟請（京都市文化財保護課所蔵）



古写真 28 母屋南棟の2階より東方向を撮影



古写真 29 母屋東棟の南東側より恩賜稚松を撮影



現況写真 29（令和4年2月撮影）



古写真 30 母屋東棟の十畳座敷より南方向を撮影

- ・無鄰庵の国指定名勝への指定の申請のため、昭和22年（1947）に京都府から文部省に提出された稟請書に添付された写真。

12) 『日本庭園史大系 第27巻 現代の庭(一)』(重森三玲・重森完途著, 日本庭園史大系刊行会編)



古写真 31 「流れの局部」



現況写真 31 (令和4年2月撮影)



古写真 32 「池泉と流れの合流附近」



現況写真 32 (令和4年2月撮影)



古写真 33 「書院と南部の流れ」



古写真 34 「流れの合流部附近の意匠」



現況写真 34 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 35 「燕庵をかたどった無隣庵とその附近の意匠」



現況写真 35 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 36 「西部下流の流れと石橋」



現況写真 36 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 37 「流れと池泉を兼ねた東部附近」



現況写真 37 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 38 「書院前庭の飛石」



現況写真 38 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 39 「東部の三段流れの石組」



現況写真 39 (令和 4 年 2 月撮影)



古写真 40 「東部の三段流れの石組」



古写真 41 「捨石の景観」



現況写真 41（令和4年2月撮影）



古写真 42 「露地の手水鉢とその附近」



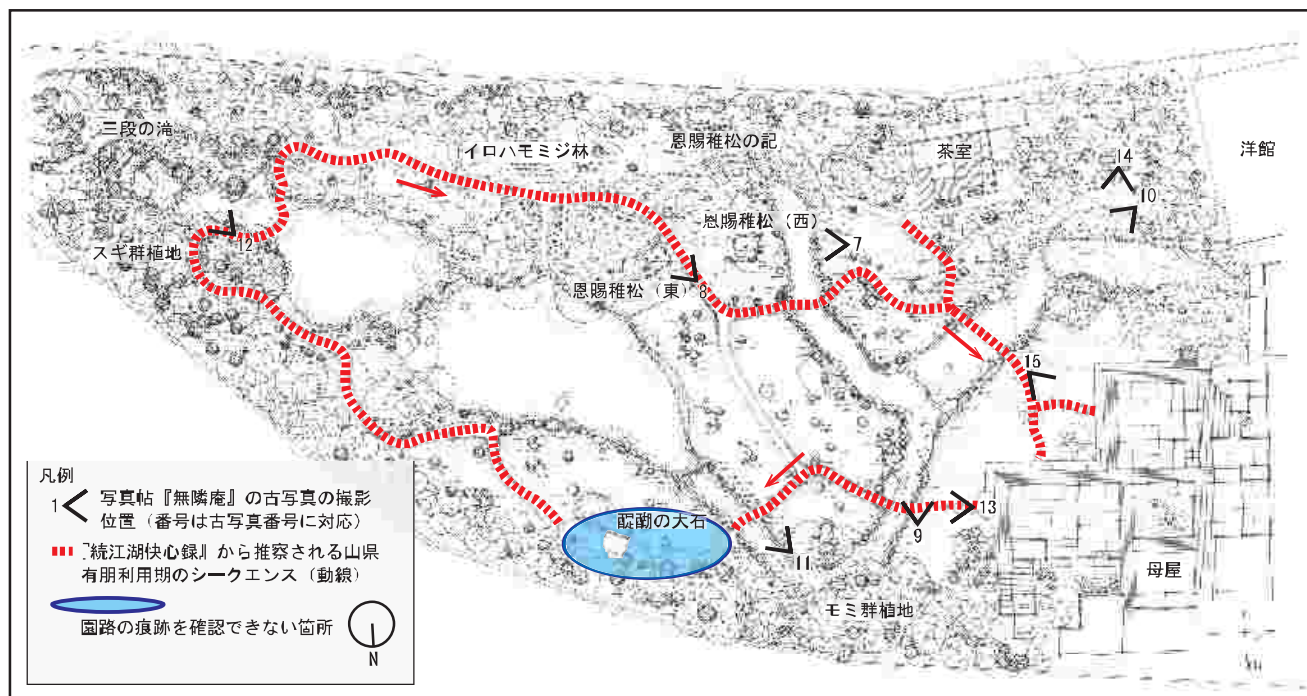
古写真 43 「埋込みの燈籠とその附近」

・昭和46年（1971）出版の『日本庭園史大系 第27巻 現代の庭（一）』に掲載された写真。

(参考)『続江湖快心録』の無鄰庵の記述から推定される山県の庭園案内順路(回遊動線)

下図は、昭和12年(1937)の実測図⁵に、『続江湖快心録』の無鄰庵の記述から推定される山県の庭園案内順路(回遊動線)を記載したものである。

また、公益財団法人山縣有朋記念館所蔵の写真帖『無隣庵』(明治後期撮影と推定)に収録されている古写真の撮影位置について、庭園を鑑賞する視点場の参考位置として併せて記載した。



図資 2-1 『続江湖快心録』の無鄰庵の記述から推定される山県の庭園案内順路(回遊動線)

(昭和12年(1937)の実測図に加筆。出典：重森三玲、重森完途『復刻版 日本庭園史大系』，社会思想社，1998年)

⁵ 重森三玲『日本庭園史図鑑 第19巻 明治大正昭和時代1』，有光社，1937年。

資料3 絵図

- 1) 寛政11年(1799)「名物南禅寺前湯豆腐店」(秋里籬寫『都林泉名勝図会 二之巻』)
- 2) 元治元年(1864)「南禅寺総門外松林茶店」(晴翁木村明啓, 樞園川喜多真彦編『花洛名勝図会 東山之部 二』)
- 3) 明治28年(1895)「境置総覧」(畑道温編『南禅寺偉観』, 南禅寺本堂再建事務本部, 1895年)
- 4) 昭和12年(1937)「無隣庵」(重森三玲『日本庭園史図鑑 第19巻 明治大正昭和時代1』, 有光社, 1937年)

1) 寛政 11 年 (1799)「名物南禅寺前湯豆腐店」(秋里籬寫『都林泉名勝図会 二之巻』)



(出典：大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター)

【翻刻文】⁶

名物

南禅寺前

湯豆腐店

湯豆腐に独秀峯の雪見哉 嘯山

取かへてちいさき猪口に何膳じ喰てもおぼろの空ねない店 籬寫

⁶ 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター

2) 元治元年（1864）「南禅寺総門外松林茶店」（晴翁木村明啓、樞園川喜多真彦編『花洛名勝図会 東山之部 二』）



（出典：大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター）

【翻刻文】⁷

南禅寺総門外松林茶店

丹後屋の湯豆腐は古よりの名物にして、旅人かならず是を賞味し、瓢亭の煮拔玉子は近世の奇製なりとて、ここの酒客あまねくこれを食悦す。夫豆腐は夏の茄子、冬の大根にも勝りて、四時ともに風味を違へず。形方にして種なく福分を調へ、所謂精物の随一たり。又■卵は春の桜鯛、秋の紅葉鮒にも超へ、河海のしけを知らず。形円くして骨なく腎精を健にす。頗る生物の最上といふべし。実や方円陰陽の味ひ、いづれも無双の料理の塩梅、老若男女のけじめなく、皆飲びの色かへぬ松のはやしに千代かけて、古今の名物両店の繁昌はこれも花洛の一奇といふべし。

松陰の間は寒き小はるかな・芹舎

⁷ 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター

3) 明治 28 年 (1895)「境置総覧」(畑道温編『南禅寺偉観』, 南禅寺本堂再建事務本部, 1895 年)



明治 28 年 (1895) 出版の『南禅寺偉観』に掲載された南禅寺及び南禅寺旧境内を描いたもの。南禅寺の本堂（法堂）が明治 28 年 (1895) に焼失した後の景観が描かれているが、無鄰庵の西側に存在する惣門は、実際の位置よりも東寄りに描かれている⁸。

8 宗教法人南禅寺『史跡南禅寺境内保存活用計画書』, 2020 年, p. 143。

- 4) 昭和 12 年 (1937)「無隣庵」(重森三玲『日本庭園史図鑑 第 19 巻 明治大正昭和時代 1』, 有光社, 1937 年)



昭和 12 年 (1937) 出版の『日本庭園史図鑑 第 19 巻 明治大正昭和時代 1』に掲載された山県家・財団所有期の無隣庵を描いたもの。

名勝無鄰庵庭園保存活用計画

令和4年3月31日発行

発行 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL (075) 222-3130

編集・執筆 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
株式会社 中根庭園研究所

印刷 株式会社 あおぞら印刷

【表紙写真】 ©植彌加藤造園／撮影 相模友士郎